

R41



\* 0006668000 \*

0006668-000

315. 1-R41ウ

立憲政友会滋賀県支部党誌

立憲政友会滋賀県支部

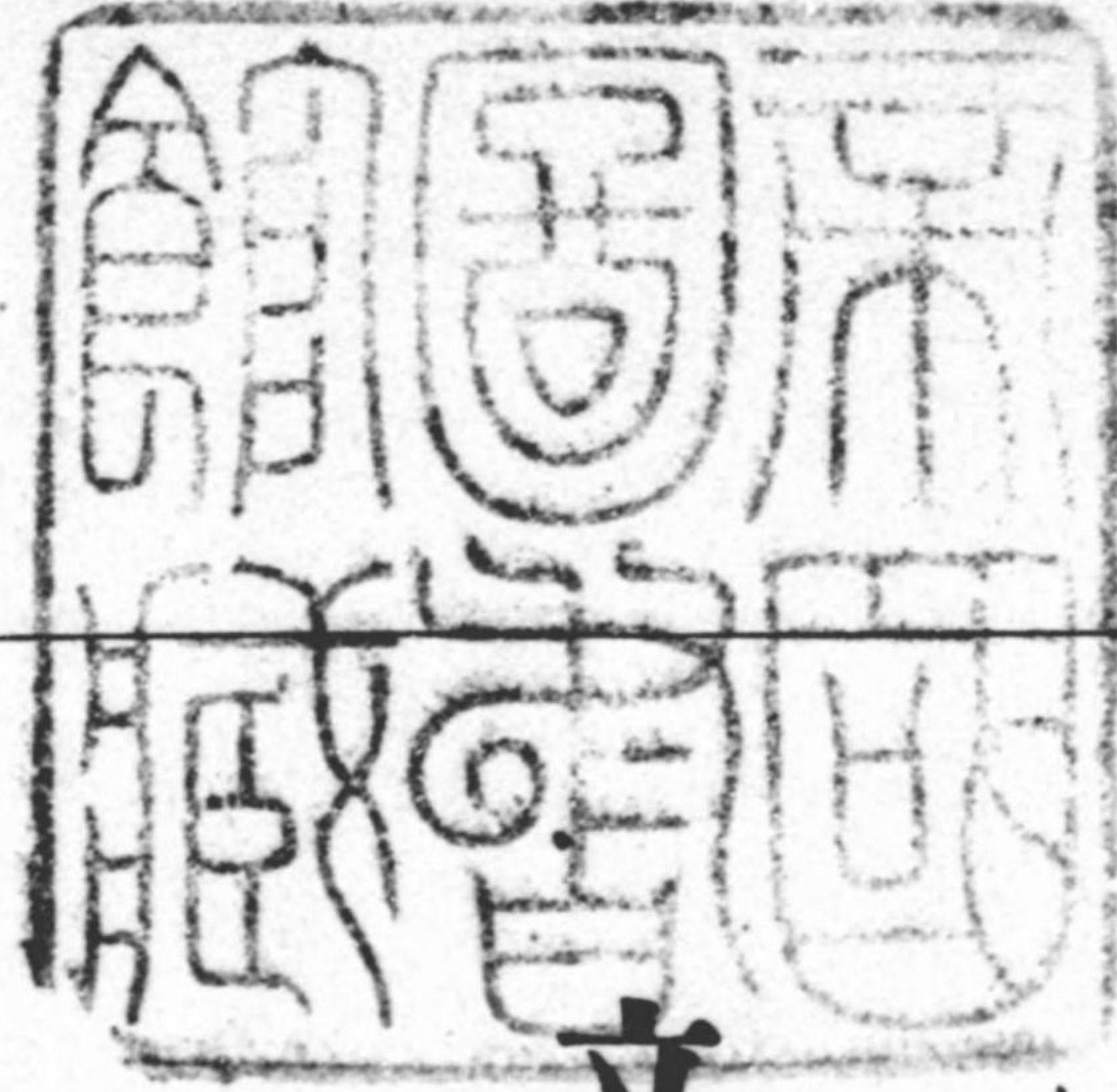
昭和19

ABF



42 ✓





315.1  
R41

立憲政友會滋賀縣支部黨誌





往昔天業恢弘の帝都に奠められた志賀の都には、長へに治國濟民の血が滾つて居る。傳教大師が比叡山上より疾呼した鎮護國家の徳教は、千載後の近江人に深き響を傳へて居る。近江聖人の遺芳は、水明の琵琶湖を繞りて、普く郷黨に不朽の感銘を刻みつけて居る。滋賀縣に發達した政黨の歴史が、脈々として其の光彩と生氣とを後昆に遺すは、蓋し國土の感化と先哲の遺響とに因るもの多きが爲である。

源を五箇條御誓文に發し、流を大日本帝國憲法に洶む政黨の歴史は、日本文化史上萬代不易の金字塔である。殊に天皇中心主義を宣揚し、君民一如の精神を強調した立憲政友會は、半世紀に亘りて日本國民に、日本人らしき政治思想を涵養した。而して其の偉大なる事績は、子々孫々忘却すべからざる功績である。只時に盛衰あり、世に汚隆あり、政黨にも亦消長あり、得失がある。徒らに其の缺陷と短所とを列舉し



て、薰蕕架を同じくせしめんとするは、甚だ心なき業である。

往年世に發展的解消の新熟語が生れた。それと共に政黨は、其の新熟語に陶醉して、轡<sup>ウツ</sup>を駢<sup>ヒ</sup>べて解消した。時代の要求か、敢て知らず。國民の公論か、敢て與らず。たゞ惜むらくは、聾<sup>ドフ</sup>々者流、退ては政黨本來の使命に嚴肅なる反省と検討とを加へず、進ては新日本を開拓する創意と工夫とに熱意を傾けず、自肆放漫、恣に先賢の遺烈を泥土に委せんとしたことを。

顧ふに滋賀縣に於ける立憲政友會は、滋賀縣國土開發の一里塚である。又滋賀縣民文化進程の驛傳である。蓋し滋賀縣の政友會は、滋賀縣に於ける政治と徳教、政治と産業の密接なる紐帶として、貴き存在價值を討究せらるべき對象である。是れ縣下幾多の志士政客が、國土の感化、先哲の遺響に鼓動して、民生の爲に志を立て、身を殺して仁

を爲した賜である。乃ち爰に其の事績を尋ねて後代に傳ふことは、近畿日本の文化過程の重要なる資料たることを信ずる。

予は前年來、屢次滋賀縣に遊説して、先輩に導かれ同人と交りを深くした。而して又予は政友會解消後、同志と共に同交會を結び、政黨の純正精神を堅持して、聊か君國に竭くさんとして孤忠を守つた。今や滋賀縣同人等相計つて滋賀縣立憲政友會史を編し、予に一文を求め來る、予豈に憚ばざらんや。乃ち勿皇所感の一端を披瀝し、併せて予の私淑する古訓を録して序に代ゆる所以である。

『天下の廣居に居り、天下の正位に立ち、天下の大道を行ふ。志を得れば民と與に之に由り、志を得ざれば獨り其道を行ふ。富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はず、此れ之れを大丈夫と言ふ。』



政黨は滅びたが嚴正なる政黨精神は滅びない。滋賀縣立憲政友會史は必ずや政黨精神を傳へてくれるだらう。

予は最後に、拙ない舊作の國風を掲げて、尊敬する同人に贈りたい。

大君の大まつりごとに協はんと

天が下に廣く居る我れ

昭和十八年八月下浣

衆議院議員

安藤正純

#### 立憲政友會滋賀縣支部黨誌編纂趣意

支那事變勃發し年を重ねるに従ひ、世界の狀勢は刻一刻變化し、東洋の天地も亦將に風雲急ならんとし、時局の緊迫益々切なるものがあるに伴つて、吾が國の政治體制も新らしき様相の實現を叫ばるゝに至つた。この時に當り吾が黨總裁久原房之助氏は政黨の發展的解消を提唱せられ、吾が黨は遂に昭和十五年七月十六日を以て率先解黨するに至つた。吾が滋賀縣支部も亦これに伴つて同年九月八日臨時支部總會を開催して、支部の解散を決議した。顧みれば、去る明治三十三年支部結成以來約四十有餘年、この間多數の先輩は憲政の濟美將た國家民生のため、心力を傾注して後世に残された功績は枚舉に遑がない。この功績を永遠に傳へ後人をして益々發憤興起せしむるは吾人の力むべき當然の責務であると信ずる。即ち最終支部決議に基づき本誌の編纂を企圖せし所以であ



る。不肖敢て編纂委員長の重責に當り、黨の先輩吉田虎之助・村田虎次郎・富田八郎・丸橋茂平・佐野真次郎の諸氏及び元黨の先輩北村竹次郎氏等に編纂委員を依頼し、編纂主任には秋山國三氏を囑託し、昭和十五年九月二十六日第一回委員會を開催して黨誌編纂の大綱を定め、資料の蒐集及び編纂に關する庶務は佐野委員これが主任となり、茲に年を閲すること三年餘、頃日漸く脱稿するに至つた。その録するところは、前篇に於て吾が黨を中心として中央の政情を概觀し、滋賀縣政の消長を明瞭ならしむるの背景たらしめ、後篇に於て吾が黨の活動を中心として縣政の消長推移を明かにし、吾が黨支部の滋賀縣政に貢獻せる成述に就てその概要を叙述したのである。前者に關しては主として自由黨史・立憲政友會史及び黨報・會報等に據り、後者に關しては縣會記錄・支部雜纂をはじめ諸調査材料を基とし、尙ほ疑はしきは耆宿先輩に糺して編述せしものであつて繁簡一ならざるは資料の全からざるに因るものである。而して本誌の不備は、一に

編纂員の力足らざるに歸すべきであるが、材料蒐集の困難は力を竭すもこれを集むる能はざるものがあつたがためである。

遮莫、今や本誌成るに當り、既往に於て政黨に加へられたる批評を回顧するに世の論者政黨の功罪に關して云爲するもの多く、或は政黨を目して醜類の巢窟なるが如く思惟し、黨利黨略あつて國家あるを知らざるもの、如く誹謗を敢てするものもあるが、かくの如きは一を知つて二を知らざるものと云ふべきである。政黨はその興起以來常に國民の先頭に立ち、政治的指導者集團として國民の政治的誘導訓練に任じ、國民の政治運動をして群集行爲に墮せしむるの危険を排除し來つた。また常にその主義政策の發表を通じて輿論の形成若しくは國民意志の構成を助け、秘密政治・獨善政治の害毒から國家國民を防衛し來つた。即ち政黨は國民的基礎の上に立ち、政治的指導體制の推進的要素をなし、終始國利民福の伸張に寄與し來つたのである。



然るに興亞の大業着々その歩武を進め、國家體制も亦必然的にこれに對應して整備強化を圖るべきを急務とせる秋に際し、吾が立憲政友會は、政黨精神のより高き段階への昂揚、政黨の真正なる實相顯現のために、率先して發展的解黨を遂げたのである。

この時に當り、吾が滋賀縣支部は、先人の心力を傾けて滋賀縣政のために奮勵盡瘁し政黨的責務を果されたる成迹を顯揚し、以て現在及び將來の指標たらしめることの徒爾ならざるべきを信するものである。

本誌もとより渺たる小冊子にして、而も調査考證未だ足らずと雖も、編纂の旨意此に資せんとするにあるのである。

昭和十八年九月

立憲政友會滋賀縣支部

黨誌編纂委員長 服部岩吉

## 跋

歴史を書くのは頗る困難な事業とされてゐる。それは史實を誤り傳へるやうなことがあつてはならないからである。若しも史實の誤りが後世に傳へられるやうなことがあつたら、それは啻に世道人心を蠱毒するのみならず、惹て吾が國體の尊嚴をも冒瀆するものである。

政黨史なるものは多少趣は異なつてゐても、事實の誤りを後世に傳へてはならないことは敢て變りはない。

吾が立憲政友會滋賀縣支部は、本部の解黨に伴ひ、支部の解散を決議し、茲に黨誌の編纂を企劃した。予も亦推されて編纂委員となり、特にその主任を委囑された。されば是非共立派なものを作り上げたい念願と、事實を誤り傳へる



やうなことがあつてはならないと思ふ心とで、その責任の頗る重大なるを痛感した。幸に大津市史の編纂者で斯道に造詣の深い秋山國三先生が、編纂主任を引受けてくださつて、執筆の勞をとつて頂くことになつたから、先づこの方は安心であるが、さて資料の蒐集が容易の業ではない。尤も表面に現れた事實を、公文書等に依つて書き綴つて頂くだけならば極めて容易であるが、政黨史は左様に簡單には片付けられない。苟も愛黨の爲め將た民生の爲め、陰に陽に終始活躍された先輩の事績を顯揚するために、その正確なる資料の蒐集は最も大切であつて、これが最も困難なる事柄である。幸に各關係方面の絶大なる援助に依り、大體資料を集め得たが然し全然資料の得られなかつたものも少なくない。夫等の事柄については、當時の關係者で現に生存されてゐる人士に親しく聞知し、現存者或は死歿者のものされし日記・記録の類を借覽して、漸くその真相

を把握し執筆して貰つたものもあつて、漸く其の目的を達成するを得たのは、大に欣快とするところである。要するに出来上つて見れば何んでもないやうだが、出来上るまでの苦心は相當なものである。秋山先生も非常に苦心された、予も亦大に苦心した。

予は先人の事績を探究して大に感じたことは、當時の人士は極めて純眞で名利に淡く、所謂身を殺して仁を爲し、従つて産を傾け家を失ふたもの、比々皆然らざるはなく、現代の如く先づ以て自己の利害を打算し、而して後に事に當るものと、全く比較にならないことである。

世には政黨の眞精神を解せず、恰も是れを醜類の集團の如くに思ひなせるものも少なくない。斯の如きの人々には是非本書を一讀せしめて、先人の遺芳に接觸せしめてやりたい。蓋し是れ亦啓蒙の一端となるであらう。



今や大東亞戦争は決戦の段階に入り、一億一心此の重大難關を突破せなければならぬ時に當り、烈々たる先人の遺勳を偲び、以て吾人が現代に處するの決意を一層深くせんとするものである。

昭和十八年九月

黨誌編集主任委員

佐野 眞 次 郎





今や大東亞戦争は決戦の段階に入り、一億一心此の重大難關を突破せなければならぬ時に當り、烈々たる先人の遺勳を偲び、以て吾人が現代に處するの決意を一層深くせんとするものである。

昭和十八年九月

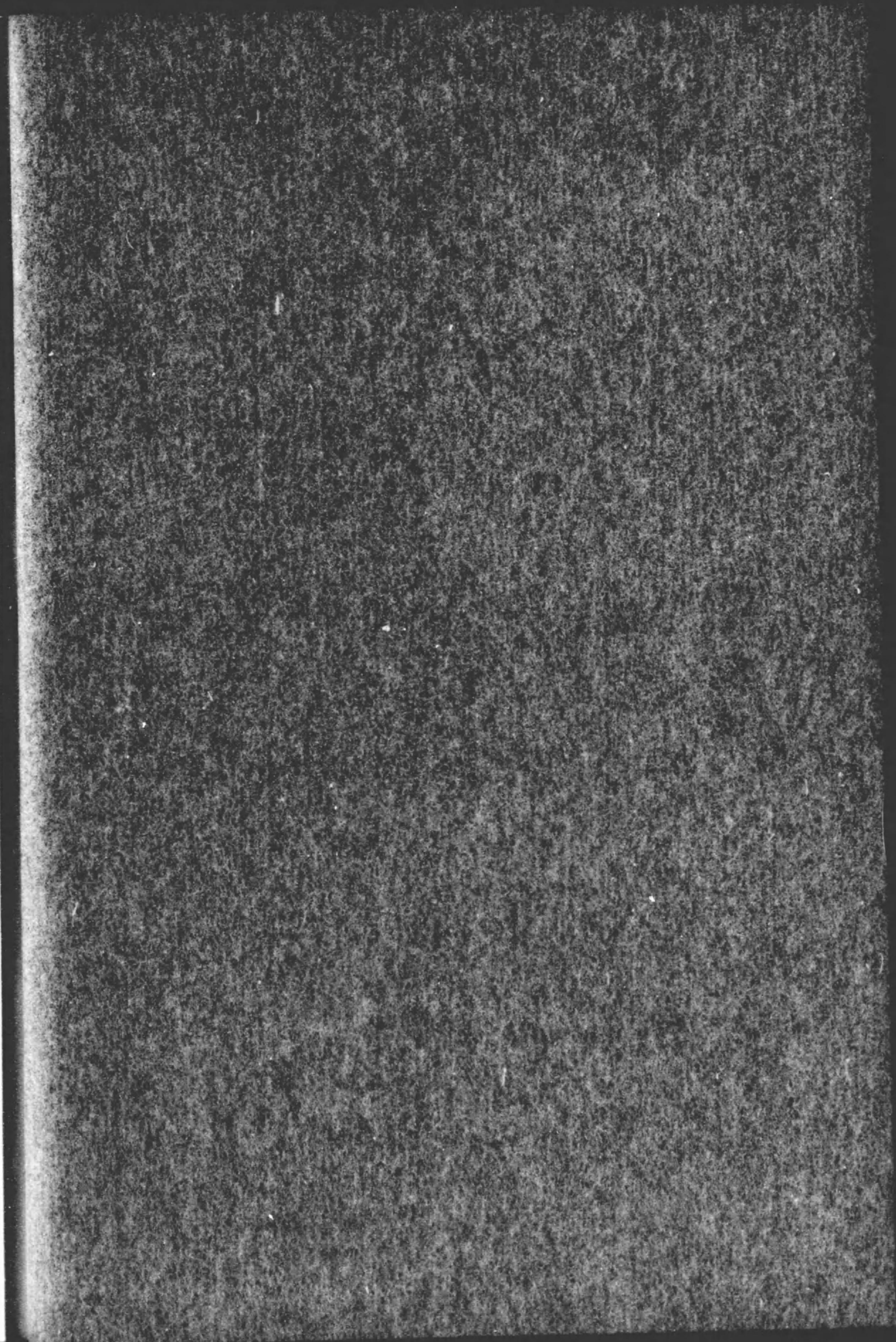
黨誌編集主任委員

佐野眞次郎



經國濟民

香山題





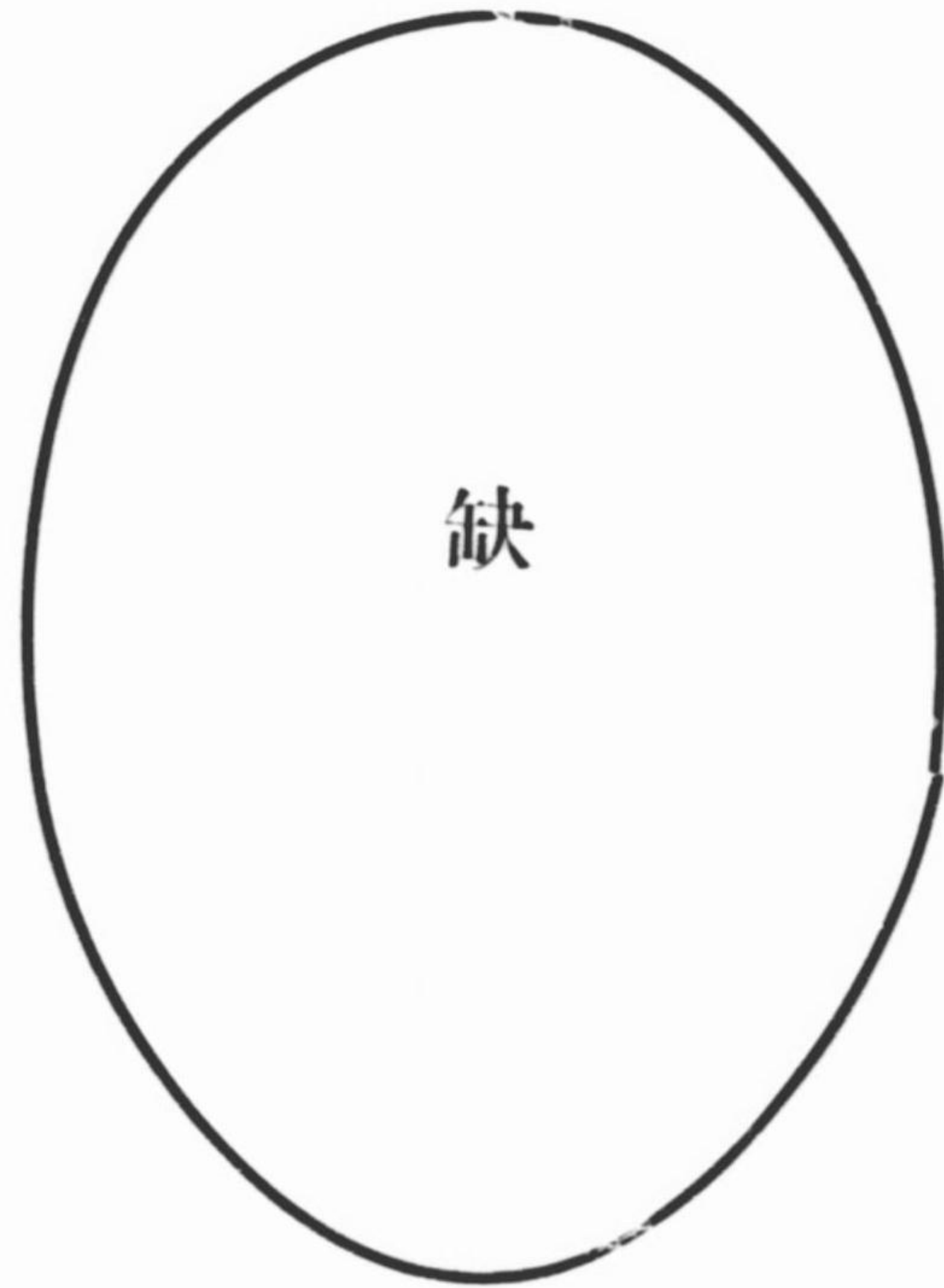
(一其) 吾黨搖籃時代の先覺者



故大島健夫氏



故藤公治氏



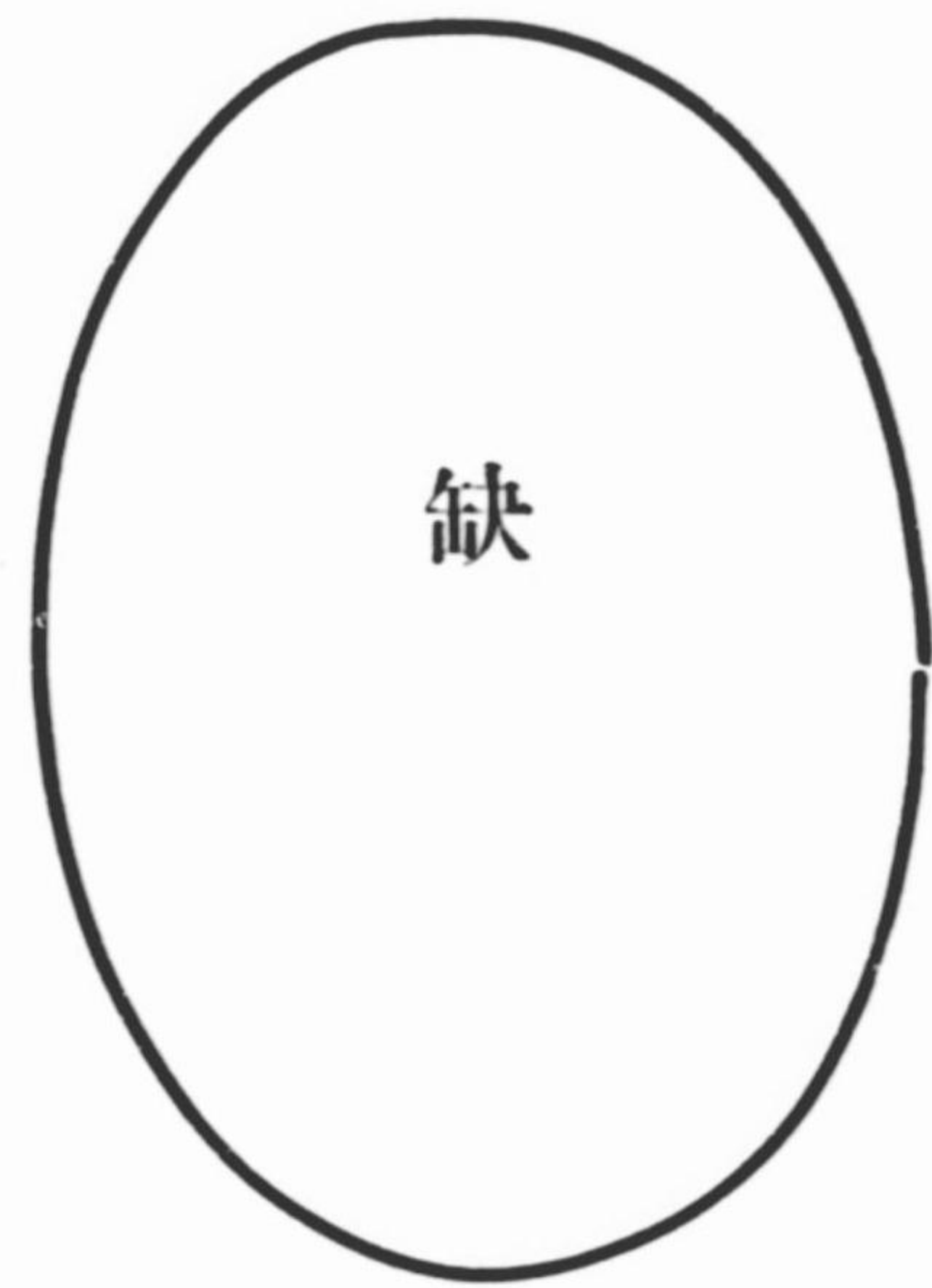
故伏木孝内氏



故酒井有氏



(二其) 者覺先の代時籃搖黨吾



氏豐 田村故



氏郎太米岡片故



氏三吉村河故



氏郎五半田園



氏門衛左源崎野故



原總裁書翰

拜啓其後不相變御配慮被成下奉  
謝候然るニ過日も申述候通今回  
の解散ハ理由ナキ事ニ有之隨而  
此選舉ハ憲政上實ニ容易ナラサ  
ル選舉ニ付老台ニハ色々御内情  
可有之存候モ多年憲政ノ爲メ御  
盡力被下候事ニモ有之此大切ナ  
ル場合ニ付是非トモ御奮發御出  
馬被下度切ニ希望候何れ奥繁三  
郎氏よりモ篤ト御内談致ス様申  
置候へ共如何ニモ縣念ニ存候ニ  
付取急キ書中右申述候  
繰くも御出馬希望候

一月廿一日

敬

井上老台

侍史

追而貴縣下各候補者ニ付テモ十分御盡  
力被成下現狀維持ハ勿論都合宜シクハ  
増員ノ様御配慮被成下度御善願上候



初代支部長



衆議院議員  
故井上敬助氏

故原總裁書翰



議員ノ職務ヲ盡シテ不興善願願上列  
氏ヲ知不興非辭君ハ必論議合宜ニハ  
無面責難不谷効爾善ニ付テテ十食時盡

共ニ當行

第

一月廿一日

辭ノト出出風奇空刻

付單念手書中言申並刻

罰刻ノ共申回ニ手紳念ニ付刻ニ

浪刃ノリテ重ノ職内知姓ノ料申

風刻不刻時ニ各空刻回ノ與三

ノ聯合ニ付呈非ノ手職番刻出

盡代將不刻事ニ手言ノ此大回ノ

何言ノ付刻手ニ手盡刻ノ刻ノ刻

ノ數舉ニ付言台ニハ色ノ職内書

此數舉ハ盡刻土質ニ容長ノモセ

ノ種端ハ既由ノ手車ニ言ノ刻面

無刻然ニニ盡日ノ申並刻面今回

拜習其意不興變職職刻刻不本

原總裁書翰



長 部 支 代 歴



員議院議衆  
氏 藏 銀 水 清 故



員議院族貴  
氏 郎 治 羊 田 吉 故



員議院議衆  
氏 吉 岩 部 服



員議院議衆  
氏 郎 八 田 富



務總頭筆及事幹任常代歷



氏郎次時正信故



氏吉捨畑桐



氏郎次竹村北



氏郎太重中田故



氏門衛右七村中故



氏郎三岩本山故



(一其) 員議院議衆代歴



氏郎治逸田岡故



氏親友崎山故



氏三行坂脇故



氏郎一孫施布故



氏郎一久岡片故



(二其) 員議院議衆代歷



氏助之虎田吉



氏造岩井酒故



氏郎次虎田村故



氏助之保田島故



氏門衛右政橋高故



(三其) 員議院議衆代歴



氏二商井高故



氏吾源川森



氏平喜村中故



氏衛兵仁原安故



氏助之鐵村吉故



(其四) 歷代衆議院議員



故兼松寅太郎氏



西村伊亮氏



故藤澤万九郎氏



森幸太郎氏



仙波久良氏



長 議 會 縣 代 歷



氏 吉 正 中 山 故



氏 郎 次 定 田 岡



氏 郎 次 眞 野 佐



氏 平 茂 橋 丸



長 議 副 會 縣 代 歷



氏 三 圭 田 堀 故



氏 郎 四 老 海 原 上 故



氏 吉 甚 林



氏 雄 義 正 信



氏 節 田 前



# 立憲政友會滋賀縣支部黨誌

## 目次

### 前篇

第一章	滋賀縣に於ける自由黨の搖籃時代	一
第二章	第一回總選舉より憲政黨の解黨まで	四七
第三章	政友會の創立より西園寺總裁の辭任まで	九〇
第四章	原總裁時代	一三九
第五章	高橋總裁時代より犬養總裁時代まで	一七一
第六章	鈴木總裁時代より解黨に至るまで	一九三

### 後篇

第一章	滋賀縣に於ける吾が黨の消長	二三五
-----	---------------	-----



第二章 立憲政友會滋賀縣支部の陣容……………三三五

第三章 滋賀縣政と立憲政友會滋賀縣支部……………三三六

第一節 總 說……………三四六

第二節 土木政策……………三四七

第一項 交通機關の改善……………三四七

一 道路改良……………三四八

二 橋梁架換……………三三三

第二項 治水堤防……………三四三

第三項 港 灣……………三五三

第三節 勸業政策……………三五八

第一項 總 說……………三五八

第二項 農 產 業……………三六〇

一 農事試驗場の移轉改築問題 付たり分場設置問題……………三六〇

二 米の縣管検査問題……………三六三

三 農村振興問題……………三六五

第三項 蠶 糸 業……………三六八

一 蠶業試驗場の移轉改築問題 付たり繭質鑑定所設置問題……………三六九

第四項 水 産 業……………三七八

一 琵琶湖水産經營事業計劃……………三七八

二 養 鱒 事 業……………三八〇

三 常盤養魚場設置問題……………三八〇

四 小鮎配給事業……………三八一

五 人絹工場の汚水問題と水産業……………三八三

第五項 工 業……………三八五

一 工業試驗場の設置……………三八五

二 高島織物模範工場の設置……………三八六

三 信樂窯業試驗場の設置……………三八七

四 賣藥試驗場の設置要望……………三八七

第六項 林 業……………三九〇

一 縣學林事業……………三九一

二 縣有林造成事業……………三九一

三 郡林の縣移管問題……………三九一

四 木炭の縣管検査……………三九二

五 塚本家に對する感謝狀……………三九二



第七項 畜産業……………三九三

第八項 中ノ湖干拓問題……………三九四

第九項 伊吹山高層觀測所國營移管問題……………三九六

第十項 農産物加工施設に關する件……………三九六

第十一項 農業水利改良事業……………三九七

一 犬上川農業水利改良事業……………三九八

二 野洲川農業水利改良事業……………三九九

第四節 教育政策……………三九九

一 教育機關の設置改善……………三九九

第五節 其他の案件……………四一七

第一項 琵琶湖の治水問題と對策審議會……………四一七

第二項 縣廳舎改築問題……………四三〇

第三項 勸・農兩銀行合併問題……………四三三

第四項 江若鐵道創立に對し利子補給問題……………四三八

第四章 雜錄……………四四四

第一節 立憲政友會滋賀縣支部幹部の略歷……………四四四

第二節 歴代重なる黨員の氏名……………四八六

# 前篇

## 第一章 滋賀縣に於ける自由黨の搖籃時代

我が國政黨の歴史を按ずるに、その政黨としての實質を捉へて、これを論ぜんとすれば、明治二十三年の國會開設後を待たなくてはならぬ。即ち政黨なるものは、政治社會に於て優生なる地位を得、又はこれを繼續せんがために、公共の利害に基づくところの一定の意見を有し、共同の活動をなす政治集團であつて、その目標は公共の利益を目的とする政治運動であるから、議會がなければ、言論のみにて政權の授受はあり得ない。武力闘争か、然らずんば秘密運動の外に方法はない。政權の争奪は決して卑むべきではない。自黨の主義主張を行ふには政權を獲得せねばならぬ。苟も政界に政權争奪が免るべからざるものとするならば武力闘争に據る團體よりも、平和に、言論戦に由り主義政見に基き行動する政黨が必要である。而して政權獲得を目的とせざる政治論のみの團體は、理論闘争の啓蒙運動の團體か、政治俱樂部に過ぎぬ。故に嚴密にいふならば國會開設以前に政黨なるものは存在しないといはなくてはならぬ。



然し、政黨としての形態を具へたのは久しき以前である。就中明治初年より十數年間に於ける運動は將來政黨としての伏線を布いたものであり、それらの運動が國會開設を促したと見るべきであつて、政黨史の前記として、極めて重要な存在である。

明治六年の征韓論の分裂は明治史上の一大政變である。維新の政變は、時の動きから觀察すれば、在野の各藩が聯合して幕府を倒し、聯立内閣を組織したのであるが、それが統一せられるに當り漸次に、分解作用を來たし、最後に大分裂を來たしたのが征韓論である。つまり統一國家の過程に於ける大なる犠牲である。幾多の雜然たる異分子は幕府を倒すには一致したが、その目的を達した上は、到底久しきに涉つて、一致するの可能性はなかつたのである。唯だその中心勢力たる薩長二藩の勢力が相互に控制しつゝ、しかしながら協力しつゝ、その他の勢力に當つて居つた間は、他の勢力は獨立して、これに抗するだけの勢力はなかつたが、その中心の大勢力たる薩閩が、その内部からの分解作用に因り二分するに當つては、その他の勢力は、そのいづれかに従つて、こゝに當時の政界は二大分裂を來たしたのである。

このとき、野に下りしものゝ中、依然武力闘争に據る政權争奪を夢みるものは、悉く失敗したるに反し、言論を以て起たんとしたるものが漸次政界の地歩を占むるに至つたのであるが、その第一歩として、愛國公黨の組織と、民選議院の建白とがある。明治六年十月征韓論の分裂より、薩の西

郷隆盛、土の板垣退助、後藤象二郎、肥の副島種臣、江藤新平等の各參議は野に下つたが、中でも板垣退助の如きは明治四年の頃から既に民選議院設立の議を唱へた位であるから、その野に下るや時至れりとなし、局面打開の方策として宜しく民選議院の開設を主張すべしとて、これを後藤象二郎に謀り、後藤の紹介にて偶々英國より歸朝せる小室信夫、古澤迂郎（滋）の主張に聽き、副島種臣、江藤新平の賛成を得、前東京府知事にして五箇條の御誓文の起草者の一人たる由利公正及び前大藏大丞岡本健三郎もまた、民選議院の主張をして居つたから、共に相會して討議し、一方に民選議院の建白をなすと共に、一方に一大政黨を興して民間の輿論を喚起せんとし、先づ同志集會の場を設けんがため、京橋區銀座三丁目に俱樂部を置き、幸福安全社と稱した。同志の加盟するもの相踵ぎ、明治七年一月十二日愛國公黨本誓署名式を舉行した。これ我が國に於ける政黨組織の嚆矢とも稱すべきもので、後の愛國社の前身であり、又實に自由黨の濫觴である。尋で古澤迂郎の草する所の建白書成り、副島これを檢し、同年一月十七日副島・後藤・板垣・江藤・由利・小室・岡本・古澤の七氏連署し、これを左院に提出した。この建白出で、世論囂々たりとは明治史に特筆せらるゝ處である。が、その所謂世論なるものは、今日の世論といへるものとは、量に於て異なるが、新なる政治目標に向つて、朝野の論議を聞はしたのは、眞に空前の壯觀であつた。その建白書を、當時最も完備したる新聞と稱せられた「日新眞事誌」に掲載せしめたのは、當を得た宣傳方法であつ



た。新聞といへる言論機關が與へられても、未だ政治上の意見を發表するまでに、利用せられなかつたときに於て、前參議の連名の政治意見書が堂々として公にせられたのは、驚異に値する出来事であつた。當時の知識階級たる士族級が、その常職と食祿とに離れて、しかも前途の目標定まらず、不平の徒たると否とを問はず、焦慮、憂鬱に閉されてゐるときに於て、この一大論題を與へられたのであつたから、翕然としてこれに赴いたのであつた。

しかしながら、この建白も當局を動かすには足らなかつたのである。一方征韓論にて野に下つた將星は、その郷黨に於ける封建的勢力を背景として、一大敵國を形造つてゐる。何時武力の動くかもわからない状態である。到底言論政治に耳を傾くるの餘裕はないのである。現に、この建白の三日前に、同じ土佐人たる武市熊吉等は右大臣岩倉具視を要撃するの直接行動に出でゝゐる。又更に建白者の一人たる江藤新平は郷里佐賀に兵を擧げて一敗地に塗れてゐる。憲政に理解なき在朝者は民選議院論の如きは、不平士族の煽動手段ぐらゐにしか考へず、その建白も顧みようともしなかつた。茲に於て板垣退助は先づ地方的團結に依り、その合同勢力に依るの要ありとして土佐に歸り、明治七年四月、片岡健吉、林有造、谷重喜、岡本健三郎等と共に政社を結び、名づけて立志社と稱した。その設立の趣意書中に曰く

夫れ我輩誠に人民の權理を伸べんと欲す、則ち民會必ず立てずんばある可からず、况や惟斯制度、

獨り能く我 天皇陛下の尊榮を益し、我

帝國の福祉を長するに堪るをや、然りと雖も上巳に之を言ひし如く、人民なる者は國の本なり、苟くも人民の品行汚下ならば、則ち民會と雖も其效必ず十分なる能はず、故に到底人民の自修、自治、而して以て自ら立つ者、天下福祉の本なり、加之るに人民已に至貴至重の權利を受け、以て天下に獨立し得べきの理を有す、則ち其自ら修め自ら治め、以て其政府に依頼すること過甚ならざる者、亦其責任なり、故に其自ら修め自ら治むる者、即ち我輩人民たる者の務なり、夫れ其自ら修め自ら治むるとは、之を内にして自ら敬尊し、信義を重んじ、廉恥を崇ひ、揚々として自主自由人民の氣風を張り、之を外にして結社合力、職業を勤勉し、險を避けず、難きを畏れず、耐忍して挫けず、敢爲にして必ず遂げ、同社の士、患難相恤み、利益相共にし、一箇の私利を營せず、而して一服の公益を謀り以て開化文明の實を擧ぐる等の謂なり、然るに今我輩是等の事を立てんと欲す、一人一箇の能く做し得べきに非ず、必ずや同志の士、結社合力始めて能く斯の志を達するを得べし、

右は愛國公黨結社の趣意書とその内容に於て殆ど異なることがない。故に觀方に依つては、中央の愛國公黨を地方に移して立志社としたものとも謂ふことが出来る。尋いで社長には片岡健吉、副社長には福岡精馬を推し、別に立志學舎を起して子弟の教育に努めた。又商局及び法律研究所を設置



し、或は洋書を通じて泰西の法制を研究し、或はフランス大革命の歌を譯して市街に流布する等所謂自由民権論の唱導に全力を擧げた。立志社が創立せられるや、小室信夫は阿波に歸つて井上高格等と共に阿波自助社を設けてこれに呼應し、各地の有志亦來り遊ぶもの多く土佐は宛然民論の中心地と化した。かくして民権を要求し、自由を絶叫する聲は益々高く、各地方團結の業ほ緒に就くに及んで、前に愛國公黨に關係した人々は、更に中央に一大政社を再興すべきを唱へ、立志社主として檄を全國に飛ばし、明治八年二月同志を大阪に召集した。會議の結果、政社を創立して「愛國社」と名け、本部を東京に置くこととし、合議書と約款とを作成した。

時恰も、中央政局に於ては、舉國一致の強力内閣を組織するの議起り、大久保利通は東京より、木戸孝允は山口より、板垣退助は土佐より各々大阪に來り會し、伊藤博文、井上馨この間に斡旋し、在朝在野の巨頭一堂に會し、所謂大阪會議の開かれ天下の耳目を聳動したときであつたから、その一人たる板垣の傘下に集りたるこの政社の組織は最も時期を得たのであつた。しかし來會するもの土佐・阿波・石川・鳥取・大分等數縣下の政社員にして總員僅かに四十餘名に過ぎず、自由黨史の舒ぶる如く「封建の餘習、猶ほ一般の民心を腐蝕し、政府の權威を視る宛かも鬼神の如く、自由を説き、民権を唱ふるを以て、亂賊の行爲と信じ、一般の弊風偏に之を忌避するを免れざりしなり。故を以て盟に會する者、絶へて富豪縉紳の徒なく、一劍單身、唯だ赤誠を國に許す士族の徒ありし

のみ」といふのがその實情であり、「當時我一般の政治思想は猶甚だ薄くして、國會開設論の如きも亦唯だ朝野の鉅公間に存したるものと謂ふべし」(明治政史)といふのが真相であつて、大なる影響を與へなかつた。而して大阪會議の結果、板垣の入閣に依り、首腦にその人を缺き、且つ反響も一般に少きため自然解散の運命に陥つた。

明治八年四月十四日の

漸次國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス

との大詔渙發せられ、元老院・大審院を設けられ、地方官會議の召集となり、明治九年九月七日には、元老院議長有栖川熾仁親王に對し

朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰ハントス

との憲法制定の御沙汰あり、時勢は進んだのであるが、一方には依然として武力闘争が行はれ幾多の内亂が勃發してゐる。即ち政府を目して極端なる歐化主義者となし、佩刀禁止、服裝改良、宗教の自由、外國との通商等に慊らざる極端保守主義者、廢藩に依つて祿を失ひ、私に封建の昔を追慕する不平士族、或は大久保を中心とする現政府の漸進主義・文治主義を以て時宜に適せざるものなりとする急進論者等の政府に對する誹議不平の聲漸く高きを加へた。かくて人心の鬱屈する所必ず



八  
爆發せざるなく、明治九年十月熊本神風連に依つて先づ火蓋は切つて放たれ、續いて同月秋月藩士並に萩の前原一誠の旗上げとなり、東京思案橋事件となり、伊勢・茨城・三重・石川の農民一揆となつた。この士族の反抗運動と農民の騷擾に依つて喚起されたる民衆の意識が、後に呼びかけられたる政黨運動に投じ來つて、その勢をなすの素因となるのである。

内亂の最大にして最終なるものは、明治十年の西南戦争である。武力闘争の最後にして、爾來到底武力を以てしては不可能なりとの感を國民に與へ、一轉して言論政治に向ふ劃期的の事變である。この西南戦争に際し、複雑なる態度に出でしは土佐派であつた。板垣は立志社に據り言論政治を高唱しつゝあつたが、この際、薩派に應ぜんとする武力派と、民選議院開設建白の運動派とを生ずるに至つた。明治十年六月、立志社總代片岡健吉は、民選議院開設建白を京都行在所に提出したが却下され、一方武力派は計畫未だ成らざる内、事發覺して捕縛せられた。

かくして武力闘争は幕を閉ぢて、言論戦に主力を注ぐべき時期となつては、武力闘争の時代に於てさへ發達しつゝあつた民間の議論は益々激烈とならざるを得ない。而してその中心として在野の輿望を一身に集むるものは、曩きに大阪會議にて入閣したるも、議容れられずして野に下り、立志社に據つて氣を吐く板垣退助であつた。「自由は土佐の山林より出づ」との標語の出來たのも、また「憲政の發祥地たる土佐」といふ高知青年の誇りもこの頃からであり、青年政客は必ず土佐を訪

ねなくては談ずるに足らなかつたのである。

この時勢に乗じ、明治十一年四月、立志社は盟主となり、大阪に會し、愛國社の再興を企て、各地方に向つて遊説員を派遣した。同年九月大阪に於て大會を開き、來り集るもの數十名。立志社總代西山志澄を推して議長とし、愛國社再興合議書十二條を定め、明年を期して再會を約し、散會した。かくて愛國社再興せられるや、この新勢力を中心として全國に幾多の新團體が發生した。これ愛國社の目的が各團體の結合、換言すればその會議は各々團體の代表者たるべきに由因するが、當時民選議院設立運動の聲漸く高きを加へ、相提携して大勢力を造り、その運動を試みんとする機運が動いてゐたことも一因である。即ち民選議院設立要求が漸く國民的運動としての色彩を有するに至つたことを示すものであらう。

翌十二年三月、第二回大會を大阪に開き、各地方の有志八十餘名、十七縣二十一社を代表して來り會し、同年十一月第三回大會を同地に開き、國會開設を天皇陛下に願望し奉らんがために、その實施方案を草し、各社總代は來春三月の大會に提出することとし、又愛國社擴張のため關西は大阪、關東は東京に分社を置き、二十餘の同盟各社は各自遊説すべしとの決議をなした。

明治十三年四月、第四回愛國社大會を大阪に開く。同盟の二十七社、一府二十二縣、八萬七千餘人の總代百十七名來り會し、愛國社の名を改めて「國會開設願望有志會」と稱し、國會期成同盟規



約を定めた。この會合に於て國會開設願望書捧呈委員として、片岡健吉、河野廣中の兩名を推し、右兩名は四月十七日太政官に至り「國會ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」を提出した。滋賀縣よりの會合に伏木孝内、高塚雄磨の兩名出席したが、愛國社の大會に滋賀縣有志の参加はこれを以て嚆矢とする。又國會開設上願書には「滋賀縣近江國淺井郡上野村十名總代・同縣同國同郡同村十四番邸平民 伏木孝内」「滋賀縣若狹國遠敷郡竹原村西津村十二名總代 同縣同國同郡竹原村二百二十一番地 高塚雄磨」の二名が同じく名を連ねてゐる。

かくて國會開設願望書は太政官に捧呈せられたが、太政官では元老院に提出すべしといひ、元老院ではこれを受理せずといひ、捧呈委員は兩衙の開を往復したが、遂に受理せられないため、願末書を作つて、これを各地の同志に報告した。これより先き、岡山、福岡の有志總代の提出せる國會開設願望書は却下せられ、今またこの結果となつたから、一層願望運動熱を高め、各地方の有志總代は續々東京に來り、或は太政官に元老院に、又は有栖川左大臣邸、岩倉右大臣邸等に至るもの陸續であつたが、いづれもその目的を遂げなかつた。當時の東京日々新聞に「有志ノ總代ヲ以テ、國會請願書を太政官ニ捧呈スルコトノ、俄然一般流行ノ如クニナリタルハ、夫ノ愛國社ノ總代ノ上京ニ引續キ、地方官會議ノ傍聴トシテ各府縣ヨリ上京セル府縣會議員中ニ數十人ノ相會シテ、之ヲ論及スルアリタルハ、其歸國スルニ及ビテハ多少ミナ請願ノ途ニ向ハンコトヲ獎勵シ、或ハ連合ノ請

願ヲ望ミ或ハ獨行ノ建白ヲ是トスル等ノ差異ハアリツレトモ、其國會ヲ開設シ給へ、國憲ヲ制定シ給へト、願望シ奉ルノ精神ニ至リテハ同一轍ニ出テ、其一書ヲ呈スル毎ニ、輒チ新聞紙ニ於テモ、演說會ニ於テモ、嘖々之ヲ讚嘆セルヲ以テ、今ハ此請願ニ從事セサル地方ハ、慶應年間ニ勤王仆幕ヲ唱ヘサリシ諸藩ノ如ク、世上ニ片身狭キ心地セラル、様ニ思ヒ、何レモ我レ後レジト憤起シタルモノ歟」とあつて、全く一時の流行の觀があつたのである。しかもその流行たるや極めて、眞面目に眞劍であつたのである。我が滋賀縣に於ても栗太郡片岡村の片岡伍三郎外六名は元老院に建白した。

滋賀縣下近江國栗太郡片岡村片岡伍三郎等謹デ

元老院議長閣下ニ建白ス伍三郎先業ヲ株守シ耕耘ニ從事スル茲ニ數世避村ノ農民未ダ都會ノ地ヲ踏マズ固陋ニ習ヒ時世ノ情勢ニ於テハ毫モ腦裏ニ介セズ然リ而シテ方今ノ形勢外貪憚無獻ノ各國ニ對シ内財政困迫ノ艱難ニ際ス在上ノ賢良宵衣旰食以テ廟謨ヲ勞セラル、ハ伍三良等信シテ疑ハズト雖情々内國ノ模様ヲ視察スルニ客歲以來國會開設ヲ願望又ハ建白スル者東起西出殆ンド枚舉ニ違アラズ勢ヒ一ノ輿論トナル夫レ國歩艱難ハ國民ノ共ニ患フベキ所廟謨深遠鄙人ノ窺ヒ知ル所ニ非サルモ要スルニ公衆ノ共力併セ以テ之レニ當ルノ強ニ就與レゾ大凡事ノ成否ハ主トシテ衆力一致如何ニアリ是レ今古ノ通論ニシテ文明ノ諸國ニ論ナク穴居蠻族ニ至ルマデ苟クモ人類ニ列ス



ル者皆此理ヲ有セザルナシ今ヤ人智大ニ開ケ海隅ノ僻村モ談論政事ニ及ブ者比々是アリ況ンヤ中土通邑ニ於テヲヤヤ是他ナシ戊辰革命ニ際シ廣ク會議ヲ起シ云々及ビ明治八年四月十四日ノ鳳詔モ之アリ就中諸藩ヲ廢シ門閥ヲ止メ人民ヲシテ自由ノ權利ヲ得セシメラル今日國會願望者ハ即チ國家陶冶ノ致ス所ニシテ人民モ亦國家ニ奉答スル所以ニ非ズヤ況ンヤ我大政府ニ於ケルモ夙ニ人智ノ開達ヲ要セラレ主トシテ歐亞開明國ノ人文ニ基キ在上ノ賢良之ガ率先トナリ萬古固有ノ風俗ヲ一朝ニ脱換シ衣裳ニ建築ニ器具ニ其他百般ノ事物ニ至ルマデ大ニ彼ヲ模範トセラル、ハ伍三郎等常ニ目撃スル所ナリ加之曩ニ既ニ地方官會議ヲ起サレ再來府縣會アリ上ハ大政府ヨリ府縣廳ニ至ルマデ事ノ會議ニ決スルモノ頗ル多シ夫レ歐亞ノ開明ニ基カル、精神ヲ原ヌルハ畢竟國ヲ富マシ兵ヲ強フスルノ二者ニ過ギズ彼レ凡百事物ノ盛昌ヲ極ムルヤ他ナシ夙ニ國會ヲ起シ輿論ノ向フ所口以テ國權ヲ海外ニ照耀スル所以ナリ茲ニ人アリ富有鉅萬屋宅ノ佳麗衣裳器具ノ美至ラザルナシ今中人資産ノ者はニ擬シ徒ニ屋宅器具ノ皮相ヲ摸擬スルヲ之レ勉メバ美ハ即チ美ニシテ其困弊ヲ來スヤ日ヲ指シテ期スベシ他ナシ其富有ヲ致ス所以ノ根基ヲ究メズ徒ニ皮相ニ從事スルヲ以テナリ今ヤ百般歐亞ノ風俗ヲ摸シ獨リ歐亞ノ精神タル國會ニ於テハ措テ問ハザル者ノ如シ人智猶幼稚ト謂ンカ目下願望者多キハ如何是レ伍三郎等ノ疑團ノ解セザル所或人云ク方今國會願望者ハ多ク不平土族ノ輩ニ出ツト夫レ或ハ然ランカ氣運ノ然ラシムル所舉テ是ヲ不平者ニ屬ス是

人情ノ視察ニ乏シク迂濶ノ極ト謂フベシ伍三郎等身賦畝ノ中ニ在テ霸府ノ昔シヨリ王政ノ今日ニ至ル頻數ノ沿革アルモ幸ヒ祖先田産ノ餘澤ヲ仰ギ糊口ニ餘リアリ何ノ不平カ之アラン且ツ我地方ノ農民ニ於ケル未ダ國會開設願望ノ手續ヲ爲サズト雖モ人々之ヲ欲スル早田ノ雨澤ニ於ケルガ如シ寂寞ノ寒郷モ猶是ノ如シ請フ一隅ヲ舉テ三隅ヲ知ランコトヲ蓋シ耕稼伍三郎等ノ如キモノ漫ニ參政說ヲ主張スル他日或ハ租ヲ減ズルノ僥倖ヲ萬一ニ企圖スルノ誹リアル免レザランカ夫レ納租ハ國民ノ本務ニシテ收税ナクンバ財政何ヲ以テ立タン時ニ應シ之ガ増減アルモ亦宜シク分トスル所ナリ會テ耕餘ヲ以テ佛史ヲ按ジ路易末路ニ至リ固陋ノ農民モ爲メニ感慨止マザルモノアリ乞フ速カニ輿論ニ應ジ憲法ヲ制立シ皇家ヲ山岳ノ安キニ奉置シ國會ヲ開設シ衆庶共同以テ國權ヲ海外ニ伸張アランコトヲ偏ニ

閣下ノ明鑑ヲ仰グ鄙野ノ小民禮容ニ慣レズ敢テ尊嚴ヲ冒瀆シ惶恐止マズ伍三郎昧死建白

滋賀縣下近江國栗太郡片岡村農

片岡 伍三郎

同縣同郡同村 同 片岡 米太郎

同縣同郡穴村 士族 駒井 久一郎

同縣同郡志那村 農 春日 政之進



同縣同郡山田村士族 木元通知  
 同縣同郡下寺村農 北出季兵衛  
 同縣同郡志那村同 吉田半五郎

明治十三年

第八月二十一日

元老院議長 大木喬任殿

片岡伍三郎等は同年三月の愛國社大會參加の同盟中に未だ名を連ねてゐないが、當時既に郷黨相結んで自由民権を郷閭の間に唱導してゐたことはこれを以て察すべく、更に次ぎに掲ぐる「演舌開會御届」に依つて、彼等と國會開設願望有志會との間に既に氣脈の通ぜられてゐたこと、又その論題内容の一斑を窺ふに足る。

演舌開會御届

大阪府西區江戸堀南通二丁目七番地寄留

高知縣土佐國土佐郡小高阪櫻馬場六番地住

士族 植木枝盛

二十三年七ヶ月

演舌題 人民國事ニ注意セサル可ラザルノコト

右事項

- 人ハ天地ノ間ニ在テ天下公共ノ事ヲ知ラザレハ損害ヲ受ルヲ論ズ
- 人民國家公共ノ事件ニ注意用心セサルトキハ幸福ヲ受クルコト能ハザルヲ論ズ
- 歴史ニ就テ右ノ次第ヲ證ス
- 國法ノ風俗ヨリ起ルコトヲ論ズ
- 今人ハ先人ノ勞ヲ思フ可キヲ論ズ
- 資産ノ政治ト相關スルコトヲ論ズ

演舌題 日本内國ノ政治形勢ヲ論ズ

右事項

- 開化ノ淺薄ナルコト
- 維新以來政治ノ沿革
- 人民ノ状態
- 國家經濟ノ事

演舌題 人民トシテ自由ヲ得ザル可ラサルノ理



右事項

- 人ノ天性ノ事
- 人ハ才智アルモノナレトモ自由ナケレハ之ヲ活用スル能ハサルコト
- 歴史ヲ以テ之ヲ論ズ
- 人民ハ政府ノ壓制ヲ受ク可ラザルコト

演舌題 國會ヲ開設セサル可ラサルコト

右事項

- 發端
- 國會ナケレハ國家政治ノ目的ヲ達セサルコト
- 國アレハ憲法ナカルベカラズ 憲法ヲ立テントスレバ國會ヲ開カサルベカラサルコト
- 國會ヲ開カザレハ民權ノ安全ナル能ハサル事
- 國會ヲ開カザレハ國權ヲ鞏固ニスル能ハサルコト
- 國會ヲ開ト開カサルハ國ノ強弱安危ニ關スルコト
- 國會ト憲法ナケレハ政府王室安泰ナル能ハサルコト
- 財政ノ上ニ就テモ亦國會ヲ開カサルヘカラサルコト

○ 結論

演舌題 日本人ハ蛙ノ如キコト

右事項

- 蛙ハ人ニ如何様セラルトモ兩手ヲ揃エテ
- 人民ノ卑屈ニシテ政事ヲ如何様セラレ又自由權利ヲ如何様セラル、モ默シテ居ルモノハ蛙ニ似タルコト

右ハ人智開達ノ爲メ來ル二十日ヨリ二十一日迄二日間午後一時ヨリ六時迄片岡村西念寺ニ於テ開會致候間此段御届申上候也

明治十三年

八月十三日

栗太郡片岡村

會主 片岡 伍三郎

滋賀縣

草津警察署

御中

植木枝盛は皆人の知る如く土佐立志社の領袖。明治十年六月歴代の大文章たる立志社建白書はその手に成り、又同十三年大阪に於て愛國社の機關として愛國志林と題せる雑誌を發刊するや、枝盛その主筆となり大いに自由主義を鼓吹し、文章議論毎に警拔にして、都鄙の群紙その下風に就かざ



るなく、同盟志士の標識となつた。今やその人を聘して演説會を開催し、滋賀縣の一角、自由の大氣の磅礴する所、自由民權の論地方に洽く、國會願望の聲翕然として縣下を風靡せる態が想察されるが、詳かにし得ないのを遺憾とする。

かくて明治十三年十一月十日國會期成同盟會は國會請願願末の報告を兼ね、且つその善後策を議するため、第一回當時の約を履んで第二回の大會を東京市京橋區西紺屋町の元愛國社支社に開いた。會する者二府二十二縣の同盟員十三萬餘人を代表せる委員六十四名。河野廣中を議長に、郡利を副議長に擧げ、先づ同盟團の名を改めて大日本國會期成有志公會と稱し、本部を東京に置き常務委員をして各地の通信を掌らしむることを決し、合議書數條を更定し、別に遭難者扶助法を議定して運動上の犠牲者を救ふこととし、益々銳進せんことを期した。而して遭難者扶助法に署名せる六十四委員中、我が滋賀縣は次ぎの四名を數へる。「滋賀縣若狹國遠敷郡六十名總代 滋賀縣遠敷郡竹原村百三十一番地土族 佐藤昌 同縣同國同郡西津村二百十七番地土族 栗栖貞憲」「滋賀縣近江國蒲生郡犬上郡坂田郡伊香郡有志百六十名總代 滋賀縣近江國伊香郡東柳野村十番地平民 藤公治 同縣同國淺井郡上野村十四番地平民 伏木孝内」。これを同年四月の國會開設上願書に、伏木孝内が近江國淺井郡上野村十名總代として、又高塚雄磨が若狹國遠敷郡竹原村西津村十二名總代として署名したのに比すれば、縣下に於て同盟員の増加し、その勢力の擴大せしさまが想見される。

大會は請願書の捧呈問題を以て終始した。即ち或は今一度理を盡して政府に迫るべしと云ひ、或は請願書却下の理由を明かにして進退を決すべしと云ひ、或は當分これを歇めて更に機會を待つべしと云ふのである。然し乍らこれ等の論調には期せずして共通點があつた。即ち從來の運動母體たる團體を以てしては到底政府に對することは不可能である。須らく一層強固なる政黨を組織せざるべからずと云ふのである。この結果として衆論は終に現在の同盟を以てしては再び願書を出すことは策の得たるものに非すと云ふことに決した。而して政黨組織の提案は敢て甚しき異議の出づるを見なかつたが、未だ以て直ちにこれを確定議となす機會に達しなかつた。大會終つて後、政黨組織の共鳴者は集會して立黨の議を盡すこと前後數回。而して終に十二月十二日及び十五日の會合に於て組織の手筈を定め、自由黨結成の盟約四條を制定した。このことに盡力せるもの、沼間守一、河野廣中、草間時福、松田正久、山際七司、植木枝盛等にして土佐派は多くこれに與らなかつた。

越えて十四年に至り、氣運は更に一進し、時勢は政黨組織の準備に進みつゝある際に、更にこれを刺戟して政黨組織に邁進せしめたのは、北海道開拓使長官黒田清隆及び參議大隈重信の失脚と同時に煥發せられたる國會開設の大詔である。この政變の原因たる開拓使官有物拂下事件は、民間政客の憤慨の血を沸かせ、政府攻撃の好材料を與へたのであつた。而してこれを論據として、これ國會の開設なきため、藩閥政府が、かくの如く專恣なる振舞をなすのである。宜しく國會を開設せざ



るべからずといふので、論調は急激となつたのである。而してかゝる民論沸騰の原因は大隈參議が民間の政客を煽動し、福澤諭吉がその黒幕なりとして、終に大隈免官、開拓使官有物拂下事件取消となり、國會開設の大詔渙發せられたのであつた。時に明治十四年十月十二日。畏くも勅諭に「將ニ二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス」と宣ひ、憲政の基礎は確立したのである。

是より先き、開拓使拂下問題の猶ほ囂々たるのとき、板垣退助は八月二十六日所謂海南の草廬を出で、遊説の途に上り、九月一日神戸に着するや、時の大阪朝日新聞は「雷雨來矣、雷雨來矣」と題して、一大低氣壓の海南より起るを諷した。九月十日大阪戎座に於て「未開の人民と雖も權利に差等あるべからず」の演題の下に、五千の聽衆を酔はし、海路横濱に着き、九月十六日東京に着くや、新橋驛頭の歓迎は盛觀を極め、在野の各派舉つてこれを迎へたのであつた。二十三日の上野精養軒に於ける歓迎會席上、各派團結の議起りしも、板垣派と大隈派との議相容れず、板垣は袂を拂つて東北遊説の途に上つた。後に自由黨と改進黨とが共同の敵を前にして、相争ふの因縁は遠くこの時に發したのである。

一面、國會期成同盟會の有志は昨年の約を履んで東京に集り會議を開きつゝあり、一方河野廣中等は純然たる政黨組織を企て、自由黨結成の盟約を造りつゝあつたとき、國會開設の勅諭が渙發せられたから、國會期成同盟會と自由黨とは合同すべしとの論が、期せずして起つて急遽その大會が開かれ、一縣として委員を出さざるなく本縣よりは藤公治がこれに參じた。大會は十月二十九日自由黨組織趣意書を發し、自由黨結成總則、自由黨盟約、及び自由黨規則を定め、總理に板垣退助を、副總理に中島信行を、以下常議員、幹事を選擧し、本部を京橋區鎗屋町九番地に設け、始めて自由黨の大成を見るを得た。是れ實に主義を有し、首領を有し、形式組織を有したる完全なる政黨として最も初に我が國に出現したるものである。

自由黨の組織と同時に、地方に於てもこの主義に共鳴して起つたもの多く、上毛自由黨、愛知縣自由黨、和歌山縣同有會、山陽自由黨、静岡岳南自由黨、高知海南自由黨、東北七州自由黨、但馬自由黨、三河山陽自由黨、石見石陽自由黨、越後頸城三郡自由黨、越中自由黨等があつたが、我が滋賀縣に於ても滋賀縣自由黨、近江大津自由黨が結成せられた。前者は東京に在つて板垣退助の知遇を受け、政界に馳驅せし伏木孝内が明治十五年郷里淺井郡に歸り、自宅に自由黨の看板を掲げしに始まり、蒲生郡の奥村春造、東淺井郡の村田豊等これに參加し、屢々政談演説會を開き政治思想の鼓吹に勉めた。後者は大津の代言人酒井有、滋賀郡鳥居川村の醫師大島健夫等と共に組織せるものにして、栗太郡の片岡伍三郎、片岡米太郎、片岡久一郎(駒井)、野洲郡の河村吉三、河村保之助(島田)、田中兵治郎等これに加はり、植木枝盛、栗原亮一、根本正等の論客を聘して、各地に



遊説し、民権論の開発に力を致した。

自由黨の將に大成せられんとするに臨み、關西に在つても早く已に政黨團結の氣運熟し、明治十四年十月古澤滋、草間時福、小島忠里等大阪に立憲政黨を創成し、板垣をその黨の總理に戴かんと圖つたが自由黨既に興立せるため、副總理中島信行をその總理となし、以て關西同主義の統一を圖り、聲息を自由黨に通じ、その別働隊となつた。又九州の自由主義を奉ずる有志も十五年三月九日を以て熊本に會同し、九州改進黨を組織して鎮西に自由の大旗を翻した。

九州改進黨成りて未だ幾ばくならずして三月十四日に至り、大隈重信と共に罷免せられた河野敏鎌、前島密、北島治房、小野梓、牟田口元學等は同門の徒と相謀り、東京に立憲改進黨を組織し、その趣意書を發表した、四月十六日その結黨式を挙げ、大隈を總理に、河野を副總理に推し、茲にその組織は成つた。これ則ち後に進歩黨と稱し、又憲政本黨と稱せるもの、前身である。自由黨が全國を風靡せる國會開設運動を契機として大衆に呼びかけた勢は凄じいものであつたが、當時自由黨に赴きたるもの、多數は、大抵切齒扼腕を能事とする壯士的人物にして學識若くは恒産ある着實の士人少なく、その連動は動もすれば極端に走つたため、政黨を望みながらもこれを嫌忌するものもあり、希くば知識あり資産あり穩健なる思想を包有するもの、政黨出でよかしとの機運の瀾れるに乗じたのが大隈の一派であつた。而して兩黨成立するや、自由改進黨兩黨の支系は到る處に生じ、

天下自由黨と云はざれば改進黨と云ひこの兩黨に入らざるものは殆ど國民ならざるかの觀があつた。

茲に於て政府は、民間政黨の氣運澎湃として動き、獨り強權のみに依頼して、これを制壓する能はざるを見、俄かに政府黨を組織してこれに當らしむるに決し、福地源一郎、水野寅次郎、丸山作樂等をして、立憲帝政黨を組織せしめた。熊本の紫溟會及び土佐の谷干城、佐々木高行等を以て集成せる團結であつて、實に政府の在野黨牽制策として組織せられた宛然たる吏黨であつた。

政府は近き將來を期し、國會開設を國民に約したる以上その準備に着手しなくてはならぬ。茲に於て先づ陣容を整へんとして新に參議院を興して法律制定の府となし、參議伊藤博文自ら兼參議院議長となり、次いで十五年二月二十五日憲法制定準備のため伊藤博文を歐洲に派遣するの議成り、三月三日 陛下博文を召して勅語を賜はつた。かくて十四日博文は伊藤巳代治、山縣直胤、河島醇平、平田東助、吉田正春、三好退藏、西園寺公望等を隨へて歐洲に向つた。伊藤の外遊中政府と在野政黨との軋轢は愈々激甚を加へた。就中政黨勃興の氣運に乗じて地方の政社、結社は地方官憲の壓制に苦しむ人民の一部と結託して策動し、地方官吏は殆ど施す術を知らなかつた。自由黨總理板垣は天下の機運を察し、政黨開拓の好機到れりとなし、明治十五年三月初旬、自由黨常議員竹内綱及び宮地茂春、安藝喜代香等と共に自ら地方遊説の途に上つた。東海道を順路静岡に至り名古屋を経て岐阜に達し、地方有志の催うした懇親會に臨みて一場の演説をなし、宴畢つて薄暮會場を辭せんと



するや、一壯漢突如として躍り出で「國賊」と呼ばりつゝ板垣の胸を刺した。この時内藤魯一奔馳して直ちに兇漢を倒し、板垣刺客を睥睨して叫んで曰く「板垣死すとも自由は死せず」と。刺客は愛知縣士族相原尙斐といひ、平素勤王愛國の説を持ち、東京日々新聞の説に共鳴する所多く、保守主義に耽酔して板垣等の一味を以て過激思想に乗せられ我が無比の國體を破壊するの徒なりと解し、板垣の西下を好機としてこれを除かんとしたのであつた。板垣遭難の凶電、四方に傳はるや、黨員の岐阜に輻輳する者踵を絶たず、皆な刺客を以て政府若くは政府黨の使喚するものとし、訛言百出人心大いに激昂し、地方有志、寡きも一二百、多きは七八百、群を結んで要地に屯し、一令に應じて起つての備をなし、是等變に奔る者、或は劔を負ひ、或は鐵鞭を執り、或は棍棒を携へ、或は鎖鎌を手にし、或は銃器を帶び、殊に本縣人伏木孝内の如きは鐵蓋を蒙り、長刀を肩にして來り、光景恰かも戦場の如くであつた。黨員大石正巳、兒島稔等この機に乗じて、士氣を激勵して大いに爲す所あらんと欲し、檄を草して八方に撒布、又島本仲道等はひそかに名古屋城を略取するの策を畫し、今や自由黨にして一步を踏めば、直ちに化して革命黨とならんとする危機にあつた。政府はこの形勢に戒嚴する所あり、密かに要地の陸海軍を警め、出動の備を忽せにすることなからしめたと云はれる。

四月十二日、勅使四辻公業岐阜に至りて聖旨を傳へ、御手許金三百圓を賜はる、枚垣病を力め端

坐容を正し、以て厚く聖恩の優渥なるを拜謝した。既にして板垣の創痍日を経て輕快となり、遂に同月十五日岐阜を發して大阪に向ひ、十六日彦根に着した。この日竹内綱、小室信夫、植木枝盛等同地黨員の大懇親會に臨み、大いに黨勢を張る所があつた。翌十七日彦根を發して琵琶湖を過ぎるや、古澤滋等湖上の汽船を催ふして「自由萬歲」と大書したる巨旛を春風に翻へして歓迎し、旌旗湖を蔽ふの概があつた。萬歲の文字は蓋し古澤が、英語の "Long Live" を翻譯したるものにして、後年軍隊の送迎、公私の會合等に於て盛に用ゐられるに至つたのは、實にこれを以て權輿となすと云はれる。

岐阜の凶變ありて以來、板垣の名聲日に著はれ、自由黨の勢望益々高く、自由民權論は洪水の勢を以て氾濫し、危言高論するもの輩出する毎に、政府の彈壓も亦益々加はるに至つた。

當時所謂實業家は國事を藐視して、政令の是非を問はず唯々諾々惟れ命之を奉ずるを常としたが、この頃より漸く覺醒し、政治に關心を示せるものが出づるに至つた。茲に於て酒屋會議なるものが、明治十五年五月、大阪に起つた。

抑も明治初年以年政府の酒税を徵收するために、その税則を變更すること一再に止まらず、十三年に至つて清酒一石に課するに造石税二圓となせるため、酒造業者は現時民力の程度に顧みて、負擔し難き重税となし、先づ高知縣の酒造人約三百名は相議して、十四年五月減税請願書を政府に提



出したが却下せられ、更に再願する所あらんとするに際し、偶々自由黨創立大會列席のため出京せんとする立志社委員植木枝盛、兒島稔に謀り、かくの如きは一縣の事に非ず、宜しく全國の同業者と共に一致の運動をなすべしとし、その上京するや、自由黨大會に列せる有志中より酒造業者を検し、同志を得て、十四年五月を以て大會を大阪に開き、減税を政府に請願せんとし、酒屋會議開催の檄文を全國都鄙の新聞に掲載し、自由黨員も亦酒業者を誘説せしめたため、酒屋會議の名到る所に喧傳せられた。政府はこの状を見て安んずる能はず發起人を拘引禁獄に處したが、發起人等獄を出づるに及んで、毫も初志を改めず、倍々遊説に力を盡し、特に植木枝盛は主としてこれを擔任し、十五年四月、岐阜の變に赴けるを機とし、自ら大阪に出で酒業者招集の文を東西に公告した。その反響更に前よりも高く、政府は大いに驚き、各府縣に訓告して酒業者の大阪に赴くを妨害せしめたが、期に及んで各地の酒造家大阪に集る者四十餘名に達し、全國的大運動となつた。然し酒屋會議は既に大阪府知事の禁令を受け、何れの府縣に於ても開催する能はざるため、發起人たる植木枝盛、小原鐵臣等は窃に一策を劃し、五月四日酒造家四十餘人と共に舟を淀川の中流に泛べ、膝を接して密議する所あり、越へて九日に至つて京都に入り、翌十日祇園中村樓に上り、直ちに會議を開き、小原鐵臣を建白書捧呈委員に擧げ、翌十一日その目的を達して散會した。自由黨常議員竹内綱等これに参加した。總代小原鐵臣上京して請願書を元老院に呈出した。爾來また絶えてその運動を繼續

しなかつたが、酒屋會議ありて以來、商工業者を覺醒する所尠からず、往々政黨に加盟するものを生ずるに至つた。酒稅輕減請願書署名中には本縣より彦根下瓦焼町酒造營業人中村吉太郎の名を見出すことを得、本縣人中よりも自家の利害に發覺して、政治の得失を検討する實業家の運動に参加せしものを出したことは注意すべきである。

曩きに十四年十月の大詔を拜し、國是茲に一定して、自由黨の積志たる國會開設の事また貫徹し、憲政完美の前途を目指して、朝野共に一致戮力、これが創業準備に拮据すべき機會に達せるに拘はらず、形勢はこれに反して壓制の凶手は政黨の頭上に來りつゝあつた。即ち明治十五年六月三日、集會條例は更に嚴酷なる改正を経て、政黨を桎梏せんとし、彈壓の第一手は自由黨に向つて下された。自由黨幹事は警察に召喚せられ、彼等は自由黨の政黨にあらざることを百方論陳して嚴法の檢束を脱せんとしたが、到底政黨認定の意を醸へす能はざるを見て、自由黨は遂に六月三十日政黨團結の届出をなし、七月八日を以て自由黨の組織を認可せられた。茲に於て自由黨は地方部を存置して相連絡するを得ざるを以て、本部はこれを各地に傳へてその支部を解散せしめた。これがため地方の黨員は、本部との連絡の道絶えたるを以て、勢ひ別に政黨を興立せざるを得ず、陰に陽に相呼應して立つた。是より各地到る處、政黨の團結を見ざるなく、政治熱の昂進すること、條例發布の以前に超えた。我が滋賀縣に於ても政黨團結としての自由黨の結黨はこのときであつた。



自由黨既に迫害せられ、その他の諸黨もこれを免る能はず、改進黨ら亦七月九日に認可を受け、吏黨を以て自ら許す帝政黨さへもこの累を脱するを得ず、同じく七月十九日認可を受けた。かくの如く政府は實に檢束の第一着に於て、諸黨をして政社認定の下に壓服せしめ、その束縛は年を逐ふて激しく、殊に反政府黨と目されたる自由黨に對する彈壓は日に月に甚しきを加へ、演説の中止解散せらるゝはもとより、その禁止の命を受くるものさへ尠からず、新聞に至つては月に停止を被らざるものなく、また竟に發行禁止の厄に斃れるもの相踵ぐ状態であつた。

この時に當り自由黨總理板垣伯は後藤象二郎と共に栗原亮一、今村和郎を伴ひ、十五年十一月十一日外遊の途に上つた。時恰も國會開設前に屬し、政黨の劃策最も緊要なるの際、加之自由黨員の中には多年の奔走に家産を傾けて生活に窮する者頻出し、節を變じて密に官に途を得んとするに至り、自由黨は危機に瀕したる時である。従つて黨員中にはこれに反對する者多く、外遊を思ひ止まらんしめんとして極力諫争する者もあつたが、板垣等聽かず、それかあらぬかその旅費の出所に就いては面白からぬ風聞があつた。即ち政府は費を出して板垣、後藤を洋行せしめ、大隈を孤立せしめて自由黨の自滅を圖るといふのであつた。

既にして十六年六月二十二日板垣總理歐洲より歸朝し、東京より土佐に歸省の途次、東海以西十數州の有志に迎へられて大阪に入り、中ノ島自由亭に於ける懇親會に臨み、歐洲觀光の談話をなし

た。會するもの二百餘名。本縣よりは大島健夫、酒井有等參會した。

當時時勢は福島、高田の大獄に激發せられて倍々奔騰し、黨中往々地方に偏局して單獨輕舉を事とする者を生じ、又本年四月十六日の新聞紙條例改正に依り、益々言論の自由を杜絶せられたるため、少壯血氣の輩は皆な言論の道絶えたりと稱して、郷關を脱走して東京に輻湊し、恰も幕末浪士の狀に彷彿たるものがあつた。板垣總理熟ら形勢のよる所を察し、憂慨して措かず、十六年八月、その土佐に歸らんとするに臨み、黨中の領袖を會して、資金十萬圓募集の義を發し、全黨の秩序を整へ、以て障礙を擊破し、夙昔の積志を貫かんと計り、十一月を期して臨時大會開催を決した。十月上旬、各地の委員陸續東京に集り、大會終りを告ぐるや委員有志各々歸郷して黨費募集に全力を注いだ。十七年三月春季大會を東京に開き代議員の地方選舉區等を定めたが、是時に當り四方の黨員厄に罹る者頻々として算なく、關東の黨勢大いに振ふと雖も、關西諸縣は地形隔絶せるがために、聲息動もすれば疎濶に傾き、士氣銷沈の恐れがあつた。茲に於て中央にあつては關西の沈退を憂ひ、關西同志の糾合を謀り、六月五日大阪に關西有志懇親會を開き、參尾以西山陰、山陽、西海の有志百餘名參會し、本縣の大島健夫、野崎源左衛門も亦列席した。

當時集會條例の改正、新聞紙條例の設定、その他中央、地方の官憲の過酷なる態度は、一として國民を敵とし、言論の壓迫、公明なる政治の阻止にあらざるはなく、政府に對する反感、地方官憲



に對する憎惡怨恨は一日を加ふる毎にその色を濃くし、血氣に富める自由黨の末流は、憤激より絶望に轉じ、絶望より破壊的運動に移つた。十七年四月には所謂群馬事件突發した。「方今天下の人士口を開けば自由民權を叶ひ、立憲政治を談すと雖も、概ね是れ皮相の空論なるのみ、今日の事、如かず成敗を干戈に訴へて、以て一世の惰眠を醒さんには」と、博徒、力士、獵師等に飛檄し、同勢數千人を得、一時猖獗を極めた。ついで同年九月自由黨員富永安等は茨城縣加波山に據つて亂をなした。彼等の發したる「革命擧兵」の檄中に曰く「我輩同志茲に革命の軍を茨城縣眞壁郡加波山上に擧げ、以て自由の公敵たる専制政府を顛覆し、而して完全なる自由立憲の政體を造出せんと欲す」と。彼等は露國虛無黨の例に倣ひ爆裂彈を製造使用したのであつた。

自由黨員の態度かくの如く、かくては滿天下の指彈を免れない。就中帝政黨、改進黨の機關新聞の如きは事毎にこれを論難して歇まず、従つて政府の壓迫は益々急を加へ、さなきだに經費の調達困難の折とて、自由黨の領袖連には、この儘黨を維持するよりは潔く解散し、更に再擧を圖るの賢なるに如かずといふ意見が纏まり、十七年十月二十九日、大阪に於ける秋季大會の劈頭「解黨大意」を議題に供し、滿場一致を以て解黨の議を可決した。かくて我が國に於ける政黨としての第一陣を承はり、自由の旗飾の下に天下十五萬の青壯年を集めたる自由黨は解散されたのである。

自由黨の解黨と同時に暗中に飛躍を策する者あり、埼玉の暴徒まさに起り、飯田、名古屋、静岡

等機に乗じて各地を聯絡し、干戈を動かさんと企圖する者あり、又朝鮮改革の陰謀をめぐらす者もあり、自然に現出すべき壓制の反動の然らしむ所であつた。

埼玉の暴動はその動機實に群馬の奇獄に對する復讐に出で、「我等同志生て酷吏の凌辱を蒙らんよりは、寧ろ死して自由の神とならん」といひ、首領井上傳藏の卒るる埼玉、群馬、長野、山梨等の同志三千餘名、秩父郡吉田村本神社の境内に參集し、その勢極めて猖獗、大宮より川越に亘り陸梁、一時燎原の勢であつたが、東京鎮臺兵一大隊、憲兵若干隊と三日三夜の惡戰苦闘を経て、刀折れ彈盡きて遂に鎮定せられた。埼玉の一擧は群馬の暴動、加波山の激擧と同じく事を輕率に誤つたが、これより各地不平の徒、風に應じ、機を見て暴發せんとするもの所在に蔓延し、獨り政治改革の希望を抱く風雲兒のみに止らず、即ちその政治改革の希望を抱く者に至つては、關東に關西に、悉く秘密の團體を設けて互に相通じ、殺氣は實に全國に充滿した。而して政府顛覆の陰謀の未然に發覺せるは飯田事件であり、ついで起れるは名古屋事件であつたが、自由黨の少壯血氣の士によつて企てられたる政府顛覆の陰謀の、最も後に發覺したのは静岡の獄であつた。静岡の人山岡音高、中野二郎三郎等は各地の自由黨員と謀を通じ一般的大動亂の計畫をなしつゝあつた。彼等は當時静岡にありし徳川慶喜を擁し、その舊臣の歸農して金谷ヶ原にある者をしてこれが用をなさしめんと謀つたが、累を舊主に及ぼすを恐れてこれに反對する者ありしたために果さず、幾くもなくして前掲



の諸事件相尋で起り、自由黨の解黨するあり、全國的大動亂を目的とするところの舉兵主義は終に暗殺主義に變ずるの已むなきに至つた。爾來彼等は一意爆裂彈の製造に腐心し、兼てまた運動費の徵集に従事しつゝあつたが、待望の機會は遂に來り、十九年七月十日を以て舉行せられる箱根離宮落成の式典に參列する内閣諸大臣慶殺の計を立て、密かに期の至るを待ちつゝあつたが、六月に至り陰謀遂に露顯し、同志相ついで捕へられ、二十年七月東京重罪裁判所は山岡以下の同志を強盜罪を以て論じ、本事件に連坐せる滋賀縣人山田八十太郎は輕懲役八年に處せられた。

是よりさき十六年九月帝政黨は解黨し、十七年十月には自由黨又解散し、國民の政治的關心は漸次下火になるの觀があつた。改進黨もこの情勢には如何の術を用ひることを得ず、遂に十七年十二月副總理河野敏鎌をして解黨の議を發せしむるに至つた。然るに沼間守一等の一派頑強にこれに反對せるため、大隈河野先づ脱黨し、黨員のこれに倣ふもの相つぎ、改進黨は沼間守一・尾崎行雄・島田三郎等殘壘を孤守することゝなつた。舊自由黨員及び改進黨殘留組の中には現状を以てしては到底國會開設に應ずべくもあらず、宜しく小異を捨て、大同に就かざるべからずといふの議を生じた。これがやがて後藤象二郎の大同團結となつたのである。即ち後藤伯は茲に見る所ありて、偶々二十年五月條約改正の失敗と歐化主義に反抗するの世論一時に沸騰するに及び、蹶然奮起し、在野の各政派を糾合してこれに當らんとしたのであつた。十月三日伯は自由・改進黨・保守三派の志士七

十餘名を芝三縁亭に招いて饗宴を張り、一場の演説を試みて、三派の有志同心戮力薩長に當るの必要を説いた。是より大同團結の聲天下に滿み、伯は丁亥クラブを組織して以てその計畫の實現を計つた。民間黨聯合の第一聲は實に三大事件の建白であつた。即ち地租輕減、言論集會の自由、外交策の挽回である。全國八道殆ど一縣として建白書を提出せざるなく、志士の去來織るが如く、建白書は元老院に山積した。本縣有志提出の建白書に署名せる總代は渡部清太子利助の兩名であつた。十一月十五日有志大懇親會を鷗遊館に開き、來り會す者凡そ四百名。本縣委員は前記の二名であつた。かくて建白運動の愈々熾となるや、政府は民間有志の要求を峻拒せんとするに決し、民間にあつても略々その狀を察する所あり、各縣の壯士益々激昂し物情恟々たる有様であつた。是の時に當り突如として十二月二十六日、保安條例は發せられ、政客を都門より放逐すること六百人に及んだ。今や帝都に政客らしき者の止まる一人もなく、彼等は帝都を逐はれて表面連絡を失へるやに見えしたが、その實地方に於て官憲の手薄に乗じ、大同團結は更に發展して行つた。就中後藤伯の東北遊説は特にこの勢を大ならしめ、全国各地到る處に大同團結の會合が行はれた。二十一年十月十四日全國の有志大阪に大懇親會を開き、來り集る者三百八十五名。栗原亮一・横田虎彦發起人總代となり、交々起て大同團結の要を説き、互に胸襟を披いて志を語り、更に明春の再會を約して散會した。本縣より片岡米太郎・野崎源左衛門・中山勘三・富田毎知代・河村吉三・安藤貞が出席した。同年



十一月後藤伯は再度の遊説の途に上つた。その意氣の壯なる、人をして感奮せしめざるはなかつた。越えて二十二年二月十一日、紀元節の佳日をトして帝國憲法發布の大典が舉行せられた。億兆扑舞せざるなく聖徳を頌歌するの聲六合に治し。

是よりさき、大隈重信は外務大臣として入閣し、條約改正に全力を擧げつゝあつたが、その改正案の要領が倫敦タイムズ紙に現はるゝや、平素大隈及び改進黨に快からざる大同派は勿論、鳥尾小彌太の率ゐる保守中正派、谷干城の指揮する新保守派は一致して大隈の改正案を賣國案と罵り、その反對運動を起した。この問題は端なくも自由黨・保守黨の提携となり、自由・改進黨は茲に相軋し、改進黨は四面楚歌の境地に陥つた。

一方政府は憲法發布後翌年の國會開設に備ふるため、元勳網羅策を講じ、板垣・後藤の兩元勳を迎へ入れんとし、三月三日後藤伯は遞信大臣として入閣するに至つた。大同團結派はこれがため内部に動搖を來し、團體としての統一は破壊された。東北十五州及び關西・四國の舊自由黨は大同團結を政社とするの必要を主張し、關東諸州及び愛知地方の舊自由黨は非政社説を唱へて相容れず、遂に二派に分裂し、政社派なる河野廣中・犬養毅・植木枝盛・末廣重恭等は大同俱樂部なるものを組織し、反對派なる大井憲太郎・新井章吾・石坂昌孝等は大同協和會を組織した。蓋し大同俱樂部は後藤の直參を要素としたから、飽くまで大同團結の現状を維持せんとし、これに反して大同協和

會は、後藤の藩閥内閣の一員たるを喜ばず、板垣を起して自由黨を再興せんと欲したが故に、一時非政社の俱樂部を存して局面展開の機運を導かんとしたのである。是れやがて大同團結解散の先驅と認むべきである。然し板垣にして自由黨を再興すれば、到底後藤との衝突を免れざるの勢があつたから、板垣は腹心に命じて大同團結の内訌を調停せしめたが、その効を奏せなかつたため、板垣は自ら愛國公黨を組織して兩派を調停せんとし、十二月の末舊友懇親會を名として大阪に大會を開く計畫に出た。この計畫は大同團結を維持せんとする後藤の直參派にも、又自由黨再興を希望する大井派にも賛成せられないものであつた。かくて大阪に於ける板垣の三派合從策が脆くも破れるや、各派は各々陣容を新にして來るべき議會を迎へんとした。

即ち大同協和會は板垣の懇親會に臨むことを拒絶し、大阪に於いて自由黨再興の議を決して假結黨式を舉行したが、二十三年一月二十一日、大井等の歸京を待つて江東中村樓に正式結黨式を擧げた。

大同俱樂部は大阪に於て愛國公黨組織を否決したが、二十三年五月四日、大會を江東中村樓に開き、河野廣中を議長に推して黨議を決した。

一方、板垣伯は三派合同に一頓挫を來したが、尙ほも初念を翻さず、その直系の人士を以て愛國公黨を組織せんとし、大阪大會後關西地方に遊説し、四月二十五日植木枝盛・栗原亮一を伴つて帝





都に入り、五月五日、木挽町厚生館に愛國公黨組織の大會を催した。

我が滋賀縣に於ては曩に天津自由黨が結黨せられ、中央に聲息を通じて自由民權の擴充に努め來つたが、中央に於ける自由黨の解黨と共に解散した。政黨の團結を見なかつた。二十二年九月に至り栗太・野洲・滋賀三郡及び大津の同志を糾合し、草津町大字矢倉姥ヶ餅本店内に湖東苦樂府なる政社を設置、元膳所藩士にして後栗太・野洲郡長たりし山崎友親を幹事とし、片岡米太郎・河邨吉三酒井有等二百餘名これに加盟し、植木枝盛・栗原亮一・根本正等を聘して各地に遊説し、民權論開發に力を致しつゝあつたが、大同團結破れて愛國公黨の組織されるや、湖南は擧げてその旗下に馳せ參じ、二十三年四月二日には近江自由大懇會の名を以て板垣伯を大津に招待し、交道館に於て演說會を催し盛會を極めた。

一方湖北にあつては、村田豊・堀田三省・脇坂行三・伊藤之朗・吉田孫太郎等夙に自由黨に加盟し、地方にその主義を唱導しつゝあつたが、今や大井憲太郎の關東自由黨に屬し、本縣を南北に二分して、南は愛國公黨、北は大井派の自由黨とし、兩派互に相拮抗した。

大同團結解體に次で起つたのは、民黨合同の運動であつた。板垣の愛國公黨を組織した目的は、要するにこれを基礎として自由主義を有する人士の全部を收容して自由黨を再興するの準備をなさんとするにあつた。大井の關東自由黨及び大同俱樂部の有志も亦愛國公黨と合同して更に一大政黨

を結成せんと欲したのであつたから、前自由黨副總理中島信行等の斡旋により、二十三年五月十四日、三派の代表者は吳服橋外柳屋に會し合同協議會を開いて議す所あり、その結果三派合同して一政黨を組織し、これを庚寅俱樂部と稱し、庚寅俱樂部は來る八月を期し、更に會議を開き綱領黨議を一定し結黨式を舉行することを約した。是よりさき九州各縣に於ける進歩派は民黨聯合の目的を以て同志の協議會を鹿兒島に開いたが、更に全國進歩主義の大聯合を謀るに決し、將に進んで中央の各政黨に交渉を開かんとするに際し、東京に於ても三派合同の機運は大いに熟し、來る八月を期してその實現を見んとするにあり、好機逸すべからずとし、直ちに委員を擧げてこれを中央の各政黨に諮らんとした。委員は神戸に板垣を訪ひその意を問うた。板垣亦喜んでその提議に賛したので、委員は五月三十日東上し各派に交渉することゝなつた。先づ改進黨に於て島田三郎・高田早苗の二人は一個人の資格を以てその擧に賛成したが、改進黨員としては大會を開いて黨議を決したる上に非ざれば確答し難しと答へたから、轉じて庚寅俱樂部に到つた。愛國公黨の一派は板垣との關係上即座にこれに同意したが、大同俱樂部及び關東自由黨の二派は改進黨と合同するを嫌ひて躊躇の色あり、ために議容易に纏るを得なかつた。

政界の状態かくの如く混沌たるの時に於て衆議院の第一回總選舉は明治二十三年七月一日を以て執行せられた。舒上の如く當時の政界の分野は甚だ曖昧であり、加ふるに民黨が相軋し、一致を



缺ける結果として、吏黨その他第三者の割込運動効を奏し、總選舉の結果比較的多數を占めたるものは中立派にして、これに保守派・自治派及び官吏を加ふれば優に百二十六名の政府黨を成立し得べき状態を示した。茲に於て民黨合同の必要は益々緊切を感ぜられた。

滋賀縣に於ける衆議院議員第一回總選舉による當選者は、第一區（滋賀郡高島郡）杉浦重剛、第二區（栗太郡・野洲郡・甲賀郡）山崎友親、第三區（蒲生郡・神崎郡・愛知郡・犬上郡）大東義徹、伊庭貞剛、第四區（坂田郡・伊香郡・東淺井郡・西淺井郡）相馬永胤であり、第一區、第三區は既成政黨以外に立ちて中立主義を持する杉浦・大東・伊庭の諸氏が夫々郷黨に推されて立候補、當選を見たのであつたが、大阪の代言人寺村富榮は自由主義を持し第三區より立候補して敗れた。第二區、第四區は政黨關係者多數立候補して激烈なる競争が行はれた。

第二區は夙に自由黨の勢威を誇るところ、自由黨解黨後も同志相結んで堅く自由主義を持し、大同團結破れて二十二年九月、湖東苦樂府を結成して加盟者數百名の多きを數え、山崎友親常議員となり、常に板垣伯に氣脈を通じてゐたが、二十三年第一回議會を招集せられるや、有志河村吉三、片岡米太郎は山崎友親を伴つて神戸諏訪に板垣伯を訪ひ、山崎を伯に紹介し、兩者堅く相結ぶところあり、同年五月同志者相謀り、伯を大津に聘して近江自由大懇親會を開催し、會同するもの七百餘名の多きに及んだ。同六月、衆議院議員第一期選舉の期日に迫るを以て滋賀縣第二區有志者は山

崎友親をして立候補せしめた。これに對して藩閥は城多黨を候補者に推薦し、甲賀郡又林田騰九郎を、野洲郡は岡田逸次郎を立て、競争最も激烈を極めた。茲に於て河邨吉三・片岡米太郎・片岡久一郎等は席暖る暇なく東奔西走し、遂に山崎は千三百五十の最高點を以て當選した。選舉費用は二百三十五圓であつたといふ。この選舉に勇戰奮闘せし同志は、栗太郡にて吉田虎之助・中村祐之助、杉江孝房・横江榎麻呂・園田喜兵衛・磯田清左衛門・安土彌吉・片岡甚三郎・田淵嗣太郎・高野又四郎、野洲郡にて田中兵治郎・杉本理三郎・津田辨藏・鶴飼定吉・河村保之助、滋賀郡大津町北村竹次郎・田所種實・水野正香等であつた。尙ほ大津の代言人酒井有は甲賀郡井上敬之助、栗太郡平松鐘治郎一派の推薦にて第二區より立候補したが不幸落選した。

第四區に於ては二十二年三月一日四郡有志會の名を以て各方面に招狀を發し「今回帝國議員選舉區域被定候ニ付テハ將來ノ計畫ヲ爲スハ誠ニ焦眉ノ急務なりと信認仕候依テ懇親旁百事御協議ノ爲メ來ル三月八日午前第十時ヨリ長濱北船町慶雲館ニ於テ會同仕候間御繰合セ御出席相成候致度」と通知した。發起人として名を連ぬる者次ぎの十四名である。上田喜陸、伊藤之朗、吉田孫太郎、脇坂行三、高原一義、村田豊、日比久太郎、山岡桃庵、横田政之慎、布施孫一郎、堀田三省、建部孫六、川瀬兵内、北川彌太郎。以上の内自由黨系に屬する者、伊藤、吉田、脇坂、村田、日比、布施、堀田の七名である。期に及んで會する者發起人（内建部缺席）の外、西尾萬九郎、富田八郎、堤泰



吉、國友藤平、東野彌九郎、堀江忠治郎、内藤長太夫、吉田長作、丹羽太八郎、中島俊三、大村強三、落合孝平、伊吹義八郎、佐野半治郎、樋口了、下村幹、瀧方重太郎、藤本茂十郎、橋本秀齊、中村半治郎、横田隆治、澤龜治郎、尾板六郎、藤井貞秀、杉本吉士、木原庄太郎、横田久彌、吉井又三郎、伊夫伎資弼の二十九名であり、この中西尾、吉田、中島、落合、伊吹、佐野、樋口、瀧方、橋本、中村、横田、尾板の十二名は自由黨系の人々であつた。

當日の協議案の第一は「帝國衆議院議員ハ當選舉區域内ヨリ推薦スル歟、或ハ他ヨリ其人ヲ得ル歟」であり、それに対する決議の第一は選舉區域内よりとするもの四人、内外を問はざるもの三十五人、決議の第二は縣内よりとするもの二十五人、縣の内外を問はざるもの十一人であり、當時に於ける議員候補者推薦の一斑を窺ふに足る。第二の協議案は「本日會合諸君並ニ其他有志諸君ノ結合シテ將來氣脈ヲ聯合スル爲メ俱樂部様ノモノヲ設立スレハ如何」といひ、これを可決し、設立委員として上田、高原、日比、脇坂、川瀬、山岡の六名を選舉した。ついで四月二十五日、會議を開いて近江東北俱樂部を設立し、同俱樂部規則を決議評定した。

同規則はその緒言に「帝國議會明年ニ迫リ自治ノ制度既ニ實施セラレタリ今也有志者一致共和秩序ト方針ヲ誤ラス國社民福ノ増進ヲ企圖シ以テ帝國々民タルノ本分ヲ盡スハ焦眉ノ急務ナリト信ス之レ近江東北俱樂部ヲ設立スル所以ナリ」といひ、その目的として「本部ノ目的ハ公正不偏ノ方針

ヲ執リ國社民福ノ増進ヲ企圖スルニ在リ其方法左ノ如シ 一、會員タル者互ニ知識ヲ交換シ懇親ノ旨ヲ失ハサルコト 一、公益ノ有無ニ關スル事業ヲ講究スルコト 一、結合ヲ固クシ時事ニ對スル運動ヲナスコト」を掲げ、「本部ハ坂田、東西淺井、伊香ノ四郡内有志者ヲ以テ組織ス」としてゐる。是れによれば本俱樂部は四郡有志の政黨政派を超えたる社交俱樂部の形態内容を有してゐたことが知られる。設立當時發起人は凡そ六十一名、役員を選舉して幹事長に脇坂行三、幹事に山岡桃庵、上田喜陸、日比久太郎、伊藤之朗、高原一義、北川彌太郎、村田豊、建部孫六の八名を擧げた。爾來同俱樂部は度々會合を重ねて、或は當時國家的大問題なりし條約改正の可否如何を研究し、或は俱樂部運動の擴張を計る方法に就て協議し、或は縣會議員候補選定の件を議するなど、國社民福の増進を企圖して活動を續けたが、衆議員議員總選舉期日の切迫するや、二十三年二月一日俱樂部員たる四郡有志は夫々郡中の輿論を代表する資格をもつて集會し、衆議院議員候補者豫選に關して協議を行つたが、遂に一致を見るに至らなかつた。

選舉運動の開始されるや、坂田、伊香兩郡の一部有志は中立主義を標榜した相馬永胤を推し、又四郡の自由黨系の有志は、東淺井郡の脇坂行三を擁立して之れに對抗した。是よりさき議會の招集せられるや伏木孝内は村田豊等と共に政界に奔走し、殊に伏木は上京して大井派の自由黨本部に參劃して脇坂の推薦を決し、黨勢擴張に大いに盡したといはれる。選舉戦の開始と共に湖北四郡の自



由黨有志は擧げて脇坂を應援した。當時選舉人に頒布した印刷物の一に次ぎの如きものがあつて、選舉運動の動向を示すものとして興味がある。

衆議院議員は實に吾人の生命財産を托すべき立法上の大權を委ぬる者なれば政治上の意見に於て豫め其所論を確め然して後ち賛成すべきものあれば之を選舉するの當然なるに頃日或る他の候補者は主義もなく意見もなく敢て漫りに情實的の助成を以て中原の鹿を得んことを期す、然れ共窃に其内部を覗ふときは一として咄々怪事ならざるはなく實に嘔吐に堪へざるものあり故に吾人は先づ反對の旗章を翻へし正義の諸君と共に正義の行ひを以て正義潔白の人を選舉せんとす、要するに諸君と吾人の幸福を増進せんとするに在り、乞ふ正義の士は誠實の心を以て吾候補者即ち東淺井郡小谷村大字丁野脇坂行三君を以て衆議院議員に選舉せられんことを希望に堪へず、今左に同氏意見の綱領を示して敢て各選舉人諸君に告ぐ、豈に黃白を散して其歡心を得んとするが如き卑劣なる不潔なる行爲に效はんや

とて、脇坂の政見の綱領を列擧してゐる。

- 一 地租を減する事
- 一 外國と對等の條約を行ふ事
- 一 政費を節し及び官吏の員數を減する事

- 一 出版集會の自由を擴張する事
  - 一 保安條例を廢する事
  - 一 文官非職の制を廢する事
  - 一 陪審の制を置く事
  - 一 學制を改良し教育の普及を圖る事
  - 一 凡そ直税の賦課率は收益を目安とする事
  - 一 田畑の納租期を改正する事
  - 一 所得税の累進等級を増加する事
  - 一 官有財産の制を改正し之が取締を嚴にする事
  - 一 直接國稅五圓以上を納むる者には選舉權を有せしむる事
  - 一 被選舉人の年齢を滿廿五年以上となし選舉人を滿廿年以上と爲す事
  - 一 内地の商工業に特別の保護を與ふるを廢する事
  - 一 府縣の自治を鞏固にし府縣會の制を改正する事
- かくて脇坂派は奮戦これ努めたが惜しくも敗れ相馬の當選を見た。因みに第一議會開會前、脇坂は相馬の辭職に依る補缺として當選した。本選舉に於て脇坂のために奔走せし同志としては、東



淺井郡にて村田豊、伏木孝内はもとより伊藤之朗、中島俊造、柴辻貞治郎、若林三造、寺澤愿二、西尾萬九郎、小山義象等があり、坂田には堀田三省、辻村省吾、大浦貞治郎、西川勝治郎、金子悦等があり、伊香には布施孫一郎、村井丑之丞、雨森九郎、淺見辰次郎、淺見清吉等があつた。

尙ほ選舉當時本縣に於ける自由黨系有志には、前掲の外滋賀郡大津町に酒井有、大島健夫、酒井岩造、山口重禰、田所種美、水野正香、北村竹次郎、森口與七郎等があり、甲賀郡に井上敬之助、立川伊與助、木村政廷、辻醇一郎、平井新一郎、蒲生郡に園田半五郎、井上金右衛門、成田文吉、西村市良右衛門、神崎郡に藤田次郎右衛門、八木恒等、高島郡に野崎源左衛門等があつて、政治思想の鼓吹に努め、且つは地方公共の福利増進を企圖するところ大なるものがあつた。

中に就ても東淺井郡に於ては村田豊、西尾萬九郎の發起により進致會を結成し、「本會ハ皇室ノ尊嚴を翼賛シ民權ノ貴重ヲ敬維スルヲ目的トス」、「本會ハ前項ノ目的ヲ以テ漸次自治團結シテ社會ノ幸福ヲ圖ルヘシ」となし、同地方に於ける政治的結合の第一着手なりと目せられる。

また當時、廣く地方の有志を糾合して一黨一派に偏せず、地方公同のことに盡瘁し、且つは懇親を深むるを以てその目的とせる團體があつた。全縣的團體としては近江同致會なるものが結成せられた。同會は二十二年四月十日、大津華月樓に創立會を開き、規則を定めて本部を大津に置き、「着實公正ノ方法ヲ以テ國利民福ヲ増進スル」を以て目的とし、本部に幹事長一名、每郡に幹事三名以

内を置くこととした。創立會當日の列席者は、滋賀郡より藪田勘兵衛、辻平吾、高島郡より多谷重一、藤井新右衛門、栗太郡より鶴飼退藏、柴林宗五郎、里内藤五郎、高田義助、野洲郡より岡田逸治郎、井狩彌左衛門、和田鎌治郎、甲賀郡より林田勝九郎、八田四郎次、立川伊與助、伏木八郎兵衛、蒲生郡より中小路與平治・西川重威・高井作右衛門、犬上郡より弘世助三郎、馬場新三、村岸竹治郎、坂田郡より上田喜陸・日比久太郎、堀田三省、吉田孫太郎、東淺井郡より高原一義、脇坂行三、池野丹藏、伊香郡より山岡桃庵、愛知郡より珠玖清左衛門、藤野嘉平等であつて、自由黨あり、改進黨あり、又中立派あり、各派各界の人士を網羅し、社交クラブ式のものたることを推知し得るが、比較的改進黨系のもの多數抱擁し、その色彩の稍々濃厚なるものであり、後日に於ける滋賀縣進歩黨團結の母胎たりしもの、如く察せられる。

又一郡内にてかゝる團體を結成せしものには、坂田郡に於ける一七會の如きがあり、上田喜陸、日比久太郎、川瀬兵内、堀田三省、國友藤平がその幹事たり、一黨一派に偏せざる團體たることを示してゐる。更に小なる局地的團結としては滋賀郡仰木村俱樂部の如きがあり、同村北村幸次郎の主唱にて同好の人相會して懇親を結ぶを目的とし、「會員ハ帝國臣民ノ義務ヲ紀念スルト俱ニ權利ノ伸暢ヲ重ンセヨ」、「會員ハ同住人民ノ幸福ヲ企望スルニ怠ル勿レ」、「會員ハ時事ニ對シ同一ノ運動ヲ爲スモノナリ」等の綱領を掲げてゐるが、何等政治的色彩を認め得ない團體である。



以上明治初年より國會開設當時に至るまで年を逐ふて記述し來れる滋賀縣内に於ける政治運動を  
 通觀するに、首領を戴き主義政見を有せる政黨の運動は勿論見るに由なく、中央に政黨勃興後はそ  
 の主義に共鳴せる縣内有志が僅かに同志的結合を以てその主張を唱導するに止まり、縣民一般の政  
 治的關心は極めて稀薄であつた。従つて縣民と政黨との直接的關係は全然存在せず、縣内に於ける  
 政黨の對立抗爭の如きも全く見られなかつた。たゞ縣民の關心するところは地方的共同の利害問題  
 であり、その福利増進の欲求より個人の有する政黨派の關係を超えて地方的社交團體を結成する  
 ことありとするも、中央政黨の直接的支肢として、縣民の間に廣く地盤を開拓し、中央と命脈を共  
 にする團結は未だ發生しなかつた。第一回總選舉の執行に際して、中央政黨の主義に共鳴し政黨に  
 聲息を通ぜし人士の立候補するや地方有志の間に相結托して選舉運動に従事するものゝ出づるに及  
 んで、茲に漸く政黨的團結を見るに至つたのである。即ち山崎友親を中心とせる湖東苦樂府の結成  
 の如き、脇坂行三を推薦せる湖北四郡有志の團結の如き、また進歩黨の前身とも見られる近江同致  
 會の如きそれである。これを要するに國會開設前に於ける滋賀縣は、政黨未だ興立せず、將にその  
 搖籃時代であつたと謂ふべきである。

## 第二章 第一回總選舉より憲政黨の解黨まで

總選舉終了後有志の間に既成政黨を悉く解黨せしめて一大政黨を組織し、以て堂々政府と争はん  
 ことを期する氣運は澎湃と起つた。即ち二十三年八月四日愛國公黨及び自由黨は解黨し、八月十七  
 日に至つて大同俱樂部も亦解散し正式に庚寅俱樂部を組織した。改進黨にても前九州進歩派の意見  
 に従ひ解散如何を議したが、議論沸騰し已むなく來る九月一日の大會を待つて議定することゝした。  
 中央の政情かくの如し、九州同志會は好機來れりとなし、八月七日これを解散し、中央に於ける諸  
 政黨を打つて一丸とし民間の一大政黨を組織するの手筈を整へ、上京中の同會委員河島醇・山田武  
 甫・松田正久等をして、頻りに民黨合同の議を進行せしめ、遂に八月十二日進歩派同志の會合を催  
 した。會する者再興自由黨より大井憲太郎・内藤魯一・中江篤介、舊愛國公黨より林有造・片岡健  
 吉・杉田定一、大同俱樂部より河野廣中・大江卓・鈴木昌司、改進黨より島田三郎・加藤政之助・  
 高田早苗、舊九州同志會よりは前記の三名であつた。この日議決せず、更に二十三日會合が催され、  
 同日提出の原案は、黨名は代議政黨、主義は自由主義、綱領は第一皇室の尊榮を保ち民權の擴張を  
 期す、第二内治は干涉の政略を省き外交は對等の條約を期す、第三代議政體の基礎を鞏固にし責任



内閣の實行を期すといふに過ぎなかつた。當時改進黨の多數は既に合同に傾いてゐたが、新政黨の主義に關し、島田等は原案が單に自由主義とするは改進黨の面目に關するを以て双方の主義たる自由改進黨の四字を存置することを提案したるも、他の各派委員はこれを斥けたので協議は破裂した。茲に於て改進黨を除いた四派委員は二十五日芝愛宕館に會して自由主義を標榜せる立憲自由黨を組織するに決し、二十七日向島の八百松樓に黨員の大懇親會を開き、九月十五日を期して立憲自由黨結黨式を芝公園彌生館に舉行した。翌十六日常議員を選擧し、本縣常議員には村田豊・酒井有が當選した。

結黨式に先立ち、關西の有志は地方同志者を會合して舊來の感情を打ち棄て、互に交際を親密にし、以て將來一致連結の計畫をなすを急務とし、九月十日名古屋に於て關西二十二州有志大懇親會を開催した。發起人は各府縣より三名宛選ばれたが、京都府の伊藤熊夫・堀田康人・溝口市次郎、大阪府の大井憲太郎・大三輪長兵衛・菊地侃二、兵庫縣の石田貫之助・植木致一・佐野助作、奈良縣の宇陀太郎・矢野勝・櫻井徳太郎、三重縣の石井四郎・竹井駒郎・栗原亮一、愛知縣の内藤魯一、村松愛藏・美濃部貞亮、静岡縣の影山秀樹・前島豊太郎・澤田寧、岐阜縣の早川啓一・林小一郎、堀部松太郎、和歌山縣の野田良貞・出谷英一、千田軍之助と相並んで滋賀縣よりは村田豊・山崎友親・酒井有の諸氏であつた。

既成政黨の分野はかくの如くであつたが、既に第一回議會も目前に迫つたため、各黨は議院内の行動に備えんため準備するところがあつた。九月一日改進黨は解黨の議を可決し、その所屬議員を以て議員集會所を設けた。翌九月二日庚寅俱樂部を主とし、立憲自由黨に屬すべき議員は彌生俱樂部を組織した。この外曩に立憲自由黨の組織に當り議合はすして脱黨せし一派は熊本の佐々友房・古莊嘉門等と結んで國民自由黨を結黨した。又彌生俱樂部、議員集會所及び國民自由黨に屬せざる無所屬議員は不偏不黨を標榜して大成會を組織した。かくて滋賀縣選出の衆議院議員は山崎友親を除き、第一區の杉浦重剛、第三區の大東義徹・伊庭貞剛、第四區の相馬永胤の悉くは大成會に所屬した。

帝國議會は二十三年十一月二十九日を以て始めて開會せられた。これ政府が明治十四年に於ける公約を履めるものにして我が政黨史の前半を終始したる議會開設の運動も茲に至つて完全にその目的を達したのである。多年藩閥政府と抗爭して幾多の艱難を嘗めた政黨員は今や言論集會出版結社の自由を拘束せられた桎梏を脱し、公然憲法に依て與へられた立法機關に據つて政府と對陣するに至つた。憲法政治の運用は政府に取つても最初の經驗なるが故に、政府も政黨も恰も暗中摸索の状態を以て議會に臨んだ。然し政黨はたゞ政府と戦ふを快事として意氣頗る揚がり、政府は受動的にこれを防禦するの位置に立つたから、主客の勢に利不利のあつたことは云ふまでもない。而して始



めてこの艱局に當つたものは黒田内閣を繼ぎたる山縣内閣であつた。

五〇

是より曩き大隈外相の條約改正論に對する反對運動は民間政黨はもとより、政黨政派に何等の責縁なく且つ平素政治運動に關聯しなかつた人々までも身を挺して立ち、内閣に於ても後藤遞相もつともこれに反對し、山縣・松方の二相これを聲援する状態であり、伊藤樞密院議長又大隈案に反對の意を表した。かくして二十二年十一月十八日閣議よりの歸途大隈が兇徒の襲ふところとなつたので條約改正は遂に中止に決し、二十五日黒田首相も遂にその責を引いて辭職するに至つた。その後任は一方議會を目前に控へ、一方條約改正の善後策を控へたることゝて容易に決しなかつたが、十二月二十四日漸く山縣内閣が成立した。山縣内閣は超然主義を以て政黨に臨まんとし、議會召集以前に於て訓令を地方長官に下して内閣の施設方針を示し、且つ明かに政府が政黨以外に超然たる所以の主旨を發表した。然し、議會は多數決の府である。この多數決は憲法が與へたる權能に依つて行はるゝものであるから、政府はもとより自由勝手にこれを動かし得ない。如何に政府が黨派以外に超然たるも、反對黨にして多數を占めれば、政府案は悉く否決される運命にある。されば山縣内閣は自ら超然主義を執ると稱して、表面上政黨と何等の關係なきものゝ如く見せかけたが、反對黨と對抗するがためには勢ひ政府の與黨を有せねばならない。茲に於てか大成會は現はれ、國民自由黨と相提携して政府を援助するの位置に立つた。これに對して、曩に民黨聯合に加はらず依然その原

形を維持し來つた改進黨は山縣内閣の政敵たるに於ては自由黨とその位置を同うしたから、議會の行動に就いては從來の情實感情を一擲して共通の目的の上に一致した。彼等は經費節減・民力休養の題目を掲げて、直ちに政府に肉迫せんことを期した。果せるかな、豫算審査に着手するや殆ど豫算の根本的改造を企て、豫算委員は査定の結果經常・臨時兩部の歳出に於て八千萬圓中約八百萬圓余の削減を敢行し、破竹の勢を以て可決し去つた。かくて豫算案が本會議の日程に上るや、憲法第六十七條の爭議をめぐつて、政府は一方解散を以て議員を威嚇するのみならず、一方手段を盡して硬派の懐柔に着手した。果然禍は蕭牆の内より起つた。民黨の陣立は林有造を首領とする土佐派の一角より崩れかゝつた。彼等は査定案のまさしに可決確定せんとする瞬間に於て忽ち吏黨と相通じ、ために豫算案は再調査に附せられ、その結果は吏黨の勝利に歸し、八百萬圓削減の代りに六百五十萬圓の削減に確定して、政府と議會との妥協を見るに至り、第一期の議會は無事に閉會を見た。然し山縣首相は民黨の要求を容れて豫約せる行政整理・經費節減を履行する困難を思ひ、議會閉會と共に直ちに辭表を闕下に奉つた。茲に於て伊藤の後任説頗る高かつたが、伊藤は起たず、黒田亦これに應ぜず、西郷は自ら首相の器に非すと稱してこれを避けたから松方藏相は遂に推されて首相の椅子に就き、かくて松方内閣は成立した。

第一回議會閉會後本縣選出議員に異動を生じた。即ち第一區の杉浦重剛辭職して川島宇一郎補缺



當選し、第四區の相馬永胤の補缺として脇坂行三當選して彌生俱樂部に加入し、茲に本縣に於て立憲自由黨は二名の議員を有することゝなつた。

立憲自由黨は庚寅俱樂部組織の申合せにより總理を置かなかつたが、第一議會に於て大隈を事實上の總理とする改進黨の一条亂れざるに反し、前述の如く苦き經驗を嘗めたので、切に首領を戴く必要を痛感し、各派の諒解成つて、二十四年三月二十日大阪で大會を開き板垣を總理となすの議を決し、同時に星亨の發議に依つて立憲の二字を削つて新たに「自由黨」と稱するに決した。

既にして松方内閣は前議會に於ける公約、即ち官制を改革して冗費を節減するの使命を自ら負うており、この公約を踐み七月新官制を公布して人員を淘汰したが、その實は期待する程のものでなく、僅に六十萬圓余を節約したに過ぎず、自由・改進黨の兩黨をして大に失望せしむると同時に、早くも議會に於ける衝突を豫期しなければならなかつた。この時に當り各黨派の嚮背は未だ明瞭でなかつたが、改進黨は舊によりて政府反對の旗幟甚だ鮮明であり、自由黨は前議會に於て豫算再調査問題のために分裂を招いたが、異分子淘汰の結果却てその内容を刷新し、改進黨と相提携して内閣に當らんとするの意氣は益々旺盛であつた。かくて第一議會に於て惜くも歩調を紊したる民黨は來るべき第二議會に於ては更に結束を固うして政府と相見えなければならぬ。茲に於てか民黨策士の奔走となり、遂に自由改進黨の二總理たる板垣・大隈兩伯の會見となつた。その結果政府は大隈

伯を以て樞密顧問官たるの地位を忘るゝものとし、遂にこれを免官した。然し大隈伯の免官は却て黨員の反感を招き、兩黨の提携はこれがために更に有利に進退した。

議會開かるゝや松方首相は施政の演説をなし、大いに積極主義を執れる旨を聲明し、二十五年度の歳出として八千三百五十萬圓余を提出した。衆議院に於ける野黨は從來消極主義を執り、松田正久を委員長とする豫算委員會は民力休養を名とし前議會の査定方針を踏襲し、經常費・臨時費合せて七百九十四萬圓余を削減した。豫算案が議決せられるや、松方首相は自ら議場に臨み強硬に不同意を表し、吏黨の井上角五郎は豫算再調査の動議を提出したが、一も議會の顧みるところとならず、民黨の査定案は一瀉千里の通過をなした。内閣は即夜解散を奏請してこれを公布した。時に十二月二十四日であつた。

總選舉は二十五年二月十五日を期して行はれたが、内務大臣品川彌二郎・内務次官白根專一の下に未曾有の大干渉が試みられ、選舉戰の劇甚なる前後無比、屢々流血の慘を見るの餘儀なきに至り、特に最も甚だしかつたのは板垣・大隈を出だしたる高知・佐賀をはじめ熊本・石川・富山・福島の諸縣であつた。この大干渉の目的は云ふまでもなく、所謂與黨をして過半数を得せしめんために外ならなかつたから、敵將を屠るに全力を傾倒したことは勿論であり、ために民軍の驍將にして落選せるもの枚舉に遑なき程である。しかし全體に於て政府は豫期の成績を擧げ得なかつた。試みに議



員の數を掲げれば次ぎの通りである。

彌生俱樂部(自由黨)	九四	中央俱樂部	九五
議員集會所(改進黨)	三八	近畿俱樂部及其他	四二
獨立俱樂部	三一		

右の内彌生俱樂部・議員集會所及び獨立俱樂部が野黨であつてその總數百六十三名、他は與黨及びこれに準すべきものと目せられたもので約百三十七名、政府は總選舉前より幾分の議席を獲得するを得たが、大勢は尙ほ野黨に有利であつたことは勿論である。

本縣に於ける總選舉の狀況は如何であつたかと云ふに、第一區にては無所屬の川島宇一郎當選し、第二區は林田勝九郎當選した。當區は候補者濫立し、栗太郡は前議員山崎友親を推し、甲賀郡は林田勝九郎を、野洲郡は岡田逸治郎を立て、別に城田董を官權候補として推すものがあり、混戦の末林田の當選するところとなつたのであるが、城田は山崎・岡田の投票荒しにて、林田は選舉當時既に官權に通ずる疑ありと云ふものがあるが、その真相はこれを詳かになし得ない。尙ほ同氏は翌年の第五議會には同盟俱樂部に加入した。第三區は大成會所屬の前議員大東義徹・中小路與平治當選し、特別議會には無所屬となり、同年の通常議會より同盟俱樂部に参加した。第四區は自由黨の驍將脇坂行三は吏黨の候補江龍清雄と争つて千六百四十六票對千五百十六票の接戦を演じて惜くも落

選した。

この總選舉に於ける干渉振りにはさすが大隈伯をして憤激の涙を流さしめたと云ふが、警察官をして職權を濫用せしめ、何等かの口實を設けて反對派の參謀を拘束し、若しくはその運動員に々々尾行を附してその運動を抑壓するが如き、或は良民の齒するを屑しとせざる博徒を狩り集め選舉人を脅迫するが如き、全國到る所に行はれたのであつて、本縣に於ても一例を擧ぐれば、山崎友親の運動員片岡米太郎・横江棟麿・杉江孝房・中村祐之助・片岡甚三郎等は皆尾行巡査を附せられ、片岡久一郎は村長、吉田虎之助は收入役たりしを以て特に駐在巡査の監視嚴なりしと云ふが如きは笑止の至りであり、野洲郡にても川村吉三・島田保之助等は尾行を受け、杉本理三郎・田中兵治郎等は監視を受け、滋賀郡より應援に赴ける田所種實・北村竹次郎等も亦尾行を附せられたと云ふ。又瀬田村字神領の博徒荒虎音吉なるもの乾分を引具して山崎友親に候補辭退を強迫し、遂に暴力に訴えんとせしが如き、我が選舉界の惡弊は悉くその端を二十五年に發したりと云ふも決して過言ではない。

かくの如くにして終了したる選舉の結果は依然として民黨亦多數を占め、選舉干渉の大慘劇は唯だ政府の威信を傷けたるのみにて何の得るところもなかつた。伊藤樞密院議長は先づ選舉干渉の善後策を講ずべきを唱へて、井上・黒田・西郷・大山等の諸元老と相會し密議するところあり、これ



が結果として品川内務大臣は免ぜられ、松方内閣は陣容を新たに於て第三議會に臨んだ。

この議會の劈頭を賑はしたものは實に選舉干渉に關する問題であつた。唯だ當の衆議院に於てのみならず、貴族院をして考慮せしむるに至つた。即ち貴族院は彈劾建議案を可決し、衆議院の彈劾上奏案は接戦を以て否決されたが、同一内容を有する決議案は百十一に對するに百五十四の多數を以て可決せられた。共に内閣の不信任であるに拘はらず、政府は解散もせねば辭職も行はず、七日間の停會を以てこれに報いた。停會満了するや議事を進行し、重要な議案は悉く否決し、その豫算の各項についても前期同様の決定を與へたから、第三議會はまた民黨の勝利に歸したが、松方内閣は憲法上の責任に關して民黨と全くその見解を異にし、凡そ内閣は君主の信任に依て立つものたるを以て、議會の彈劾に依て處決するものに非すと主張し、現にこれを議會に聲明した。故に民黨の勝利は敢て松方内閣を動かすに足らなかつたが、松方内閣は外より倒れずして終に内より瓦解するに至つた。即ち品川内相等の辭職により内閣は既に動搖の兆を呈し、後任内相副島伯はその持論たる王道蕩々無偏無私を旨として、勉めて民黨との調和を圖らんとしたるも、臺閣の事情伯の所信斷行を許さなかつたため、在職僅かに三箇月に滿たずして第三議會中に桂冠し、内閣は瓦解の危機に直面したが、漸くにして河野敏鎌を迎へて後任内相とした。然るに河野内相の強行せる干渉問題の善後策より端なくも内閣の不統一を暴露し、終に七月末に於て松方首相は闕下に伏して骸骨を乞

ふに至つた。茲に於て元老會議の結果、八月八日を以て第二次伊藤内閣が成立した。

伊藤内閣は暗に前内閣の選舉干渉手段を非認すると同時に、憲法的動作に一步を進めんとするの希望あることを示した。然るに民黨は伊藤内閣を以て却つて大いに争ふべきの好敵手となし、自由黨の如きは、その大會席上板垣總理は、現政府は依然たる情實政府なるを以て我が黨は到底現内閣と戦はざるべからずと揚言し、改進黨の如きも經費節減・民力休養等の題目を掲げて政府に肉迫せんとする氣勢を示し、又第三議會に於て自由・改進黨以外に獨立して民黨の一角たりし同志團體(獨立民黨)は新たに同盟俱樂部を組織し、藩閥の積弊を除き憲政の完成を期するを目的として第四議會に臨まんとした。同盟俱樂部は立憲革新黨の前身である。

自由黨は第三議會閉會後大いに地方遊説をなすと同時に、七月には政務調査局なるものを設け、政務百般に涉り調査することとした。而してその新政綱なるものは總論に於て地方分權を以て建國の基礎となし、民力休養を圖り理想の自由國たらしめんことを期し、その細目は次ぎの如きものであつた。

- 第一、内治は地方自治に基くべき事
- 第二、外交は信義友愛を旨とする事
- 第三、軍備は自衛防禦を主とする事



第四、財政は節儉を旨とし民力に適すべき事

第五、保護は公衆の利益を主とすべき事

第六、教育は自由制度に由るべき事

第七、司法は獨立を鞏固にする事

第八、交通の便利を開達する事

第九、立法の權限を擴張する事

これを要するに自由黨は後の政友會の前身なるも、後者に比すれば著しく消極主義を持してゐたことを知るに足る。勿論時の政府に對抗するの意味に於て經費節減を主張するはその立場上已むを得ざる勢ひであらう。然し乍らそれでも改進黨に比すれば尙ほ積極主義であつた。改進黨の消極主義は既に傳統的使命として後の憲政會まで残存してゐる。

第四議會は二十五年十一月二十五日に召集せられた。然るに二十七日首相伊藤伯は過つて馬車より墜落し重傷を負ひ、内相井上伯が一時臨時首相を兼攝することゝなつた。本議會にても民黨は豫算をめぐつて政府と秘術を盡して争つた。即ち野黨は政府提出の二十六年度豫算歳出額八千三百七十五萬圓余に對して八百七十一萬圓の削減を試み、議會の多數はこれを是認した。政府は斷然これに不同意を表したから、民黨は河野廣中をして再び政府の同意を求むるの動議を提出せしめ、政

府に向つて大決戦を開いた。政府は再び不同意を表し來つたから、野黨は政府の反省を求めため、五日間休會の動議を通過し、政府は尙ほその主張を固執して動かざりしを以て、野黨は休會明けの二十三日議事日程を變更して上奏案を議題に附し、提出者の一人河野が將に壇上に在つて提出の理由を説明せんとするや、突如として十五日間停會の命が下つた。既にして停會期満ち再び開會するや、伊藤首相は傷を包んで議場に臨み、野黨は毫も躊躇するところなく上奏案の議事を進め、百三に對する百八十一の多數を以てこれを可決し、星議長は翌八日參内してこれを捧呈した。越えて十日、詔勅天來して議員感泣、局面これがため一變した。茲に於て議會は政府と妥協し政府の同意し得べき程度に於て豫算案を審査することゝなり、歳出削減二百六十二萬圓を査定してこれを通過せしめた。この豫算問題は議會に於ける黨派の形勢に著しき變動を來たした。蓋し詔勅渙發と共に自由黨は俄かにその態度を改め、從來の査定案を固執して政府と争ふの政策を拋棄したるに反して、獨り改進黨は飽くまで査定案の精神を貫かんとしたから、民黨を聯合せしめたる最も重要な紐帶は端なくも茲に斷絶を告げるに至つた。然し民黨議員中には單に豫算問題に關する意見の衝突によつて民黨を分裂せしむるのを惜しむものがあり、彼等は第四議會閉會の後、頻りに自由・改進黨の間を遊説してその聯合を將來に維持せんことを圖つたが、自由黨は斷然これを拒絶し、改進黨とは到底進行を俱にする能はずと言明したから、民黨の名稱はこれと共に消滅するに至つた。



伊藤内閣は詔勅の降下によつて僅かに第四議會の難關を切り抜け得たが、條約改正問題の再燃が動機となり、第五議會は遂に解散された。二十六年十月大日本協會が組織されて、現行條約を勵行して國權を恢復すべしと主張したが、政府は改正を第一義として現行條約勵行の如きは徒らに列國の感情を害するのみとなし、その間に相當の溝渠があつた。偶々有名なる千島艦事件が突發して、大日本協會は條約勵行論を提げて事件の失態を捉へて天下に呼號したので、當時の輿論の中心動力となつた。爲に我が政黨の分野に一大奇現象を生ずるに至つた。即ち西郷伯を會長に戴ける國民協會は本來政府黨たるを以て自ら任じ、現に第四議會に於ては伊藤内閣を助けたから、第五議會に於ても亦同一の行動に出づべく思はれたに拘はらず、第四議會閉會後外交政策に關し伊藤内閣と主義を異にし、遂に大日本協會と提携して政府攻撃の論陣を張り、次いで改進黨も大日本協會の外交政策に共鳴してこれと同一歩調に出でんとするに至つた。これに對して自由黨はこの條約勵行論を以て我が國是と相容れざる保守的陋見なりとした。従つて自由黨は却つて政府に接近の態となり、且つ他の民黨が外交問題を以て政府に肉迫せんとするに反し、自由黨は飽くまで内治政策を以て政府に見えんとしたから、兩民黨は全く提携の可能性を失ふに至つた。かくて野黨の聯合は破壊され、自由黨は政府の與黨たることも得ず、全く孤立の立場に置かれることゝなつて第五議會を迎へた。

第五議會は二十六年十一月二十五日を以て召集され、開會劈頭改進黨は、星議長が取引所問題に

關して衆議院議長の要職にあるまじき行動を取つたは、自ら衆議院の神聖を汚辱するものであるとなし、大日本協會及び國民協會と聯合して星議長不信任問題を提出してこれを通過し、星が院議に應ぜずして議長の椅子を固守するや、改進黨の鳩山和夫等は星を懲罰委員に附するの動議を提出してこれを可決せしめ、最後に星を議員席より除名してこれを院外に放逐した。これより先き、自由黨中の正義派と目せられた長谷場純孝・工藤行幹等一派は星議長不信任問題の議事に上りたると同時に、星の處分を板垣總理に迫つたが、黨議はこれを容れなかつたゆゑ、斷然自由黨を脱して別に同志俱樂部なるものを組織し、改進黨及同盟俱樂部の議員とその行動を俱にするに至つた。茲に於て自由黨は頗るその勢力を失ひ、且つ全く議會に孤立した。

聯合黨は星亨を除名したる勢に乗じて官紀振肅の上奏案を可決し、次いで軍艦千島號事件に於て論戰を政府に挑み、これに關する上奏案を揚出し、更に同日大日本協會に屬する安部井盤根緊急動議として條約勵行建議案を提出した。當時この二案は共に通過すべき形勢にあることは明瞭であつたから、政府は安部井盤根の建議案の説明を始めた瞬間を以て突然衆議院に停會を命じた。二十九日期満ちて開會するや陸奥外相の條約勵行案に反對の演説と共に再び十五日間の停會となり、翌日終に議會解散の詔勅が下つた。

この條約勵行と關聯したる政黨の離合は、應て伊藤伯と自由黨との接近となり、政友會組織の先



驅となり、政黨内閣出現の導火線となつたのである。

第五議會の解散に基く第三回總選舉は二十七年三月一日を以て行はれた。前回に於ける未曾有の大干渉の後を承けたることゝて人民は大いに危惧したが、政府は地方長官を召集して干渉偏頗のこ  
とあるべからざるを訓諭し、且つ實際に於ても干渉を行はなかつたから、概して選舉は平穩の裡に  
終了した。その結果は左の通りである。

自	由	黨	一	二〇	改	進	黨	六	〇
		國民政社 <small>(舊國民協會)</small>		三五		同志政社 <small>(舊同志俱樂部)</small>		二	四
		同盟政社 <small>(舊同盟俱樂部)</small>		一	八	政務調査會			五
		舊大日本協會		八	無	所	屬	三	〇

本縣に於ける選舉の結果は、第一區中田長茂、第二區岡田逸治郎、第三區中小路與平治・大東義  
徹、第四區脇坂行三が夫々當選した。自由黨は本選舉に於て岡田・脇坂の二名を得、他の三名は同  
年五月同盟政社及び同志政社の合同して組織せる立憲革新黨に参加した。本選舉の運動の状況に就  
いては、故老の言によれば、第二區に於ては前回の失敗に鑑み、栗太郡有志と野洲郡有志との間に  
妥協成立し、岡田逸治郎を推して候補に立て、前議員甲賀郡の林田勝九郎との決戦となつた。當時  
甲賀郡には表面一人の黨員なく、林田を倒すには同郡に於ける地盤開拓の必要があり、そのために

黨員吉田虎之助・横江楳麿等をして同郡水口町に於て演說會を開催せしむるに決した。然るに反對  
派のため劇場その他を買収せられて會場を求め得ず、やむなく屋外演說會開催を届け出でも水口  
署長某は治安に害ありとてこれを許可せず、演說會の開催は全く不可能に陥つた。時に旅館丸金樓  
主吉川氏は俠氣の人にて、敵の行爲を痛く憤慨し、旅館全部の提供を申出で、直ちに壁は打ち抜き  
庭園には床を設け一の會場を得た。遂に警察の許可を得、辻々に貼紙をなし東西やをして板垣退助  
演說に來ると觸れしめ、人氣湧くが如くであつた。然るに反對派の反問苦肉の策たる偽電のため演  
說會當日板垣翁來らず、已むを得ず當日吉田虎之助・東郷七百城・藤田治郎右衛門の演說を以て了  
り、その理由を發表して、明日は必ず板垣翁の來演すべきを聴衆に約して閉會した。然るに演說會  
妨害のためには手段を擇ばざる反對派は水口驛の人力車を悉く買上げ演說會の進行を妨げんとして  
兒戯に類する舉に出でしため、板垣翁の一行は草津驛より差廻しの人力車を列ねて會場に乗り込み、  
豫定の如く出演することを得た。この結果一人の運動員なき甲賀郡に於て得票二百を獲得して、遂  
に岡田逸治郎を當選せしめ得、甲賀郡に黨勢扶植の第一歩を印するに至つた。

又夙くより自由黨の地盤たりし第四區に於ても、前回の大干渉により更黨に敗れて雌伏せる脇坂  
行三は悠々當選し、前回一人の議員をも有せなかつた本縣自由黨は、茲に二名の議員を議會に送る  
ことゝなつた。



かくして二十七年五月十二日第六議會召集せられた。議會迫るや、前議會に於て條約勵行を唱導したる所謂對外硬派は、五月八日江東中村樓に大懇親會を開き、強硬的對外政略を執り、且つ責任内閣の完成を期すべきを決議し、大いに反政府の氣勢を擧げた。自由黨はこれに反して飽くまで條約勵行案に反對することを決議し、前議會の態度を保持した。かくして開會劈頭衆議院は第五議會解散に伴へる政府の措置を不當なりと決議し、次いで大井憲太郎等の提出に係る彈劾上奏案は自由黨の政府援助のため辛うじて否決せられたが、自由黨も亦上奏案を提出した。この上奏案は一言も外交に及ばず、唯だ内政問題を云爲したに止まりたるため、對外硬派はこれを修正して外交に關する政府の失策を挿入せんことを主張し、自由黨の力を極めて反對したるに拘はらず、遂に百三十五に對する百五十三の多數を以て通過した。その翌六月一日衆議院は再び解散の詔勅に接した。

この解散連續は益々對外硬派を激昂せしめ、彼等は屢々集會を開いて、自主的外交・責任内閣の二大要義に成る國民的同盟を鞏固にせんことを誓ひ、又總選舉本部を設けて同志議員の再選に助力し、同主義の新聞同盟會をも組織し大いに奔走盡力するところあり、これに對して政府は各派の聯合を禁遏せんことを試み、政府と對外硬派との反目は最高潮に達した。當時朝鮮東學黨の亂あり、ひいて日清の交渉となり、帝國の輿論騒然、清國膺懲の聲は澎湃として起り、八月一日遂に宣戰の詔勅が下つた。

戰爭開始と共に政争は全く歇んだ。清國は當時の大國、我國がこれに宣戰するに就いては全く國を賭してのことであつたから、區々の論争を顧みるの暇はない。對外硬派は肅然その鋒鏑を收め、舉國の民心悉く外に嚮つたから、九月一日を以て行はれた第四回の總選舉の如きは殆ど世人視聽の外に在つた。總選舉の結果は、各派共に著しき増減なく、何人もまた黨派の消長を顧念せざるものゝ如くであつた。

本縣に於ては、第一區より谷澤龍藏、第二區より大原重右衛門、第三區より西田忠之、大東義徹、第四區より脇坂行三の當選を見た。自由黨は第二區に於て前議員岡田逸治郎を推薦したが、無所屬の大原に敗戦し、大原は後ち革新黨に加入したから、本縣の分野は、革新黨の大東・谷澤・西田・大原の四人に對し、自由黨は僅かに脇坂一人のみとなつた。

第七議會は十月十五日廣島に於て召集せられ、十八日開會、會期は七日であつた。次いで第八議會は同十二月二十四日門會、翌二十八年三月二十七日閉會に至る間戰時中に屬したが、この間戰況益々我に利、皇軍百戰百勝して、清國は遂に抗敵すべからざるに至り、李鴻章等を全權として我に遣はし和を講ぜしめ、四月十七日遂に日清講和條約が成立した。その條件の主たるものは、朝鮮の獨立を認め、遼東半島の割讓、臺灣及び澎湖列島の讓渡、償金二億兩であつた。

然るに、平和克服の大詔渙發の翌々日四月二十四日、露國は獨佛兩國と合同して、我が國が遼東



半島を領有するのは東洋平和に害あるものと稱して、これを清國に還附するやう勸告して來たので、政府は三國の忠言を容るゝに決し、五月十日遼東還附の詔勅を發せられた。各政黨は深く外交の軟弱なるに憤激し、黨派の如何を問はず右提左携し、茲に對外硬は復活して、政府の失政を彈劾せんとするの運動を開始した。自由黨ははじめ還遼の責任を問ふの同盟に加はつたが、久しからずしてその同盟を離れ、遂に七月の代議士總會に於て、「遼東の還附は誠に遺憾なりと雖も、今日は實に是れ善後の策を施すに急なり、此の事に關し、漫に争鬭を生じ、以て國家の大事を誤るは、我黨の斷じて取らざる所なり、故に今後我黨と其の方針を同うし、相共に謀るべきものは、相共に内外の事に力を致し、誓つて愛國至誠を推し、私を去り、公に殉ひ、以て將來の謀を爲すべし」とて、政府と提携せんとするの意を機微の間に洩したる決議を行ひ、十一月に及んで公然これを實現し、前年以來の覆面を脱して明白に政府黨たるの真相を發表した。その宣言中に曰く

當路者亦た深く時局の要を察し我黨の誠を諒し、問々民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、内外の事を處するに於て、我黨は將來に其望あるを認めたり、是に於て我黨は向來當路者と其針路を同くして進み、之と提携して其國家の要務を處するに協翼し、以て我國の進運を致さんとす。

從來藩閥内閣は超然主義を標榜し、政黨を無視するの態度を執つたが、初期議會以來の經驗によつて、政黨を疎外するは憲政を運用する所以にあらざるを悟り、茲に公然政黨と提携し、政黨内閣への一段階を開いたのは我が憲政史上一大進歩を示したものであつた。この時に當り、戦争前まで對外硬派と歩趨を俱にした國民協會も、還遼の責任を問はんとする對外硬派と大いに意見を異にし、自由黨と一致の態度を執りしを以て、第九議會に於て政府は遼東還附に關する彈劾案を破り、豫算案の如きも僅少の削減を受けたるのみにて、各種の増税新税の諸案と共に悉く原案通り通過せしめることを得た。政府がかくの如き成績を挙げ得たのは、自由黨の援助に由れるの多きは云ふまでもないから、自由黨はこれに對する報償として總理板垣退助の入閣を要求した。閣員中これを不快としたものもあつたが、内閣書記官長伊東己代治は内にあつて自由黨のために周旋し、林有造等亦外よりこれを伊藤首相に説いたから、首相は遂に板垣を擧げて内務大臣となすの議を決し、板垣の入閣は茲に實現するに至つた。このことのあるや、國民協會は政權を政黨に分配するが如きは、その執るところの根本主義と相容れざるものとなし、ために、政府は忽ちその反目に出會ひ、自由黨に依頼するのみにては到底戦後經營の大業を完成する能はざるは明かであり、こゝに於て伊藤内閣は漸く不安の地位に立つた。偶々豫算の編成難に遭遇し、松方・大隈兩伯を入閣せしめんと試みたが、板垣内相は大隈の入閣を非として動かさず、伊藤首相は勢の不可なるを見て先づ板垣と共に辭表を呈し、各大臣も亦これに次いで辭表を捧げ、伊藤内閣は全く瓦解するに至つた。茲に於て上下の望は



松方・大隈の二人に集まり、元老は遂に兩伯を奏請し、九月末に及んで新内閣を完成した。

是より先き第九議會に於て彈劾上奏案の否決せられるや、民黨大合同を必要とする論が漸次熱度を加へ來り、二十九年三月一日、立憲改進黨・立憲革新黨・中國進歩黨・帝國財政革新會及び大手俱樂部は何れも解黨し、自由黨に對抗すべき一大政黨を組織し、これを進歩黨と名付けた。而して大隈伯は隠然これを指導した。

進歩黨は松方内閣の發表せる政綱を以て自黨の方針と大差なしとなし、これを援助せるため第十議會は無事に経過したが、内閣組織以來薩派の舉措漸く當初の政綱に背反したるもの多く、果然大隈は進退を賭して薩派と争はんとした。進歩黨はこの現状を見て憤慨措く能はず、委員をして首相に交渉せしめたが、その成らざるを察して遂に提携を絶つた。大隈もとより内閣に留まる能はず十一月十六日を以て冠を掛けて去つた。

はじめ薩派と進歩黨との争端漸く開くるや、政府は窃に策を廻らして自由黨を誘ふ風があつたが、進歩黨の政府と絶つに及び、公然薩派の代議士を通じて自由黨に交渉を始めた。自由黨中にも曾て伊藤内閣の下に於ける經驗を忘れざる者多く、喜んでこの誘引に應ずる者もあつたが、多數は斷然内閣を援助せざるに決した。議會召集の期迫るに至り、自由黨・進歩黨をはじめ、國民協會・同志會及び實業同志俱樂部の各派は交渉會を開いて不信任案提出の議を決し、第十一議會劈頭緊急動議

を以て不信任案を提出し、同志會の鈴木重遠その理由を述べんとする刹那、解散の詔勅は降つた。而して松方首相は即日參内して骸骨を乞ふた。かくて翌三十一年一月十二日伊藤首相の親任式を行はせられ、第三次伊藤内閣は成立した。

新内閣には板垣伯の名を見るを得なかつたが、當時伊藤首相は自由黨に好意を表するの態度を執り、二月六日には特にその黨員を官邸に招いて晚餐を共にし、その席上試みたる演説の中に「立憲政治の完成を期せんと欲せば、野に在りては自由黨諸君の力に頼り、朝に在ては博文之れに任せんと」の語があつたから、自由黨は歡喜して提携既に成れるが如き感を抱いた。

三月十五日、第五回總選舉が行はれ、自由黨は八十二人より九十八人となつた。我が滋賀縣に於ては第一區より實業同志俱樂部の前議員谷澤龍藏當選し、(五月、既成政黨に屬せざる實業派議員を以て組織せる山下俱樂部に加入す)第二區は井上敬之助・小島元雄・林甚吉・立川伊與助等、自由黨の片岡久一郎を推して進歩黨の鶴飼退藏と大劇戦の結果勝利を得、第三區よりは進歩黨の大東義徹及び實業同志俱樂部の西川重威の當選を見、第四區は自由黨の重鎮脇坂行三が當選した。自由黨は第二區に於て勝利を得したため再び二名の議員を議會に送ることゝなつた。

總選舉の結果、自由黨は政府の頭使に甘んずるを欲せず、板垣伯のために内務大臣の地位を要求した。農商務大臣伊東己代治は首相と自由黨との間に斡旋するところがあつたが、内閣の最有力者



たる井上馨は自由黨との提携を好まず、板垣の入閣を排斥したから、伊藤首相もこれを如何ともする能はず、ために政府と自由黨との關係漸く遠ざからんとした。是に於て伊東己代治は病と稱して辭表を呈し、これと同時に自由黨は斷然政府に反對するの意を決した。五月五日本部に於て大會を開き、「我黨は現内閣を以て政黨を基礎とせる憲政の完美を爲すの望みなきものとす、故に之に反對す」と決議し、五月十四日召集の第十二回特別議會に臨んだ。一方進歩黨は最初より政府の反對黨であつたから、自由・進歩兩黨が本議會に於て政府攻撃の同盟たるべきは自然の勢であり、この攻撃同盟は實に伊藤内閣の増稅計畫に對して成立した。即ち政府は三十二年の歳入不足見積額約三千五百萬圓を増稅に依り填補せんとし、地租・所得稅・酒造稅・鐵道電信の増收の法律案を議會に提出したが、民黨聯合軍は、政府の財政計畫を非認し、増稅を以て大早計とし、院議先づ二十七對二百四十七を以て地租増徵案を否決し去つた。政府は極力これが通過に努めたが及ばず、六月十日を以て遂に議會解散の詔勅を傳達したのである。

政府の企てた地租増徵は地價修正と地租増加とを交換せんとしたものであつたが、地價の高きこと全國有數の本縣に於ては最初より單獨の地價修正を望み、地租増加と交換の地價修正を非とした。本縣に係る交換による比較を示せば次ぎの通りである。滋賀縣當時の地租は田八十五萬九千三百五十一圓、畑八萬三千四百七十圓であつた。若し地價修正が行はるれば右より減額になるべき分は、

田に於て九萬八千圓、畑に於て一萬八千圓である。而して政府がいふが如き稅率を以て地租を増加すれば、更に田に於て四十一萬二千四百八十九圓、畑に於て四萬六十五圓を増加する。又宅地にあつては當時の市街宅地地租は一萬二千二百九十一圓、同郡村宅地地租は八萬三千九百一十一圓である。而して稅率増加により増稅の結果市街宅地に於て一萬二千二百九十一圓、同郡村宅地一萬六千七百八十三圓である。又當時田畑地租の合計は百三萬九千三十一圓にして地價修正に依り減租せらるべきものは十一萬六千圓。然るに稅率増加により増租となるべきものは實に四十八萬一千六百二十八圓となる。即ち地價修正と地租増加と萬一交換せられてゐたならば差引三十六萬五千二百八十圓の負擔の増加となり、従前より三割五分一厘の増加となる譯である。かゝる交換は本縣に於ては絶對反對であり、自由黨の本縣選出議員片岡久一郎・脇坂行三の如きは他府縣に率先し反對に奔走したのである。

自由黨が政府に對し提携斷絶を宣してより進むべき道は唯一あるのみ。即ち多年の行懸りを忘れて進歩黨と共同戰線に立つて藩閥政府の倒潰に向つて募進する、これである。抑もこの兩黨は共に政黨内閣を建設するの目的を以て政治界に立ち、而してこれが目的を達する手段として先づ政府と提携し、漸次に政黨の勢力を内閣に導き入れんとしたのであつた。而も兩黨の政府提携は孰れもその効を奏せずして失敗に終つた。是に於て兩黨員は政府と提携するは、既往の實驗に於て無益の業



なりしを悟つたのである。かくて兩黨員は、藩閥政府と提携して憲政の完成を求むるは迂の極である、この際寧ろ舊來の感情歴史を一掃し、同主義者を合同し、以て正々堂々藩閥政府と戦ふに如かずとなし、議會解散の後僅かに二三日にして兩黨の領袖は合同を實行するに決し、委員を設けて新政黨創立の任に當らしめた。その準備漸く成るや、兩黨は三十年六月二十一日を以て各々臨時大會を開いて正式に解黨の決議をなし、翌二十二日元新富座に於て憲政黨の結黨式を舉行した。此結黨式には滋賀縣よりは各代議士及代議員として北村竹次郎が出席した。かくして在野黨たる自由・進歩二大政黨の合同は成つたのである。この日の結黨式には大隈・板垣の兩首領も出席し、且つ公然入黨したから、憲政黨の勢は既に政府を壓した。宣言書に曰く

憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而して此の間解散は已に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く擧らず、政黨の力亦大に伸びず。是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し、爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。是れ舉國忠愛の士の深く慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因て茲に之を宣言す。

是より先き伊藤侯の第三次内閣を組織するに當り、政黨の力を藉りるにあらざれば政務を進行するの不可能なるを自覺してゐたが、憲政黨結黨の形勢を目撃して「備兵恃むに足らず、親兵に非ざ

れば不可也」の平素腦中に抱懐したる考を實現すべく決心し、總理大臣として自ら政黨を組織し、これを率ゐて國勢を進行せんと決し、閣議に諮つてその同意を得た。かくして新政黨の旗擧は疾風迅雷の如くに行はるべく豫期されたが、茲に端なくも山縣侯並にその一派のために妨げられて事志と違ひ、六月二十五日侯はその補衰の職を辭し、勳位顯爵を奉還せんことを乞ふに至つた。前日の御前會議に於て、侯は自ら政黨を組織するの策の容れられざる場合は、憲政黨の指導者たる大隈・板垣二人を推薦して後繼内閣を組織せしめんとの意見を述べたが、二十五日の御前會議に於て各元老のうち一人の自ら起つて難局に立たんとするものがなかつたから、遂に伊藤の意見に従ひ大隈・板垣二人を薦むるに決し、これを上奏した。伊藤はその夜使を馳せて二人の來邸を求め、告ぐるに辭職の事を以てし、且つ大命二人に降らば直ちにこれを拜受して内閣組織に着手せんことを望むの意を述べた。大隈・板垣共に事倉卒に出で、これに即答し難きを告げて伊藤を辭し、翌二十六日熟議を経て新内閣組織の任に當るべきを決し、その旨を伊藤に通じた。是に於て翌二十七日二人は宮中に召されて大命を拜受し、三十日を以て親任式を舉行せられた。閣員の顔觸れは大隈の首相兼外務、板垣の内務をはじめ、進歩派より文部尾崎・司法大東・農商務大石、自由派よりは大藏松田・遞信林となり、陸海兩大臣は前閣員桂・西郷の留任となつた。

顧みれば憲法發布せられしより十年、議會開設せられてより回を重ねること十有二回。今や黨人



は一朝にしてその宿昔の理想境に到達して政黨内閣を建設するを得た。

我が滋賀縣に於ても自由・進歩の兩黨員は多年政敵として互に相排擠し來つたが、茲に一堂に會し同志として憲政黨滋賀支部を組織することとなり、本部より鳩山和夫・福井三郎・谷河尙志等出席し七月十五日大津市坂本町交道館に於てその發會式を舉行した。定むるところの滋賀支部の規約は次ぎの通りである。

憲政黨滋賀支部規約

- 第一條 當部ハ憲政黨滋賀支部ト稱シ事務所ヲ滋賀郡大津町ニ置ク
- 第二條 當部ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 幹事 四名
  - 一 常議員 四十名
  - 一 事務員 若干名
- 第三條 幹事及常議員ハ總會ニ於テ選舉シ其任期ハ一ケ年トス
- 第四條 事務員ハ幹事之ヲ選任ス
- 第五條 幹事ハ當部一切ノ事務ヲ處理ス
- 第六條 總會ハ毎年十月之ヲ開ク

但シ緊急ノ事件アルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第七條 常議員會ハ幹事ニ於テ必要ト認ムル場合若クハ常議員七名以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

部員ニシテ衆議院議員及縣會議員タルモノハ議事ニ加ハルコトヲ得

第八條 入黨セント欲スル者ハ黨員二名以上ノ紹介ヲ以テ先ツ當部ニ申込ヘシ 退黨セントスル者ハ其旨當部へ申出ヘシ

第九條 當部ノ經費ハ部員ノ負擔トス 其徵收方法ハ常議員會ノ決議ニ任ス

第十條 部員ニシテ不都合ノ行爲アルトキハ常議員會ノ決議ヲ經テ本部へ除名ノ請求ヲナスヘシ

第十一條 此規約ハ總會ノ決議ヲ以テスルニ非レハ之レヲ變更スルヲ得ス

而して幹事常議員を左の如く選舉した。

- 幹事 酒井岩造 望月長夫 淺見竹太郎 中島俊造
- 常議員 島田保之助 吉田虎之助 井上耕吉郎 齋城五三郎 平松鐘次郎 鶴飼定吉 河村吉三郎
- 井上敬之助 井村八郎治 大原重右衛門 福永豊三郎 岡崎倍兵衛 小澤三右衛門 澤田耕次郎
- 上田市左衛門 八木恒 市田鋼平 藤田治郎右衛門 藤野辰次郎 横山安忍 寺村毅 門野薫
- 上田喜陸 伊夫岐資弼 大橋孫右衛門 大浦貞次郎 小山義象 藤澤万九郎 淺見義隆
- 横田隆治 淺見辰次郎 丹羽太八郎 布施孫一郎 野崎源左衛門 前川源治郎 白崎清兵衛



又本支部は決議して曰く

吾黨員ヲ任用シ以テ政務ノ刷新ヲ爲スハ吾人ノ最モ望ム所ナリ 然レトモ黨員自ラ登庸ヲ干請シ爲メニ妄リニ事務官ノ更迭ヲ來スガ如キハ憲政運用ノ道ニアラサルモノト認ム 故ニ本部ハ此際充分ノ警戒ヲ加ヘ以テ憲政ノ完成ヲ期セラレンコトヲ望ム

第一 地方制度ヲ改正シテ知事ヲ公撰ト爲スコトヲ第十三議會ニ於テ決行スルコト

第二 地價修正ヲ憲政黨ノ黨議ニ決スルコト

第三 財政ノ不足ハ地租以外ニ於テ其稅源ヲ求ムルコト

第四 憲政黨近畿團體ヲ組織スルコト 但其時機方法ハ幹事ニ一任スルコト

第五 今回ノ總撰舉ニ於テ吾黨前代議士ハ成ルヘク之ヲ推撰スヘキコト

第六 吾黨以外ノ候補者ハ極力之ヲ排斥スルコト

殊に第二・第三の兩項は、地價の不當に高き本縣に於ては政黨派の如何に拘はらず、多年の關心事であつたから、これを貫徹せんとするは當然のことであつた。されば同月大阪に開かれたる地價修正同盟會に對する本縣民の期待は大なるものがあり、本縣より地價修正委員として中田長茂・上田喜陸・馬場新三の三名の列したる外片岡久一郎・岡田逸治郎・谷澤龍藏等も地價修正を熱望するの故を以てこれに參し、開會劈頭決議案として、地租の増加と否とに拘はらず第十三議會に於て

地價修正の必成を期すべきことを可決し、更に今回の總選舉に對し地價修正の實行に努むる候補者を選出すべきことを決議した。

かくて第六回總選舉は三十一年八月十日を以て行はれた。憲政黨は黨員の無用の競争をなすことを防遏せんため所屬の前代議士を再選すべきことを議決し、政府は政黨内閣の美果を發揮せんことに努め、總選舉は比較的公平且つ靜穩に行はれた。而して憲政黨は全議席三百中二百四十三名、實に八割以上を得た。滋賀縣に於ても前回の山下俱樂部所屬の谷澤龍藏・西川重威に代つて望月長夫・藤野辰次郎を當選せしめ、全員五名を獨占するを得た。即ち第一區は望月長夫、第二區は片岡久一郎、第三區藤野辰次郎・大東義徹、第四區は脇坂行三が夫々當選した。

總選舉の結果、憲政黨内閣の勢力は名實共に備はり、政策の遂行は一として可ならざるなきに至つた。つたが、惜むべし黨内に内訌を生じ、未だその眞價を發揮するの機會なくして破裂するに至つた。由來舊自由黨と舊進歩黨とは感情に於て、主義に於て互に相容れざるものがある。兩黨は藩閥内閣倒壞の目的を達成するがために、相合して憲政黨を組織したものゝ、永年の行懸りは容易に拭ひ去るべきものではない。特に藩閥を向ふに廻してこそ互に提携され、敵なき今日に於ては忽ち舊來の状態に復し互に相排擠し事毎に衝突した。兩派の軋轢は既にその端を獵官運動に發し、又行政改革問題に關しても意見の對立したものが少なくない。偶々全權公使として米國に駐劄したる星亨が八



月十五日賜暇を得て歸朝するや、自由・進歩兩派の軋轢漸く甚しきを加ふるを見て、彼は得意の怪腕を揮つて内閣破壊に着手した。是より先き自由派は均勢論なるものを按出して進歩派に對抗し、國務大臣の椅子を兩派に均分し、且つその他の高等官選叙にも亦一方に偏倚するを避け、以て政府に於ける兩派の均勢を維持すべしと主張したが、尾崎文相が帝國教育會に於ける共和政治云々の演説の責を引いて辭表を捧呈するに及び、果然自由派は均勢論を提出するの好機會とし、板垣は後任文相を自由派より擧ぐべきを提議した。然るに大隈は均勢の謂れなきを論じて板垣の提議を排し、後任として犬養毅を奏請し、直ちに裁可を賜はつた。板垣は十月二十七日親任式の定刻に先ちて參内し、首相の專横、犬養の不適任を奏上し、若し犬養を親任せらるゝあらば松田正久・林有造と共に冠を掛けて去るの意を内奏したが、親任式は豫定の如く行はせられた。

かくなる上は自由派たるもの豈晏然たるを得べき、内閣を破壊し、進歩派と絶縁して舊状態に復せんとして虎視眈々たる星亨は茲に始めて公然舞台の表面に現はれ、自由黨の運動を指揮するに至つた。彼は文部大臣親任の翌二十八日自由派の總務委員をして進歩派の總務委員に對し憲政黨解散の議を提出せしめ、進歩派が斷然これを拒絶するや、直ちに自由派の黨員に對し黨名を以て臨時協議會開催の通知狀を發せしめ、二十九日會開かるゝや、協議會を變じて大會となし、憲政黨解散の件を議題に供し、即座にこれを可決した。次いで新に憲政黨組織の件を附議し、綱領及び黨則等を

一舉に可決し終り、舊黨解散と新黨組織とを併せてこれをその筋に届け出で、これを天下に公表した。この間殆んど疾風迅雷、進歩派の策動を容るゝの餘地なからしめた。

茲に於て自由派の大臣は十月二十九日内閣不統一を缺くとの理由を以て辭表を闕下に捧呈した。進歩派は獨力を以て政權を握有せんとし、後任者推薦の内旨を請ひ奉つたが、陛下これを許し給はず、大隈首相は到底内閣の維持する能はざるを悟り、三十一日進歩派大臣の辭表を一括して捧呈し、内閣總辭職を執行した。而して進歩派は憲政黨の名稱を抛ち、新に一團體を組織して憲政本黨といひ、十一月三日を以て結黨式を擧げた。本縣に於ては片岡・脇坂兩氏は憲政黨に留り、大東・望月藤野の三氏は憲政本黨に加入した。

かくして政黨内閣は組織後僅かに半歳に充たずして倒れた。數ヶ月以前までは、自ら政黨内閣を建設し得たるを祝福し、且つ我が憲政史に一紀元を開きたるを誇りとなせしに、今や自ら建設したる内閣を自ら破壊し去るのやむなきに至つたのは遺憾である。

憲政黨滋賀支部の組織以來解散に至る間の主なる事歴をその日誌より摘記すれば次ぎの如くである。

九月二十日、河村吉三・望月長夫・酒井岩造・水野正香・北村竹次郎會合し、同日より政務調査をなすことを協定し、同二十四日河村吉三・水野正香・伊東定吉・藤本良政・北村竹次郎會合して



政務調査に對する分任を定めた。十月二日支部を大津市今盧町より鍛冶屋町三十八番屋敷に移轉。

同十二日支部總會を交道館に開催し、島田保之助の建議に係る「行政の改革を斷行し、速に更始一新の實を擧ぐる事」「國家財政の基礎を鞏固にし、經濟の不振を救済する事」「我黨の結合を益々強固ならしむること」の三項を決議し、次ぎに幹事の提案に係る「府縣制を改正し、府縣會及び府縣參事會の權限を擴張すること」「府縣會議員の選舉法を改正すること人口一萬人に付一人を選出すること選被選權は其府縣内に公民權を有するもの」「郡制及郡役所を廢止すること」「常備兵の現役を二ヶ年とし豫備を増加すること 但騎兵及砲兵を除く」「名古屋廣島兩控訴院を廢止すること」「三大自由を擴張すること(集會政社法・出版法・新聞條例の大改正)」「官吏著中休暇を廢止すること」の七項を決議し、次ぎに憲政黨近畿青年會滋賀支會の建議に係る「責任内閣の實を嚴明にすること」「地方分權の制を擴張すること」「文官任用令を全廢すること」の三項を可決した。以て當時に於ける支部の動向を窺ふべきである。十一月四日、さきに十月二十九日東京に於て組織せし憲政黨の支部として憲政黨滋賀支部結社届を酒井岩造の名義を以て大津警察署へ届け出た。かくして本縣に於ても舊自由・進歩兩派は茲に袂を別つに至つた。

隈板内閣瓦解するや、元老會議の結果山縣侯がその後を襲ふこととなつた。侯は初期議會に於ける苦き經驗と爾來内閣と議會との間に紛争衝突の絶えなかつた事實とを回憶して、憲法政治の運用を完くするがためには、到底政黨以外に超然たること能はざるを知るに至つた。茲に於て侯は政黨操縦を以て最も重要な議會政略となすの見地に立ち、議會召集の期迫るや、窃に憲政黨と數次の交渉を重ねた結果、僅かに妥協を得たるを以て、十二月三日第十三議會の開院式を舉行した。

時に戦後經營のため支出は年々膨脹し、歴代内閣は増税募債を以て僅かに糊塗したが、今や山縣内閣は既に憲政黨と提携し、又國民協會をも與黨として優に議會の多數を制するの形勢を占めたから、この勢に乗じて歳入の増加を計り、財政計畫の基礎を確立せんとして地租増徴案を議會に提出した。思ふに戦後經營を完成するがためにその財源を増税に求むるは已むを得ざるの數ではあるが、ひとり地租増徴の計畫に至つては、第二次松方内閣會てこれを試みて成らず、第三次伊藤内閣亦これを試みしも成らず、而して隈板内閣は頗る歳計の窮乏に苦んだに拘はらず、これが補填に別種の計畫を立てた。然るに今や山縣内閣は斷然地租増徴に依て歳入の不足を補填するの方案を立てたから、憲政本黨は勿論、その他の非政府派・農民團體及び黨派に關係なき中立の士人皆群起して増税の失計を論じ、遂に地租増徴反對同盟會なるものを組織して、政府反對の大運動を開始した。憲政黨に於てはさきに政府と提携したるため、その増租案に對しても勢ひ賛成せざるを得なかつたが、その黨内には平生の主張に顧み、又地方的利害の關係に於て増徴を非としたるもの多く、その各支部は皆反對の決議をなし、特に黨の政務調査會の如きも全會一致を以て増租の不急を決議し、代議



士總會亦この決議を容れ、政府をして増租案を當期の議會より撤回せしめんとした。然し政府は固く執りて動かさず、憲政黨も亦飽くまで増租を不可としたから、山縣内閣と憲政黨との提携は、この問題によつてまさに斷絶せんとするの危機に迫つた。是に於て黨の領袖等は政府案の地租増率百分の四を百分の三・三に修正して増租年限を五ヶ年に限ることとし、而して地價修正は政府案を賛成することとし、これを代議士總會に提出して僅かに同意を得たから、衆議院の委員會も増租案を通過し、十二月二十日の本議に於ても百二十九に對する百六十六を以てこれを可決確定し、是に於て多年の宿題たりし地租増徴問題は全く山縣内閣に依て解決されるを得た。

この問題に關しては、地價の最も高く負擔に苦しむ本縣に於ては絶大の關心事であつた。蓋し地價の高きこと本縣は田に於て全國府縣中第一位を占め、畑に於ては第三位を占め、宅地に於ては第五位を占めた。されば地租増徴は本縣にとりては死活の大問題として既に多年に亘り調査研究の盡されたる所あり、増租案の提出されるや滋賀支部は總會に於て絶對反對を決議し、脇坂・片岡の兩代議士はその意を含んで東上し、特に河村吉三は増租反對委員として相踵いで上京し、東奔西走、黨の領袖に意見を具申して遂に黨議を決せしむるに大なる力となつたのである。まことに滋賀縣の如きは増租案反對の主唱者にして、遂に政府をして地價修正を行ひ、然る後に期限を付して地租増徴を行はしめたる原動力であり、而して本縣民をして年々多大の負擔輕減を得せしめたる、

實に支部先人の功績と云ふべきである。今、本問題に關して先人の盡瘁奔走せる状態、河村吉三のものせる「先輩星亨君祭祀叙言」に依て窺ふに、その文中に曰く

曩に板垣兩伯の内閣を辭するや山縣侯代て入閣し戦後經營策として地租百分の二半なるを更に三五に増徴し其増額を以て軍備擴張せんことを吾黨に交渉す、是の時に當て板垣伯及君等は泰西の形勢に鑑みて之れを賛成せんと欲するも如何せん、議員の多數は農家の選出に係り且地租は漸次百分の二に減す可き政府の約あるにも拘はらず是を三半に増すことは極めて難事とする所なれば苦慮一方ならず、先是江州の如きは地價最も高くして負擔に困む縣下なれば吾支部は總會に於て増租反對を決議し脇坂・片岡の兩代議士は其意を含んで東上す、予も亦増租反對委員に推され尋で東上せり、如此形勢なれば地價の殊更に高き諸縣に於ては各支部の決議を以て増租反對委員を東上せしめ増租に對し反旗を翻し各自竊かに護衛の士を養ひ團體を結んで柳花園に屯聚し議論紛紜亂麻の如し、滋賀縣の如きは其主唱者にして片岡・脇坂等は爲めに非常の決心を以て盡力しつゝあり、是の時に當て板垣伯は駕を齎らし予を議長官舎に召す、時既に夜二更雨を衝て日比谷原頭の官舎に造る、伯は先づ其説を詳にし而して命するに君と熟議す可きを以てす、君曰海外の形勢を察するに軍備の擴張は忽にす可らず、滋賀縣の有志たらすして天下の有志を以て自から任し大勢を審察せば事自から分明ならんと叱咤一番先づ殷雷を予か頭上に落せり、予は之れに對て曰不



肖も亦天下を以て自ら任ずるか爲に止む無く反旗を樹たるなり 曰く其説を聞かん 曰く軍備を擴張して戦艦若し英國を凌ぐも陸兵若し米國に倍するも人民和協せされは何の用か之れ爲さん 曰く何を以て之れを謂ふ 曰く不均一極まる地價をして之れに等しく増租せは恐らくは負擔に耐ざる人民多からん 是れ不平の本を培養するに非ずして何ぞ 且之れを強ひて爲すは選舉區に歸り難き議員多かる可し 此の如き難きを人に責めんより寧ろ解散却て穩かならん 若し人民の疾苦に於ては顧るに足らずとならば不肖復た何をか謂はん 抑も地價修正を渴望する縣下既に多し 縦令解散を重きぬるも敢て辭せざるもの獨り弊縣而已ならず 天下或は是より騷擾せん 君容を改めて曰く暫く之れを待て 近者反對派の議論或は根據なし 今子與に語る可し 抑も地價修正は黨の宿題たるも今之れを爲せば擴張費に不足を生ず因て間税を以て此の不足を補充せんとすれば間税は常に異動するものなれば内閣は之れを殆として同意せず 予曰く此の如きは地租を百分の四に至らしむるも散て辭せざる所なり 抑も増租は又輕減す可き期來るも修正には期なし 永遠に德澤を蒙むるものなれば縦令百分の四或は四以上に達せしめ以て内閣の望に満たしむるも修正は爲さる可らず今にして若し此機を逸せば政府何れの時か之れを爲さん 請ふ意を留めよ 曰く善矣 誓ふて實行せん 以て反對派に説く可きか 曰く未たなり 地價修正の實行を聽く 誠に國家の幸福なり 獨り農家に止らす 然りと雖とも増租の年限を付せされは以て同志を服せしむ

ること難し 曰く又戦を挑まんと欲するか 曰く仁に當ては師に讓らす 君莞爾として曰く是亦難事なり 縦令黨議は決するも内閣と貴族院の同意を如何せん 予曰く上 至尊を補佐し下萬民を惠保するは内閣の責任に非ずや 曰く然り 曰く果して然れば軍備擴張費の滿る日を算し増租の期限と爲せは上下共に安全ならん 苟に是の如きは義として同意せざるを得ず 君や沈思良久 予は語を繼て曰く縦令七年に及ふも期限あれば則ち可なり 若し期限無しとせんか衆民に安堵を與へ難し 人民安堵せされは吾より聲を聞くに似たり 所謂の慎は小を畏るゝにあり 請ふ焉を遠計せよ 曰く子の言理あり 必ず年限を附す可し 以て念と爲す勿れ 予曰く果して然れば同志をして誓ふて増租に左袒せしむ可し 然るに此約にして若し違變あらんか 是れ止む無く君と差違へ同志及諸縣の人民に答へざるを得ず 以て奈何となす 君曰く快男兒其決心微せは與に國事を談するに足らず 余や何ぞ身命を愛まんや 然りと雖とも今回山縣侯とは素より男兒然たる提携を爲せり 苟も國家を益する計あらは是れ順ひ是れ行はん 何に躊躇せん 若し侯にして約に違ふことあらは余は侯と交刺せん而已 爰そ兄弟劍を按して相見るの愚を學はんや 子等自重以て善後の計を講せよ 議正に決す

是に於て袂を分かち君は晝夜を兼て内閣に交渉し予は雨を衝き夜を徹して同志を訪ひ且歸國して支部の決議を改め之れを脇坂・片岡の兩代議士に報し漸くにして黨議先づ増租に内決す 獨り内



閣と立法委員而已議論動もすれば年限を附せざるに傾ふく。而して議會は僅かに二日を剩す而已なれば人心恟々物議鼎沸し形勢制す可らず。百事將に破裂せんとす。是に於て予は志を決し議長官舎に造り君に謁し之れに謂ふて曰く事情に如何す可きや。曰く猶ほ委員の手に在り。未だ決せず。曰く委員長を誰とか爲す。曰く利光鶴松なり。別席に在て今猶ほ事を議す。曰く大事將に去らんとす。請ふ。面議立ところに事を決せん。若し然らざれば吾れ其死所を知らざるなり。君直ちに給仕に命す。來る。君曰く。議何れに決するや。利光君曰く年限は付す可らず。予は之れに質して曰く年限を付する何を以て非なるか。利光君曰く是れ法律を解せざる者の論而已。凡そ文明諸國を通して年限を付して租税を徵するの法未だ曾て見ざる所なり。蓋し能はざるの論なり。是に於て予は君に蹙りて曰く。是れ有るか。抑も法律なるもの地より昇らす。天より降らす。聖哲位に在て極を建てたるや明なり。聖哲と雖とも同じく是れ人なり。而して其意を解釋すれば民心を安するに在り。若し民人をして安心せしむることを審認せば年限を付して可なり。爰そ各國の法律を墨守せん。請ふ。看よ。暴秦の法律は繁にして且密なり。漢高其後を承るも敢て之れを墨守せず。嘗に法三章を以て約す。是の時に當て若し庸吏をして之れを議せしむれば愚と呼び狂と叫はん而已。然れとも漢高の聖智なる毫末之れを疑はず。其餘は盡く秦法を除去す。秦の父老之れを喜び牛酒を献し以て漢高の壽を爲す。漢家四百年の基礎是に於て

開きたるに非さらんか夫れ此の如し聖哲極を立て萬民之れに則るは天地の通義なり。何そ一々各國の法律を墨守せん。抑も年限を付して増租すると人民の安堵孰與れそや。今吾國此の事を創せは萬國亦之れに則とるや明なり。國威をして海外に輝さんと欲せば軍備の擴張は抑も末なり。人民の和協は乃ち本なり。安危の機此の一舉にあり。請ふ。之れを熟察せよ。君や沈思す。會々林有造君來り予の説を賛けて曰く年限を付するに決して進行せん。利光君去る。君曰く日は僅かに二日より剩さす。内閣は頑として動かす。之れを如何せん。林君曰く解散を賭して終局の交渉に及ひ可否を即決せん而已。君又默考す。予曰く目下の計たるや林君に内閣の交渉を委し君は是より議堂に登り議會終て後直ちに黨士を率ひて此所に引揚げ之れを黨議に問ふに如かす。黨議にして若し否決せば不肖復た何をか言はん。決意果して如何。君曰善矣。今夕必ず黨議に問ふ可し。且つ林君に謂ふて曰く請ふ交渉を勉めよ。林君曰く諾。是に於て林君は馬車を飛して内閣に向ひ。君は衆議院に登り予は同志に事を報す時に時計は午前十一時なり。午後三時を過ぎ同志と與もに官舎に至り君の歸るを待つ。須臾にして君は吾黨の代議士と共に護衛の壯士に圍まれ官舎に歸り直ちに黨議を開き可否を問ふ。此の時官舎に歸りし代議士は九十三名にして其中ち立法委員一人を除くの外總起立を以て年限を附し増租することに決議す。時に予を顧て曰く猶ほ明朝を待てと。是より君は鞭を擧て西し林君の交渉を助け地價は修正し地租は百分の三・三に減し其不足を生ず



る分は間税を以て補充し竟に克く内閣をして之れに同意せしめ天下の人民手に汗を握りて勝敗を  
 瞻望せし戦後經營の議會を無事に終りたり 時に君の官舎に歸るや四方より萬歳を呼て之れを迎  
 へたれば流石の廣漠たる日比谷ヶ原も暫しは震動止まさりき

この修正により江州に於て減租し得たる全額は一箇年分殆ど貳拾萬圓に上つたのであつて、若し先  
 人の奮闘なかりせば或は地價修正を見ること今日猶ほ困難であつたかも知れない。

第十三回帝國議會は、かくして憲政黨との提携に依りて終了することを得た。第十四回議會召集  
 の接近と共に憲政黨は依然政府との提携を聲明し、政界は平穩に經過し、議會は無事閉會した。然  
 るに憲政黨は議會閉會後間もなく、政府に對し聯立内閣要求の交渉を開始した。山縣首相は是より  
 先き一方官制及び文官任用令を改正して、與黨の獵官運動の門戸を閉鎖し、他方憲政黨の入閣を謝  
 絶したので兩者全く疎隔し、首相は亦世人の現狀に倦みて局面の展開を希望せるもの多きを察し、  
 遂に適當なる後繼者を得て桂冠致し度き旨を伏奏した。かくて山縣首相辭職の漸く具體化せんとな  
 る時、突如として義和團匪北清の一隅に起り、事態容易ならざるを告げた。かくて山縣内閣の辭職  
 は無期延期となつた。この時に當り、憲政黨は政權分配の要求容れられざるに失望し、山縣内閣と  
 絶縁したが、山縣内閣にして倒れんか、これに代つて立つものは必ず伊藤内閣なるべしとなし、當  
 時伊藤侯が各地に遊説して政黨改良の必要を論じ、自ら模範政黨を組織せんとするの色あるを見て、

山縣内閣と提携を絶ちたる即日を以て、總務委員等は大磯に侯を訪ひ、口を極めて入黨を懇請した。  
 然し、侯は胸中既に政黨組織の成算を藏してゐたためこれを拒絶した。憲政黨は尙ほ伊藤侯推戴に  
 關し一層の努力をなすことを決議、重ねて侯に入黨して統率の任に當らんことを請ふて拒絶される  
 や、遂に三十三年八月二十三日無條件獻黨の旨を侯に告げた。かくして立憲政友會創立の期は目前  
 に迫つたのである。



### 第三章 政友會の創立より西園寺總裁の辭任まで

伊藤公は多年廟堂に立ちて政務の樞機に參與し、維新の元勳としてその重望は内外に隆かつた。憲法制定のことに最も功があつたのみならず、常に念を憲政の濟美に注ぎ、これを以て自らの任となした。憲政既に布かるゝの後、公の期待するところの政黨は規律節制未だ整はず、廟堂に立つ者亦概ね政黨を輕視し、動もすれば立憲の本義に反するの行動を敢てして憚らなかつた。斯くの如くんば到底憲政の濟美を期する能はざるに鑑み、自ら奮つて有力なる政黨を樹立し、身を挺してこれを統率指導せんとするの意を起した。これが決意は一朝一夕に非ざるものゝ如く、公が明治三十二年秋以來各地を巡遊して演說せしところに徴するも、その意のあるところを看取するに足るものがある。時偶々憲政黨に於ては、局面打開の聲盛に起れるに際して、同黨はこの數年來伊藤公と靈犀相通するものがあつたから、公をその黨首に仰いで以て展開の途を求めんと欲し、三十三年五月黨の總務委員は黨を代表して公を大磯に訪ひ、懇ろに公に請ふところがあつたが、越えて六月八日に至り公は、單に憲政黨の首班たるを以て甘んぜず、汎く國民の要素を集め、新に有力なる政黨を造り、紀綱を振肅し、責守を嚴にし、以て憲政運用の眞正機關たらしめんとするの意を以て回答と

した。憲政黨はこの決答に接するや、公の意のあるところを諒とし、切に公の計畫の進捗せんことを期待した。

公は計畫既に熟し準備漸く整ふや、同年八月二十五日を以て西園寺公望・渡邊國武・本多政以・金子堅太郎・末松謙澄・林有造・長谷場純孝・尾崎行雄・星亨・大岡育造・渡邊洪基・都筑馨六・松田正久の諸氏を芝公園紅葉館に招き、新政黨創立の趣旨及び綱領を發表し、且つ右の諸氏を創立委員に囑託した。翌二十六日より直ちに創立事務所を帝國ホテル内に設置して着々創立の準備を進め、加入勧誘狀を各方面に發送したが、天下翕然としてこれに囑望し、その組織未だ成らざるにあり、早くも既に海内を風靡するの概があつた。かくて公は九月九日を以て上奏文を閣下に捧呈し、帝室制度調査局總裁及び東宮輔導顧問等の重任を辭した。一方憲政黨は政友會成立の準備愈々進捗し、發會式舉行の期まさに一兩日の後に迫らんとするや、九月十三日を以て臨時大會を開いて解黨を決議し、黨員名簿を政友會創立委員に送附し、これを以て入會の手續を了したるものとし、且つ本部の建物及び什器一切を政友會に寄附する件を決議し、直ちにその手續が執られた。政友會はもと既に成の一黨一派に偏せず、汎く各方面の同志を糾合して成つたものであるが、當時約五十萬の黨員を有せる憲政黨が實にその一大基礎たりし事實は記憶を要すべきことである。

發會式は豫定の如く九月十五日を以て帝國ホテルに舉行せられ、立憲政友會々則を滿場異議なく



決定し、伊藤總裁の演説あり、式後同所に園遊會を開き、來賓及び會員一千有餘人參集し、盛會を極めた。

九二

翌十六日、帝國ホテル内の事務所を引拂ひ、芝公園第五號地所在元憲政黨本部に移轉し、これを本會本部と定め、伊藤總裁より、當分の内創立委員を以て假總務委員に充つることとし、これが囑託をなした。而して支部設置に就てはその組織に便するため規則準則を定め、創立委員若干名宛を本部より囑託した。

かくして立憲政友會滋賀縣支部は成立した。定むるところの支部規約は次ぎの通りである。

#### 立憲政友會滋賀縣支部規約

第一條 當支部ハ立憲政友會滋賀縣支部ト稱シ滋賀縣内ヲ以テ管轄區域トシ其事務所ヲ大津市ニ置ク

第二條 當支部ニ左ノ役員ヲ置ク 其任期ハ各一ケ年トシ再選スルコトヲ得

- 一 幹 事 若干名
- 一 相談役 若干名
- 一 評議員 六十名
- 一 事務員 若干名

第三條 幹事ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉シ當支部一切ノ要務ヲ處理ス

第四條 相談役ハ前代議士ヲ以テ之ニ充テ支部重要事件ニ參加スルノ責任ヲ有スルモノトス

第五條 大會ニ出席スヘキ委員ハ支部總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六條 評議員ハ支部總會ニ於テ之ヲ選舉シ支部ノ事件ヲ評決ス

第七條 評議員會ハ幹事之ヲ召集ス 評議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ評議員會開設ノ要求アルトキハ幹事ハ直ニ其手續ヲナスヘシ

第八條 帝國議會ノ議員ハ幹事ト同一ノ責任ヲ有シ本縣會議員ハ評議員ト同一ノ責任ヲ有スルモノトス

第九條 事務員ハ幹事之ヲ選任シ其指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事スル者トス

第十條 支部ハ毎年十一月支部總會ヲ開クヘシ 但必要ト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

緊急事件ニシテ臨時總會ヲ開ク暇アラサル場合ニ於テハ評議員會代リテ之ヲ評決スルコトヲ得  
第十一條 入會セント欲スル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ當部ヘ申込ムヘシ 退會セント欲スル者ハ當支部ニ届出ヘシ

第十二條 當支部員ニシテ不都合ノ所爲アルト認ムル者アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ本部ニ除名ノ請求ヲ爲スヘシ

九三



但シ總數ノ過半數ノ同意シタル決議ヲ要ス

第十三條 幹事ハ會員名簿ヲ調製シ毎月々末ニ入會退會ノ姓名ヲ本部ニ報告スルモノトス  
第十四條 當支部ノ經費ハ部員ノ負擔及有志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

明治三十三年十一月

立憲政友會滋賀縣支部

支部役員の氏名は次ぎの如くである。

代議士

片岡久一郎 脇坂行三

幹事

酒井岩造 島田保之助 片岡久一郎 小島元雄 西村市郎右衛門 猪野口和三郎 脇坂行三 伊藤之朗 野崎源左衛門 外一名缺員

評議員

山口重祿 松田甚右衛門 信正時治郎 森斧太郎 廣部伸彦 横江榎麻呂 山田耕 東田廣治 齋城伍三郎 安土彌吉 大角周治郎 河村吉三 河村藤市郎 鶴飼定吉 吉川速水 杉本朝治郎 津田辯造 辻醇一郎 藤田爲吉 重田直治郎 藤崎岩松 園田半五郎 伊藤甚造 久田園治郎

江南善五郎 辻作平 藤田治郎右衛門 西堀與惣吉 前川房吉 西村伊助 杉立市平 熊木九兵衛 園外松 安村善治 中澤彌右衛門 尾中侃三 門野薫 山本孫三郎 北川嘉平 金子悦 喜多村常太郎 野口近太郎 樋口幸治郎 中川幸平 川道貞治郎 中村半治郎 藤澤萬九郎 柴辻負治郎 中島善介 立石軍治 下司淺太郎 山岡久藏 吉内辰彌 淺見清吉 清水與治郎 野崎左衛門 外二名缺員

縣會議員

吉田虎之助 中野善治郎 大道誠治 井上敬之助 望月龜吉 猪野口和三郎 八木恒 辻村省吾 堀田三省 中島俊造 伊藤之朗

事務員

北村竹次郎

山縣内閣は曩に一旦辭表を捧呈したが、偶々團匪の事件起り、東洋の禍亂まさに測り知るべからざるものあらんとせるため、偏へに聖旨を奉じてその任に留まることゝなつた。爾來茲に數ヶ月、北清の動亂は今や漸く平定し、まさに善後外交の局面に入らんとするに際した。この時にあたり伊藤公は議會に終對多數を占むる大政黨政友會の組織に成功したので、遂に九月二十六日山縣首相は再び辭表を捧げて椿山莊に閉居し、翌二十七日には陸海軍及び外務の三大臣を除くの外悉く辭職し



た。是に於て後繼の大命は公に降つたが、公は軽々しく起つを肯んぜず、固辭力めたから、諸元老等頻りに斡旋し、公も遂に辭するに由なく、大命を拜受した。これと同時に所謂渡邊國武の心機一轉事件を生じ、ために少からず内閣組織の進行を遲滞せしめたが、公の鎮撫と事情の變遷とによりて幸に事なきを得、十月十九日を以て親任式は舉行せられ、政友會第一次内閣は茲に成立した。

新内閣は政策の異同より來る反對、感情の衝突より來る反對利害の不兩立より來る反對、その他種々の原因より來る反對のために殆ど包圍の中に陥つた。その第一に現はれた反對軍は國民同盟會であつた。同盟會は支那保全・韓國扶植の二大政綱を掲げて起つた有志の團體であつて、その目的の下に國論を統合して當局者の後援となり、以て極東に對する列國の禍心を制せんとするにあつた。公爵近衛篤磨は實にその重鎮たり、大隈伯も亦陰に氣脈を通ぜりと傳へられ、政友會中にもこれに加はるものがあつたから、本會は早くこれに對する態度を決するの要を認め、九月十八日假總務委員會に於てこれを議し、「國民同盟會の行動は外交上國家に不利なるものと認む、本會は擧げて之に反對す」と決議したから、國民同盟會と政友會とは自然に相敵視するの状態を呈するに至つた。これより國民同盟會に入るものは政友會に反對するものゝみに限られる傾向があり、勢ひ政友會に對する別種の政敵たるに至つた。

次ぎに星亨問題に於て四方の包圍攻撃を受けた。當時東京市參事會員の收賄事件なるもの起り、遞信大臣星亨亦告發を受けた一人であり、反對新聞の如きは筆を極めて同氏を攻撃し、遂に貴族院の各派は結合して司法權擁護のために政府に迫り、帝國黨・憲政本黨等も全力を盡して内閣に肉迫した。星亨は全然事實を否認したが、或は累を内閣に及ぼさんことを慮り、遂に議會の召集に先だち辭表を捧呈した。かくて同氏は願に依り職を免ぜられ、原敬代つて遞信大臣に任ぜられた。

次ぎに又、増税問題に於て貴族院の峻拒に遭つたことである、第十五議會は明治三十三年十二月二十二日を以て召集せられ、二十五日に開院式が舉行せられた。當時の形勢は、政友會一五六人に對し、憲政本黨一〇三人、帝國黨一四人、中立二七人で、政友會の絶對多數であつた。而も増税案をめぐつて憲政本黨は賛否の兩派に分裂したゆゑ、同案は難無く衆議院を通過した。然るに貴族院の態度は初めより増税計畫を否認し、さきに星亨問題に於て行動を俱にしたる六派の聯合は、増税案に對しても亦一致の行動を執り、彼等は衆議院の決議を以て國民の希望を正しく代表したるものに非ずとなし、憲法の與へたる權能に依つて、必ず衆議院の決議を翻へさんと努め、先づ増税各案の特別委員會に於て大多數を以て否決した。本會議に於ても亦同一の運命を豫想せしめたので、政府は已むなく十日間の停會を命じ、この間元老に請ふて調停に努めしめたが、貴族院は容易に態度を改めぬため、政府も百計盡き遂に三月十二日旨を奏して聖斷を仰いだ。その結果詔勅は貴族院議長に下り、貴族院の六派はその主張を擲ち、諸増税法案を原案の儘に可決した。伊藤内閣は辛うじ



て重圍の中より脱し、第十五議會を通過したが、渡邊藏相の三十四年度官業の中止論にて閣内の意見不一致を生じ、遂に五月二日を以て上表骸骨を乞ひ、藏相を除く他の各大臣皆前後して辭表を捧呈し、伊藤内閣は茲に全く傾覆するに至つた。

伊藤首相の辭表聽許あらせられるや後繼内閣の組織に關して元老に御諮詢あり、元老協議の結果はじめ伊藤留任説を決したが、伊藤公これに應ぜず、他の元老また起つの色なく、一たび御内命井上伯に降り、まさに井上内閣成らんとするの觀があつた。然るに遂にその成立を見ず、爾後更に幾多の曲折を経て元老會議は子爵桂太郎をして少壯内閣を組織せしめるに決し、遂に大命同子に降り、六月二日桂内閣の成立を見るに至つた。

桂内閣は政黨出身者を疎外して官僚少壯者を以て組織し、且つ何れの政黨とも沒交渉であつたから、對政黨關係を如何に調節するかに就て一般に興味を以て迎へられた。政友會は内閣成立に先立ち、伊藤總裁より會員に對して、今後如何なる内閣の起るあるも、決して政友會を不面目の位地に立たしめざるべしと諭し、且つ漫りに内閣組織に反對し、若くは愛憎を表するの不可なるを説いたから、桂内閣成立後も、政友會は勉めて慎重の態度を執つた。然るに内閣成立後間もなき六月二十一日、政友會の大立物星亨が東京市役所に於て刺客伊庭想太郎の兇刃に殪れてより幾何もなくして内訌の徴漸く現れ、舊自由黨系と藤公直系との間に軋轢を生ずるに至り、伊藤總裁の威望を以てし

てもこれを駕御するの術に窮するの狀あり、加之に第十六議會召集の期迫るを前にして總裁は飄然海外漫遊の途に上り、ために政友會は殆どその歸一するところを失ひ、對政府關係も愈々紛糾を生ずるに至つた。即ち第十六議會に先だち十二月三日、政友會は定期大會を開き、總務委員會の發案により協議員會の議を経たる宣言案を議事に附し、滿場一致を以てこれを可決し、本會は現内閣に對し何等の關係を有せず、隨て本會は毫も偏依する所なく、一意國家の爲に計り、以て本會の方針を貫徹せんことを期すべきことを宣言し、議會の前途多事なるを思はせた。果せるかな、議會開會せられるや、三十五年度一般財政方針に就き吾が黨の取るところの方針と政府のそれとは甚しき逕庭あるを明かにし、遂に豫算案反對を決議するに至つた。政府大いに驚き吾が黨に妥協を申込み來り、吾が黨松田總務委員長、尾崎院内總務その衝にあたり、幾たびか交渉し、幾たびか破裂せんとし、伊藤總裁の訓電海外より到りて僅かに政府との妥協に讓歩するに至つた。

かゝる間に日英同盟は成立し、我が帝國の國際的地歩に一段の重きを加へた。政府は三十五年三月十二日これが顛末を議會に報告した。

この年、八月十日、我が議會開設以來任期滿了に依る最初の總選舉が執行せられた。而も本選舉は選舉法の改正、即ち選舉區制を改めて大選區制とし、單記無記名式を採用したる最初の總選舉であつた。桂内閣は屢々訓令を發して漫りに選舉に干涉することなからしめ、比較的公平に且つ平



穩に終了した。その結果は定員三百七十六名の中政友會は百九十一名の絶對多數を占め、憲政本黨九十三名、帝國黨十七名、壬寅會二十八名、同志俱樂部十三名、無所屬三十四名の分野となつた。因みに壬寅會は無所屬の一部が嚴正中立を標榜して組織せるものであり、同志俱樂部は第十五議會に於て増税問題により憲政本黨より分離せる三四俱樂部の復歸を肯ぜざる一部に依つて組織せられたもので、本縣の大東義徹の如きその領袖の一人であつた。

滋賀縣は本選舉より大津市を獨立選舉區として一名を選出し、他は合して五名を出すこととなり、大津市より帝國黨の谷澤龍藏、郡部は政友會より井上敬之助・布施孫一郎、憲政本黨より望月長夫・澤田耕治郎、同志俱樂部より大東義徹の當選を見た。尙ほ本選舉より自由黨以來の先輩として多年憲政のために盡瘁せし脇坂行三の名を見るを得なくなつたことは一抹の寂寥を覚えしめる。

桂内閣は北清事變以來風雲急を告げんとする東亞の事態に備へて新たに國防計畫を樹て、三十六年度より四十六年度に至る繼續事業として約八萬噸の海軍擴張を企て、これに伴ふ諸經費總額一億一千四百餘萬圓の財源を得るために、往年屢々議論の末纔かに決定せし特別増徴の年限（既定の年限は明治三十六年）を撤廢し永久に亘りて田畑租とも定率を地價百分の三分三厘とし、以てその費に充てんとし、議會召集前これを貴衆兩院議員に内示した。海軍擴張の必要は國論の認むるところであるが、その財源の大部分は宜しく行政整理の結果に求むべきであつた。然るに行政整理の結果

節約し得たる額は僅かに五十餘萬圓に止まり、海軍擴張の資源は即ちこれを地租に求めんとするのである。かくの如きは到底議論を免れざるところで、先づ伊藤總裁は桂首相に會見し、絶對にこれに反對し、凡ての事業を繰延べ、行政の整理を斷行し、軍備を緊縮して民力を休養するの急務なる旨を警告した。次いで憲政本黨も亦絶對反對を表し、漸次政友會と接近するの狀態に在り、與に相携へて政府に對抗するの默契兩黨の間に成らんとしつゝあるの際、茲に兩黨々首は加藤高明氏の斡旋により、その招に應じて一堂の裡に相會し、共に政府に當るべきことを約するに至つた。

第十七回議會は三十五年十二月六日を以て召集せられた。政府はかゝる政情の下に豫定の如く海軍擴張案、鐵道建設案等を衆議院に提出したが、既に決するところある豫算委員會ははじめより政府に耳を藉さず、大多數を以て地租増徴案を否決し、本會議亦委員會の決議を是認し、一舉にこれを否決せんとする形勢を示した。政府は急遽議會の停會を奏請し、遂に十二月十六日より五日間停會を命ぜられるに至つた。かくの如く政府と衆議院との衝突遂に免るべからざるの形勢なるを見るや、貴族院議長近衛篤磨公は兩者の間に調停を試みんとしたが、政友會及び憲政本黨の代表者は到底妥協の餘地なしとしてこれを斥け、近衛公切角の勞も水泡に歸した。かくて政府は停會の期日まさに盡きんとするや、その期の延長を策し、更に同二十一日より七日間の停會を命ぜられた。この間政府は兒玉臺灣總督を以て兩黨首領に會見を申込み來り、吾が黨より松田正久・原敬、憲政本黨



より大石正巳・犬養毅の四氏は桂首相・山本海相・曾禰藏相と會見し、交渉するところがあつたが遂に妥協を見るに至らずして空しく袂を分つた。次いで来るものは知るべきである。停會の期盡きる同二十八日、遂に議會解散の詔勅は降下し、三十六年三月一日を以て總選舉は執行せられることゝなつた。

政府は前回の態度を一變して大いに選舉干渉を試みたが、増稅案は輿論の容るゝところとならず、總選舉の結果は政友會百九十三名の過半數を獲得し、憲政本黨九十一名、帝國黨十八名その他七十四名となり、政府反對黨議員は依然壓倒的大多數であつた。

本縣に於ては政友會より井上敬之助・酒井岩造(大津市)の當選を見、憲政本黨より伊夫岐資弼・澤田耕治郎・望月長夫・淺見竹太郎が當選した。

茲に於て政府は愈々苦境に立たざるを得ない。遂に桂首相は山縣公について調停を請ひ、公は伊藤總裁と會見して政友會との妥協を圖るために奔走するところがあつた。時に東洋の風雲は漸く急を告げ、露國の滿洲併呑の野心は愈々顯著なるものがあり、伊藤總裁はこの危機に際して徒らに國內相争ふの不利を察し、政府をして増租繼續案を放棄せしむるの條件を以て妥協を承諾するに至つた。

然るに政友會議員總會は第十八議會に於ては第十七議會に執りたる方針を以て進むことを決議し、

妥協反對の聲を揚げ、黨内漸く不穩の狀況を呈せんとした。

臨時議會は五月八日を以て召集せられた。政府は伊藤公の意見を容れその方針を變更したのであるから、増租繼續案は形式上これを提出したに過ぎず、同案が特別委員會に於て否決せられるや、三日間の停會を奏請し、直ちに政友會に向つて妥協を求め來り、政友會の松田・原・尾崎の三常務員は桂・山本・曾禰の三大臣と會見した。政府は増租繼續案に代るべき財源案として既に伊藤公の諒解を得たる行政整理・電話事業繰延・鐵道事業繰延に依つて得たる財源の不足額はこれを公債募集に依つて填補せんとする代案を提議した。政友會は直ちに議員總會を開いて妥協問題を論議したが、反對論續出し、政府と再交渉を行ふべしとの説が滿場一致を以て可決された。この時伊藤總裁は立つて鎮撫のため一場の演説をなしたが議論續出するのみにして當日の總會を終り、翌二十四日漸くにして妥協説を容認するに至つた。かくて政府は地租増徴案を撤回し、これに代つて公債募集案を通過せしめ、第十八回議會は無事に閉會された。

然るに政友會に於ては妥協問題に就て、或は絶對にこれを非とし、或は政府の責任の宜しく問はざるべからざるを主張する者少からずして黨内頗る動搖し、これに關聯して遂に多數の脫會者を出し、延いては地方の會員にして脫會する者も相踵ぎ、黨勢甚しく衰微の兆を呈し前途頗る憂ふべきものがあつた。脫會者中著名のものは尾崎行雄・片岡健吉・竹内綱・林有造・山口熊野・小川平吉・



望月圭介等の諸氏であつた。この時本縣選出井上敬之助は、前議會解散の素因たりし地租案を第八議會に於て撤回せる政府に對し議會解散の責を問ふべき決議案を山口熊野・小川平吉・望月圭介等の諸氏と共に提出せんとしたが、政友會議員總會の大勢妥協案可決に傾き事の復た成すべからざるを見て、遂に問責論を抛棄し、同志と袂を別つて留黨した。

かくの如く第十八議會に於ける政府との妥協を契機として政友會内部に起れる動搖は延いて地方に及び、黨勢甚しく衰兆を呈し、黨員等皆な挽回の策を急務なりとなし、銳意これを講ずると共に、將來のことこれを伊藤總裁の指導に期待するところ多大なりし際、偶々廟堂の風雲頻りに動き、その結果伊藤公は遂に本會總裁の職を繼續するを得ざるの事情を生じ、總裁の更迭を見るに至つた。即ち七月十三日伊藤公は樞密院議長に親任せられ、前樞密院議長西園寺公は伊藤公の後任として政友會總裁の職に就いた。

第十八議會の際政府と妥協のことに胚胎して起つた黨内の動搖は地方にも及び、總裁更迭の後に至るも脱會者依然として相踵ぎ、殆ど止まるところを知らざる形勢を呈したが、兩三日後に至つて漸く各地方の動搖も鎮まり、黨内自然靜穩に歸し、爾後は脱黨する者殆ど歇み、出づる者極めて少くして入る者寧ろその上にあり、黨勢挽回の曙光は茲に漸く現はれるに至り、第十九議會まさに召集せられんとする頃に當つては所屬議員數百三十餘名に達し、縱令絶對多數の地位は失つたにもせ

よ、衆議院に於ける最大多數黨たることは依然たるものであつた。

當時日露交渉の進行遅々として進まざるに加へて行政財政の整理捗々しからざるため、桂内閣非難の聲漸く高く、政友會は議會召集に先だち十二月三日定期大會を開いて對議會方針を定め、憲政本黨と結んで政府に肉迫するの態度を示し、以て第十九議會に臨んだ。

第十九回議會は明治三十六年十二月五日に召集せられ十日開院式が行はれたが、開會劈頭河野議長の政府彈劾上奏問題に依つて直ちに解散され、三十七年三月一日を以て總選舉執行の詔勅が降つた。

日露の交渉は依然兩國政府間に繼續中であつたが、三十七年二月六日遂に國交斷絶し、同日宣戰布告の詔勅は渙發せられた。而して解散に基く第九回總選舉は目前に迫つたが、この年解散相踵いで人心選舉競争に疲れたると、時に日露戦端の開くありて政府の干渉なかりしたために、殆ど世人の關知せざる如き裡に總選舉を終つた。選舉後の議會分野は、政友會百三十四名、憲政本黨百四名、自由黨二十二名、帝國黨十九名、中立百名で、解散前と殆ど差異がなかつた。尙ほ茲に謂ふ自由黨は多く政友會脱會者の新政黨組織の下に行動を共にする一派であつて、未だ公然政社として立つに至らなかつたが、林有造が隱然これを統率した。

本縣に於ては前回とは大いに趣を異にし、大津市より帝國黨の谷澤龍藏、郡部よりは憲政本黨の



伊夫伎資弼・望月長夫・澤田耕治郎・淺見竹太郎及び無所屬の鶴飼退藏が選出せられ、政友會よりは一名の當選をも見るを得なかつたのは遺憾である。當時滋賀縣支部は島田保之助・吉田虎之助等の意見一致を見ざりしたため殆んど分裂状態にあり、今回の總選舉に際して吉田虎之助は井上敬之助及び野洲郡一部有志の同意を得て、井上耕吉郎・井口吉宗・木村義造・山田耕等と謀つて中立の鶴飼退藏を推し、遂に當選せしめた。鶴飼は當選後は政友會と行動を共にするといふ内約のありしは勿論である。

當時軍國の急務に應ずるの必要ありしを以て臨時議會召集のことに決し、制規に據らず三月十八日を以て召集の期と定められた。政友會は三月十六日臨時大會を開き左の決議案を満場一致を以て可決した。

#### 決議

現内閣は内外の諸政其當を失し、憲政の前途甚だ憂慮すべきものあり、是れ本會屢々其責任を明かにせんと欲せし所なり、然れども今や宣戰の詔勅既に降り、國家未曾有の時局に際せり、本會は軍國の急須に顧み、從來の問題は姑く其時機に及で之を解決するに譲り、茲に交戰の目的を達するに必要な軍費は斷然之が負擔を辭せざることを決議す。

憲政本黨に於ても外交と財政につき政府に警告する外、大體に於て政府の措置を是認すべきを決

議し、列國環視の下に開かれた第二十議會は、平常抗爭を續けるたる政派も忽ち舊怨を抛ち、舉國一致政府を援けて靜穩裡に會期を終了した。

第二十一議會は三十七年十一月二十八日を以て召集せられたが、當時日露の戦局は我軍の連戦連勝を以て進展しつゝあり、舉國一致現政府を後援するの際であるから、十一月二十六日開會の政友會の定期大會に於ても「必要の戦費は之が辨給を辭せず」と決議し、各政黨政派の態度も前議會當時と大差なく、要するに奮つて軍國の大事を翼賛せんとするにあつた。ために第二十一議會は、各政黨共努めて政府と衝突を避け、和衷協賛の任を竭し、圓滿にその局を結ぶに至つた。

三十八年五月二十七日、我が聯合艦隊はさきに佛領安南のカムラン灣を出で、一路北上し來たれるバルチック艦隊を對馬海峽に邀撃し、これを殲滅するや、これを機として日露講和の機運到り、六月九日米國大統領は講和促進の通牒を日露兩國に發し、兩國これに同意して、八月十日より米國ポーツマスに於て講和談判が開かれ、九月一日講和の條約が成立し、同五日を以て兩國全權の調印を了し、而して帝國に於ては同十六日批准を経て、公布せられた。この間帝國はその提案たる露國の海軍制限及び抑留軍艦交付、樺太北緯五十度以北還附に依る代價要求（十二億圓）及び償金（軍費拂戻の形式を用ふ）の無條件撤回等、讓歩に讓歩を重ね、辛うじて戰勝國たるの體面を保つ程度の條件を維持し得た。而もこれより先き談判既に結了の頃にあたり、その内容の一たび國內に傳へ



られるや、國民の所期に反する甚しきものあるを以て人心の激昂甚しく、戦捷の効果を没却し、君國の大事を誤るものとし、條約破棄説を唱へ閣臣彈劾の決議をなすの舉到るところに起り、遂に暴徒帝都に蜂起して内相官邸に放火し、電車を焼き、警察署を破壊し、警官亦白刃を振うて民衆を殺傷し、政府は戒嚴令を布き、新聞雜誌の發行停止令を發し、言論の自由を拘束するの已むなきに至つた。實に帝都未曾有の騷擾であつた。茲に於て政友會は直ちに決議して、處置當を失せる政府に反省を促し、憲政本黨亦同様の決議を行ひ、忌むべき騷擾を挑發したる政府の措置に對してその責を問ふ聲は囂々たるものがあつた。

既にして講和條約成立するや、速に通常議會を召集すべしとの聲は盛に起り、有志議員中にはこれを政府に迫るものもあつたが、政府は敢てその召集を急がず、十一月十二日に及んで初めて召集令を公布し、十二月二十五日を以てその期と定めた。條約締結以來、人心の桂内閣に離反せるは既に明白である。遂に議會召集に先ちて總辭職を決意し、十二月十九日西園寺政友會總裁を官邸に招き、委ぬるに後繼内閣を以てした。西園寺公これを快諾し、三十九年一月七日親任式を舉行せられ、第一次西園寺内閣は茲に成立した。新内閣員は總理大臣兼文部大臣西園寺公望、(三月下旬牧野伸顯文部大臣親任)、外務大臣加藤高明、内務大臣原敬、大藏大臣坂谷芳郎、海軍大臣齋藤實、陸軍大臣(留任)寺内正毅、司法大臣松田正久、農商務大臣松岡康毅、遞信大臣山縣伊三郎の諸氏

であり、政友會員中より原・松田兩氏の入閣を見たのである。

西園寺内閣は第二十二議會開期中に成立したため、豫算に就いては再調の餘裕なく、全然前内閣の豫算案を踏襲するの外なかつた。當時の議會の分野を見るに、政友會百四十九名、憲政本黨九十八名、大同俱樂部七十六名、政友俱樂部三十六名、無所屬二十名であり、大同俱樂部は議會召集直前帝國黨・甲辰俱樂部・自由黨・無所屬の一部に依りて組織せられ、政友俱樂部は同月同攻會の全部及び有志會の一部に依りて組織せられたものであるが、前者は政府に對し好意的中立の態度を示し、後者は憲政本黨と共に反對黨の地位にあつた。然し政友會並に大同俱樂部の聲援により豫算案は難なく衆議院を通過した。かくて本議會は平穩無事に會期を終了すべかりしに、茲に一波瀾を惹き起したのは鐵道國有問題であつた。鐵道國有は多年の宿題にして而も未だ實行の機會を得なかつたのであるが、西園寺内閣は此際これを決行するの必要を認め、豫算案等既に衆議院を通過の後閣議に附するや、加藤外務大臣はこれに異論を唱へ、その議容れられざるに及び遂に辭表を捧呈し、三月三日依願職を免ぜられた。同案は約四億六千萬圓を投じて全國の私設鐵道を買收せんとするのであつたが、衆議院は原案通り可決し、貴族院に於て二三の點に修正を施して衆議院に廻附し、衆議院はこれに同意して同案は遂に確立した。かくしてこの期議會は茲に終了を告げた。加藤前外相の後任には五月十九日を以て賜暇歸朝せる駐英大使林董が親任せられた。



第二十三議會は三十九年十二月二十八日を以て開かれた。當期議會に於ける豫算案に對しては政友會素より政府案に賛成であり、大同俱樂部亦毫も反對を唱ふる者なく、憲政本黨にても大隈總理隱退後俄然積極的に豹變し、所謂同黨の旗幟變更後の事であるから、三黨一致を以てこれを可決した。然るに本議會末期に郡制廢止案一たび提出せられるに及び、大同俱樂部先づ反對の態度を定め、憲政本黨も亦これに應じて行動を共にし、以て政府に反抗することゝなつたから、同案は茲に政黨的論争の大問題となるに至つた。然るに豫算返上論をすら主張せし猶興會（舊政交俱樂部員が三十九年十二月組織せるもの）の多數が却てこれに賛成するに及び、遂に百八十八對百六十四即ち二十四票の差を以て本案を可決したが、貴族院に送附せられるや同院に於ては反對の聲頗る喧しく、委員會に於ては可決しながら、本會議に於て無慘にも否決し了つた。

第二十四議會は四十年十二月二十五日を以て召集せられた。これに先だち政府は四十一年度豫算案を編成せんとするにあたり、既定事業を繰延べ、以て歳出入の均衡を制するの案を立てたが、元老等の忠告を容れ、財政の現状に省み、既定事業を大いに繰延ぶると共に、四十一年度より二三の増税を斷行し、以て歳入の不足を補ふの計畫を定め豫算を編成することゝなつた。然るに進んでその細目を確定せんとするにあたり、鐵道豫算に關して山縣遞相と坂谷藏相との間に意見の衝突を生じ、四十一年一月十三日に至り兩相共に辭表を捧げ、翌日西園寺首相亦閣議不統一の責を引き他の

閣僚と共に辭表を捧呈した。然るに優渥なる聖諭西園寺に降り、公は感激閣僚と共にその任に留まることゝなつた。但だ山縣・坂谷兩氏は依願その官を免ぜられ、松田法相は藏相兼任、原内相は遞相兼任となつた。

而して政府の財政計畫一たび議會に示されるや、政友會を除くの外各政黨は皆反對の決議宣言をなし、その勢は常に政黨間のみならず、延て實業界にまで及び、全國商業會議所は結束して建議又は請願をなし、京阪の銀行業者亦その決議を以て政府の財政計畫に反對の意見を發表して氣勢を高めた。かくの如くして政府の財政計畫に反對の聲は院の内外に甚だ高く、宛ら四面楚歌の觀があつたが、獨り政友會は泰然自若として一絲亂れざるの態度を持し、遂に増稅案・豫算案共に原案通り可決し、極めて多事を以て豫想せられた第二十四議會も三月二十六日無事閉會を告げた。

尙ほ當期議會中世間の耳目を聳動せしめたる一事は鳩山和夫の憲政本黨を脱して政友會に入會せしことであつた。脱黨入會の理由とするところは、憲政本黨は前期議會に於て旗幟を一變し、大いに積極方針を標榜し盛んに戦後經營の歩武を進むるの必要を唱道せしに拘らず、當期議會に臨むにあたり、忽ちまたその主張を翻へし、たゞ政府に反抗するを以て能事となすが如き態度を取るに至りたるに憤慨し遂に脱黨するに至つたのである。

さきに財政計畫のことに關し辭職せし山縣・坂谷兩大臣の後任は議會中原・松田兩相の兼任にて



經過したが、議會閉會の當日專任大臣の親任が行はれ、千家尊福は司法大臣に、堀田正養は遞信大臣に任ぜられた。

明治四十一年五月十五日、議員任期満了による總選舉が行はれた。その結果は政友會の大勝利に歸し、百九十名の當選者を得て、茲に七年振りを以てまた絶對多數を占むるに至つた。他派の當選者は憲政本黨七十七名、大同俱樂部三十二名、元猶興會二十七名、無所屬五十三名の分野であつた。滋賀縣に於ては前回一名の當選者をも出さなかつた政友會は島田保之助・吉田虎之助の二名を當選せしめ得て一舉に頽勢を挽回せるに對し、憲政本黨は僅かに武田貞之助・藤井善助の二名のみとなり村田虎次郎・高橋政右衛門は無所屬で當選した。

總選舉の結果、政友會は絶對過半数を制し、西園寺内閣の基礎は一層牢固なるを致せる觀ありし時にあたり、西園寺首相は病氣の故を以て辭意を決し、七月四日を以て辭表を捧呈した。辭職のこゝと唐突に出でたるため、その真相に關し世間種々の揣摩を逞うし、或はこれを毒殺なりといひ、或は非業の頓死なりと傳へ、若くは又曩に花を催ふせしめし雨は今や則ち花を散らすの雨たりと評するものがあつて、甚しく世人を惑はしめ、本會員中にも亦疑惑を懷く者少なくなく、真相の調査を提議するものもあつたが、幹部の熱心なる辯明によつて、皆慎重自ら持し、徐ろに後繼内閣の出現を待つことゝなつた。

既にして大命桂侯に降り、侯これを拜受して茲に第二次桂内閣成立し、七月十四日を以て親任式を舉行せられた。新内閣は成立後幾ばくならずして非公式にその政綱を發表したが、政友會の主張と逕庭あるに非ざるを以て、徐ろにその施設の跡を見てその態度を決することゝなつた。

かくて第二十五議會は十二月二十二日を以て召集せられたが、此期議會は、内閣が既に成立直後發表せる政綱に依つて明かなる如く、その執らんとする方針は本會の主張と略々一致せるを以て、何等波瀾を見ることなく平穩裡に終了するを得た。

尙ほ議會前後に於ける他派の狀態を観るに、先づ憲政本黨にては、犬養毅の率ゐる非改革派と、大石正巳の統べる改革派と互に相對峙し反目嫉視愈々甚しく、兩派各々自ら憲政本黨を以て標榜せるも、果して孰れが正統なるや判じ難し、反目の間に議會々期を空過せる有様であつた。又大同俱樂部は從來桂侯と不可分の關係を有し、その直系黨たるを寧ろ誇りとしたから、與黨的態度を以て終始した。その他四十一年七月實業家及び市選出の無所屬議員を以て組織せる戊申俱樂部は、その創立の當初既に桂内閣に追隨せんとする傾きを示し、議會を通じてその態度を變へなかつた。又元猶興會の後身たる又新會は元來一人一黨主義の批評的論客のみを以て成れる團體であるから何等の力を有しなかつた。この議會中聊か注意すべき事件は新政黨組織計畫が起されたが、遂に蹉跌せることである。微々たる各小政派を打つて一團となし、政友會に對抗するに足る大政黨を組織せんと



の説は、前年總選舉後幾ばくもなくして、各政派有志の間に起り、所謂政界縦斷説として盛んに唱へられ、議會召集後その運動稍々歩を進め、憲政本黨は大同俱樂部及び戊申俱樂部と相圖り新政黨を組織せんとしたが犬養氏除名事件のため遂に頓挫し、その頃又新會に於ても小政派合同の計畫に手を下せるものがあつたが、同會は素と大同俱樂部と絶對主張を異にせるためこれ又遂に失敗に歸した。

四十二年十二月二十二日、第二十六議會は召集せられた。此期議會に於て最大の問題は減租論であつた。税制の整理は多年來の宿題であつて、戦時匆忙の際制定した各種の税法を改定し、國民負擔の衡平を圖るべきは實に當時の急務であつた。故に内閣が税制整理の提案をなしたるは固より當然の事に屬したが、而かもその整理案は地租の輕減を全然度外に措いたから、忽ちにして減租論沸騰し、實に各派を通じての輿論となり、一方輕減説を主張するもの多數を制するに至つた。政友會の大勢も既にこれに傾き、これに關聯して豫算案も遂に大削減に逢ふを免れざるの形勢を示した。茲に於て政府は大いに憂慮し、遂に吾が黨に妥協を申込んだ。交渉は幾回か破裂せんとする如き難關に遭遇したが、漸く八厘減を以て妥協成立し、吾が黨提議通り議會を通過し確定を見るに至つた。かくて絶對多數を有せる吾が黨は他の各種案件に關しても克く政府と協調して處理したから、第二十六議會はまた平穩裡にその局を結んだ。

曩きに屢々企てられても而も成らず、ために爾來久しく世上より顧みられなかつた小政派合同談は、この期議會召集後に至つて再燃し、種々の曲折を経たる後、會期既に半ば以上を過ぎたる頃及び、はじめて實現を見るに至つた。即ち大同・戊申兩俱樂部の議員等は四十三年二月上旬來屢々會合して議を凝すところあり、遂に同月二十五日に至り、兩俱樂部とも各々解散を決議し、三月一日を以て中央俱樂部の發會式を舉行した。同俱樂部所屬議員は舊大同俱樂部員全部(二十八名)、舊戊申俱樂部一半(十七名)、舊無所屬一部(五名)の計五十名であつた。大津市選出議員村田虎次郎は戊申俱樂部に屬したが、大同・戊申俱樂部合同準備委員として盡瘁するところが多かつた。中央俱樂部の成立は無名會(又新會の脱會者)並に憲政本黨に向つて大なる刺戟を與へ、ために兩者の間に於ける合同談をして頗る進捗せしめ、遂に三月六日同志者の懇親會を開き、宣言及び黨則案等を協議し、準備着々歩を進むるに及び、先づ順序として憲政本黨は同月十三日を以て解黨式を行ひ、次いで同日新政黨の結黨式を行ひ、立憲國民黨と稱した。同黨は舊憲政本黨を中心として諸多のものゝ加入したる團體であり、その所屬議員は舊憲政本黨員全部(六十三名)、舊無明會員全部(十一名)、又新會新脱會者全部(十一名)、舊戊申俱樂部員一部(七名)の計九十二名であつた。

尙ほこれ等新政黨成立に先立ち、又新・戊申の兩派に於て各分解作用を生じ、政友會に來り投ず



る者が數名あつたが、滋賀縣選出議員高橋政右衛門は戊申俱樂部より吾が黨へ入會した。

國民黨成立するや犬養は人を通じて政友會・國民黨聯合して桂内閣に當るべきを提議し、吾が黨は時機未だ到來せずとして、これに應ぜなかつたが、然し吾が黨中にはこれを是とするものもあり、黨員動搖し、風雲漸く險惡に傾いた。偶々幸徳秋水の大逆事件、四分利公債問題等勃發し、政界は不穩の形勢を増大した、果せる哉、四十三年十二月、第二十七議會劈頭、國民黨より問責案が提出せられた。同案は少數を以て否決されたが、桂内閣の前途に大なる暗影を投じたものである。茲に於てか桂首相は晏如たる能はず、四十四年一月二十六日西園寺總裁をその邸に訪うて懇談を重ねるところあり、同月二十九日首相は政友會員を上野精養軒に招待し、公然政友會との提携を聲明した。招待會の際、首相及び總裁の行へる演說中に共に「情意投合」の語あるを以て、世上これを政府と政友會との情意投合と云つてゐる。かくて政府の基礎頗る鞏固なるを致し、絶對多數を占むる吾が黨は政府と協贊して事に當り、中央俱樂部亦益々溫順の態度を執つたから、議事の進行も極めて滑かにして、豫算案の如きも大なる反對に會せず確定し、第二十七議會も亦無事に終了した。

然るに桂首相の胸中既に決する所ありしと見え、同年八月二十五日突如として辭表を捧呈し、「後賢を擧げて其進む所を啓かんと欲す」と宣言した。同二十八日、西園寺總裁御召に依りて參内するや、大命降下、乃ちこれを拜受し、三十日親任式を行はせられ、第二次西園寺内閣は茲に成立した。

た。

この年九月、隣邦清國に於ては四川省の民衆軍隊との間に衝突を起し、これを導火として十月上旬に及び武昌に於て革命軍蜂起し、疾風迅雷の勢を以て武漢一帯を占領し、その勢猖獗にして瀾漫するところ測り知るべからざる状態を示した。北京外交團はこれに鑑み、各國の駐屯軍を増加すべきことを決議したから、帝國政府はこれに基づき増兵を實行することとなり、十一月末受命の諸隊は營地を出發、大陸に向つた。雷さへ内には財政窮乏の後を受け、大いに緊縮を圖らざるべからざる時、外には隣邦に於てかくの如き動亂起りて帝國亦出兵を要することとなり、西園寺内閣はその成立と共に内外多事に會したるものと謂ふべきである。

されば新内閣は緊縮主義を執り、行政・税制の整理を標榜し、陸海軍大臣及び政友會員中にも反對があつたが、海軍擴張・陸軍二個師團増設・地方港灣改築等を延期することに決して豫算案を編成し、第二十八議會に臨んだ。國民黨並に前内閣の直參黨たる中央俱樂部は盛に反對したが、政友會は衆議院に絶對多數を有することゝてこれを奈何ともすることが出来なかつた。

かゝる間に衆議院議員の任期は盡き、四十五年五月十五日を以て第十一回の總選舉を行つた。その結果は政友會二百十一名、國民黨九十五名、中央俱樂部三十一名、無所屬四十四名となり、政友會は愈々その勢を加へた。



滋賀縣に於ては政・國三名宛の伯仲の形勢を呈し、吾が黨よりは吉田虎之助（再選）、森川源吾の兩名當選し村田虎次郎（再選）は中央俱樂部を脱して本會に入り、國民黨は柴田源左衛門・人見米次郎・中小路與平治の三名であつた。

七月二十日 天皇御不例の報道忽然として傳はり、舉國愕然、憂懼措く能はず、熱誠以て御平癒を祈り奉つたが、日を経て大漸、億兆の虔禱もその效なく、同月三十日を以て遂に崩御あらせられた。

外遊中の桂侯は七月二十一日、露都に於てはじめて御不例を聞き、倉皇歸來、八月十一日新橋に着いた。十三日勅詔を拜して内大臣兼侍從長に任ぜられた。是れ實に我が立憲政治の運用上内外の耳目を聳動するに足る出来事であつた。

八月二十一日臨時議會召集せられ、政府は大喪費豫算案を提出し、議會はこれを即決可決した。

大行天皇の大葬儀は御豫定の通り九月十三日より十五日に亘つて行はせられ、十五日午前七時を以て御歛葬の御事を済ませられ、明治大帝は永へに伏見桃山陵に神鎮りました。

御葬儀既に御執行済の後も、國民齊しく哀悼の念を以て日を経過し、通常議會の召集期漸く近づくに及び、各政黨ともはじめてその準備に着手せる状況であつて政界亦靜穩に經過すべきを豫想せられたに拘はらず、廟廊俄かに波瀾を起し西園寺内閣は忽然瓦解の已むなきに至つた。

西園寺内閣は大命を拜して以來、深く帝國の實狀に鑑み、財政經濟の基礎を鞏固にせんことを圖ると同時に、行政諸般の機關に向つて大整理を斷行し、以て經費を節約し、國民の負擔を軽減せんがため、着々調査を進め、これに依つてまさに翌大正二年度豫算の編成を終らんとせし時にあたり、陸軍側はその提唱せる師團増設案を固持して頑強にその主張を達せんとした。首相は上原陸相に向ひ、師團増設案を整理の問題より分離せんことを求めたが陸相は頑としてこれに應ぜず、已むなく首相は十一月三十日閣議を開いて斷然増師反對の議決をなした。是に於て上原陸相は遂に十二月二日自ら辭表を捧呈した。然るに當時の状態に於て後任にその人を得ることが不可能であつたから、首相は遂に内閣不統一の責を引いて十二月五日辭表を閣下に捧げ、成立後一歳に滿たすしてこの内閣は瓦解した。

西園寺内閣總辭職をなすや、所屬の在京代議士は軍閥の跋扈跳梁を憤慨するの餘、同月七日を以て有志懇親會を開き、出席者何れも憲政擁護の急なるを力説せざるはなく、茲に先づ擁護運動の緒を開いた。これより憲政擁護の叫びは到るところに起り、都下に於ては憲政作振會・憲政擁護會等を組織して閥族打破を絶叫し、その運動は忽ちにして全國に瀰漫し、眞に民意に投する政治家が現はれ、時局を收拾するに非ざれば、その赴くところ測り知るべからざるの概あるを思はしめた。

西園寺首相以下閣員總ての辭表捧呈の翌日元老會議は開かれ、先づ西園寺公に留任を勸告したが



應ぜず、次いで鎌倉に病を養へる松方公を起たしめんとしたが、病軀その任に堪ふるところに非らざるの故を以てこれを辭した。元老等は乃ちまた鳩首凝議、山本權兵衛伯・平田東助子・寺内朝鮮總督と順次蹶起を奨めたが、皆聽かれず、時日空しく遷延し、時局は益々紛糾したので、最後に已むなく内大臣兼侍從長桂公をして内閣を組織せしむることとなつた。かくて同月十七日桂公は内閣組織の勅語を拜受し、同二十一日に至つて第三次桂内閣は成立した。桂公今回の組閣に際しては大難關に遭遇し、或は蹉跌を來さんかと思はるゝまでの域に達したが、漸くにして血路を一方に開き、はじめて組閣の成立を見るに至つたのである。即ち組閣の天命を拜するや桂公は陸海軍問題に關し自ら一策を案し、陸軍の増師問題はこれを延期せしめると同時に、海軍充實案も亦これを延期せしめんとするの考案であり、而も齋藤海軍大臣の留任を懇請したのであるが、齋藤海相及び海軍要部は海相留任の先決問題として海軍補充案に關する新内閣の方針を確めざるべからずとなし、數次に亘る交渉を行つたが、兩者の間に意見の一致を見るに至らず、遂に齋藤海相は留任を拒絶するに至つた。この通告に接するや桂公は直ちに元老會議を開き、海軍側との交渉の經過を報告し、次いでこれを閣下に伏奏するところがあつた。その結果翌二十一日齋藤男を御前に召されて勅語を賜はつた。かくて齋藤海相の留任は決定し、第三次桂内閣は遂に成立を見るに至つたのである。

桂内閣成立の報傳はるや、世人喜ばず、且つ公が屢々聖勅を濫奏し、これを自家の便宜に供した

るを責め、憲政の危機愈々増大すとなし、非難の聲囂々たるものがあつた。政友會・國民黨・無所属團及び新聞記者團は尾崎・犬養を中心として憲政擁護會なるものを組織し、十九日歌舞伎座に大會を開き、來會者板垣伯をはじめ二千余名に上つた。更に連日連夜演說會を開き大運動を開始して桂内閣反對の輿論喚起に力めた。諸新聞もその一二を除くの外は皆筆を揃へてこれに反抗を試みざるものはなかつた。

かくて第三十議會は國論沸騰の裡に桂内閣成立後僅かに三日、即ち十二月二十四日を以て召集せられた。桂公は議會の形勢頗る非なるを看、後藤新平・杉山茂丸・秋山定輔等と謀り、國民黨及び中央俱樂部を中心とし政友會の一角を切り崩して一大政黨を組織し、以て議會に臨まんと決心した。當時中央俱樂部は大浦子の率ゐるところにして政府の與黨たることは勿論であり、國民黨に於ても所謂改革派の仙石・箕浦・阪本・片岡・藤原等は桂公に通じ、盛に非政友の大合同を唱導し、犬養一派の非改革派と依然意見の對立を見、その内部抗爭は益々甚しきを加へた。この形勢を見るや桂公は今や一日も緩うすべきに非ずとなし、新年に入りて議會まさに再開せんとする前日、即ち大正二年一月二十日都下の新聞記者をその邸に招き、新政黨樹立の覺書を發表し、自ら新政黨の創立委員長となり、その事務所を帝國ホテルに設け、衆議院書記官廣瀬某をしてその官を辭し創立の事務に當らしめた。



又この日國民黨内の抗争は遂に爆發し、改革派の大石・島田・河野・武富・箕浦の五者連袂して脱黨し、その幕下に屬する議員にして跡を追ふて脱黨する者陸續相踵ぎ、未だ旬日を出でざるにその數四十余名の多きに及んだ。

尙ほ政府は同日衆議院に對して二月四日まで任意の休會をなさんことを要求し、その容れられざるや停會を命じた。

この間政友會は國民黨の殘部と共に攻守同盟を結び、閥族打破・憲政擁護を標榜し、二月五日停會明けの議場に於て内閣不信任案を提出した。提案者は元田・尾崎・犬養・關・松田の兩政黨領袖で賛成者は實に二百九十九名。尾崎行雄提出者として決議案の趣旨を説明し、銳利なる舌鋒を以て桂首相の非立憲的行動を攻撃し、これに對して首相の答辯あり、通告順に依り島田三郎が首相の辯護演説をなさんとして登壇せんとせし刹那、詔勅降つて議會はこの日より同月九日まで五日間また停會を命ぜられた。

この間桂公は頻りに新政黨樹立の準備を急ぎ、同七日再びその私邸に都下の新聞通信記者を集め新政黨組織に關する宣言書を頒布し、同日また新政黨に入黨すべき諸議員を帝國ホテルに招いて同じく宣言書を發表した。

然るに憲政擁護・討閥の聲は愈々熾烈にしてその銳鋒當り難きを見るや、桂首相は西園寺總裁を

動かして一方に血路を拓かんとし、八日總裁と會見し、不信任決議案を撤回するか、然らざれば内閣を重ねて組織するかの何れかを懇請したが、總裁は松田・原兩總務と協議し、翌九日首相の要求を拒絶した。首相は總裁の決答に接するや直ちに參内し、時局收拾の方法に關して伏奏すところあり、その結果同日御召に依つて西園寺公參内せしに「衆議院に於ける紛糾に關し、今日の場合特に意を用ゐて匡輔の任を盡せよ」との御沙汰を賜はつた。總裁は同日政友會領袖及び國民黨の犬養を招いて相共に協議を盡し、遂に兩黨は依然豫定の行動を執つて突進することをその議員總會に於て決議した。茲に於て又復た政府は議會停會の手段を執ることとなり、同日衆議院のまさに開會せんとするに際し、停會の詔勅降り、議會は同日より十二日迄三日間三度目の停會を命ぜられた。

この日、桂内閣が非立憲的異常の手段を用ゐて政界を鎮壓せんとするを見て益々激昂せる數萬の大衆は議會を包圍し、憲政擁護を叫んで盛に示威運動を行ひ、政府又三千の警官、三ヶ小隊の騎馬憲兵を以て警戒したが、議會又復た停會を命ぜられたりの報に接するや群衆は終に暴動と化し、鯨波を揚げて或は警視廳、或は交番所に殺到し、警視廳には瓦礫の雨を降らし、交番所はこれを燒棄せるなど、恰も往年日露講和條約調印の際の如くであつた。而して政府のために筆を執れる國民新聞・報知新聞・やまと新聞等も亦群衆の襲撃に遭ひ、何れも多大の損害を免れざるはなく、各所に於ける騷擾益々甚しきを以て政府は遂に出兵を斷行するに至つた。且つこの騷擾は大阪・京都・神



戸・廣島にも波及し、民心激昂の眞に恐るべきものあるの事實を茲に歴然たらしめた。

翌十一日、桂首相は各大臣を官邸に招集し、輦轂の下に於ける騷擾を惹起せしは誠に恐懼に堪へざるを以てこの際閣員一同辭職を奏請するの已むべからざるを陳述し、閣員一同亦これを諒としたので、首相は直ちに參内してその手續に及び、同内閣は事實に於て茲に瓦解した。成立後僅かに二ヶ月、短命なることこの内閣の如きはない。この間に於ける吾が黨滋賀縣支部の關與せる憲政擁護運動の大略を摘記すれば次ぎの如くである。

大正元年十二月二十五日大津市平岡家に於て政友會滋賀縣支部幹事會を開き、一月十一日大津市に於て政友・國民兩黨主催の憲政擁護大會開催の件を決議した。

大會は豫定の如く十一日稻荷座に於て開催、本部より派遣の元田肇・小川平吉・菅原傳の諸氏は交々立つて憲政擁護の熱辯を振ひ、満場立錐の餘地なき未曾有の盛會であつた。

二月一日平岡家に於て本會所屬代議士・縣會議員・幹事・評議員・理事等の會合を催し、時局問題につき協議の結果憲政擁護のため左の請願書を奉呈するに決し、一方國民黨滋賀支部の首領望月長夫に對し交渉するところがあつたが、同氏は頗る時宜に適せるを認め至極賛成なるも國民黨員の連署を徵せんとすれば時機を失する虞あるを以て今回は政友會員の調印のみにて一日も速かに奉呈の手續を執られたしとの意見なりしにより、吉田・森川・村田三代議士・井上縣會議長及び縣會議

員・支部役員等二十餘名の連署を以て二日奉呈の手續をなした。

#### 請願書

草莽の臣井上敬之助等敢て天威を憚らず尊嚴を冒し謹みて叡聖文武なる

天皇陛下に請願し奉る 恭しく惟みるに 明治天皇陛下英邁雄偉の資を以て維新の鴻業を就さしめ給ひ宇内の大勢に鑑みて立憲政體を樹立し人民に參政の權を與へ給へり 此においてか帝國萬世の基礎定まり維新改革の方途完し 爾來國威年に八紘に洽く國光歲に六合に輝く 是豈明治天皇陛下の國論を重んじ國運の發展に軫念あらせ給へるの深く且切なる結果なりと謂はざるべけんや 然り而して 陛下の至孝なる先帝陛下の登遐に遭ひ萬世一系の帝位を踐ませ給ふに方り祖宗の皇謨に遵ひ憲法の條章に率由し給ふことを宣ほせらる 臣等 感激の至りに堪へず 臣等 常に思ふ 内閣總理大臣をして庶政の責に任せしめ累を 至尊に及ぼさざるは則ち帝國憲法に規定する所の 天皇の神聖を保ち皇室をして天壤と共に無窮ならしむるの道にして立憲政治の本義實に此に存すと 然るに 臣等頃日朝政の嚮ふ所を観るに 明治天皇陛下の大喪未だ除かれず國を擧げて諒闇の裡に在るに拘はらず陸軍大臣は内閣全體の意に反して師團増設を強要し其容れられざるや總理大臣を措いて辭表を直接閣下に上り之が爲に政變の端を啓きて顧みず元老は憲法上認められたる國家の職制に非ずして政治上何等責任なき地位に在りながら後繼内閣の組織に關して叨りに



大政に干渉し公爵桂太郎は常侍輔弼の重任より出で内閣を組織し若くは組織後帝國議會に臨むに方り屢々詔勅を奏請して濫りに宸斷を煩はし奉る 斯の如きは實に 陛下が明治天皇陛下の懿訓に則り立憲政體に切々偲々し給ふの 聖旨に悖り 上陛下の聰明を蔽ひ奉り下國民の忠誠を無視するものと謂つべく憲政の危機今日より急なるは無し 今にして其非違を匡し立憲の大義を明かにするに非ざれば或は恐る彼の衰龍の御衣に隱るゝの徒の爲に誤つて政累を皇室に及ぼし奉らんことを 臣等 憂懼措く能はず敢て丹誠を表す 仰ぎ願はくば 臣等 區々の衷情を憫み聖鑑を垂れ給はんことを 書に臨みて戦汗甚だし 臣井上敬之助等誠恐誠惶謹みて請願し奉る

大正二年二月一日

二月十一日、内閣總辭職の日、平岡家に於て幹事會を開き左記の決議をなし、本部及び在京代議士に電報した。

決議

當支部ハ憲政擁護の初一念貫徹ニ勇往邁進スルコトヲ決議ス

桂公は辭表を捧辭するや、後繼内閣組織者として西園寺公を奏薦したが、公はこれを拜呈すると共に山本權兵衛伯を奏薦し、而して直ちに開かれた元老會議に於ても諸元老皆これに賛同せし結果、十二日大命は山本伯に降つた。

伯は西園寺總裁及び松田・原二總務と會見し、大命降下の挨拶をなすと共に政友會の援助を懇請した。時に黨内に於ては既に伯の組閣及びその内閣と政友會との關係に就き論議盛にして、或は政黨を基礎とせざる非立憲的内閣には絶対に反對すること、或は黨員にして非立憲的内閣に入閣する場合は除名又は脱黨せしむること、或は後繼内閣の首相山本伯が政友會に入黨せざる以上はこれを非立憲内閣と認むること等を申合はすものもあつたが、時局經過の顛末が明かにされ、且つ四圍に於ける諸般の事情を詳かにするに及んで漸くその主張は和げられ、新内閣は政友會及び從來政友會と歩調を共にせる國民黨の諒解援助を得て順調に成立するかに見えたが、新内閣と國民黨との提携問題に關聯し、犬養氏の入閣を熱望せる國民黨及び政友會一部の論者は犬養氏の入閣するや否やを以て恰も新内閣の性質を徵するに足るの要件なるかの如く思惟して止まず、而も犬養氏には入閣の意思なく、山本伯も亦殆ど同氏には顧慮せずして閣員の詮衡を進めんとするかの如き形跡あるに至り問題は頗る錯雜した。茲に於て政友會は自らの態度を決せんがため、二月十七日協議員會に於て

- 一、山本伯に我黨の主義政綱を以て施政の方針と爲すことの宣明を求むる事
- 二、内閣員には首相及陸海軍の三大臣を除くの外全部政黨員より推薦する事
- 三、國民黨との提携を持續する事

の覺書を作製し、同日議員總會に附議した。總會に於ては議論頗る沸騰したが、採決の結果三十名



内外の反對者あるのみにてこれを可決した。松田・原兩氏はこれを携へて山本伯と會見し、十七・十八兩日に亘り交渉の結果、覺書第二條中の「首相及陸海軍の三大臣を除く」とあるを「首相外務及陸海軍の四大臣を除く」と修正せるのみにて交渉纏り、山本伯は直ちに閣員の詮考を了り、親任式は二十日を以て舉行せられ、山本内閣は茲に成立した。閣員の顔觸れは左の如くである。

總理大臣 山本權兵衛 外務大臣 牧野伸顯  
 内務大臣 原敬 大藏大臣 高橋是清  
 司法大臣 松田正久 文部大臣 奥田義人  
 農商務大臣 山本達雄 逓信大臣 元田肇

海軍大臣齋藤實、陸軍大臣木越安綱は留任

尙ほ高橋・奥田・山本の三民は入閣に先だち政友會に入會したのである。

かくて新内閣成立するや、同月二十二日山本首相は閣僚（但し陸海軍兩大臣を除く）を隨へて政友會の議員總會に出席し、「本會の趣旨綱領は私に於て最も之を尊重し、今後に在りては其精神に依り萬般の政務を處理する確信を有する」ことを宣明し、茲に新内閣と政友會との提携は確立した。政友會所屬議員中、政友會が時局收拾に際して採りたる態度に不満を懷く者少からず、山本内閣成立するや、護憲運動の急先鋒たりし尾崎行雄・岡崎邦輔等二十六名は袂を連ねて政友會を脱し、

二月二十四日政友俱樂部なるものを組織した。この政友會の分裂は忽ち地方に波及し、滋賀縣に於ても一部を残す外殆ど支部を擧げて政友會を脱會し、政友俱樂部に奔つた。本縣に於ける政友會脱會の經過を見るに山本伯に大命降るや、本縣黨員の大多數は極力これに反對し、政黨内閣の成立を熱望し、政黨員以外のものを閣員たらしむることに反對の決議をなし、本部及び所屬代議士に屢々上申・戒告するところがあつたが、遂に前記の如く山本内閣の組織を見るに至つた。茲に於て本縣支部黨員中硬論を吐けるものは中央に呼應して脱會の氣勢を昂め、野崎源左衛門が支部幹事長園田半五郎宛の書信（三月三日付）中に「（前略）老生ハ所謂硬派ニシテ脱黨組賛成之モノニ御座候 假令少數トナルモ飽迄藩閥ト戦ヒ神聖ナル立憲政治ヲ樹立致さざれば男子之本分難立モノト確信致居候（下略）」と云へるが如きはその一斑を語るものである。而して三月五日大津市平岡家に會合し、三月十二日を以て支部解散・滋賀縣政友俱樂部組織のため臨時總會開催の議を決し、即夜左記の諸氏は政友會連袂脱黨届及び滋賀縣政友俱樂部組織の盟約書に署名した。

井上敬之助 森川源吾 西村伊亮  
 村田虎次郎 島田保之助 山本岩三郎  
 園田半五郎 森久右衛門 樋上恭太郎  
 安孫子熊次郎 川村藤一郎 津田善右衛門



丸橋 茂平 廣瀬嘉三郎 桐畑 捨吉  
北村竹次郎 鯨江 彰 信正時治郎  
柴辻貞次郎

但し森川源吾は政友會脱黨届には署名せしも、中央にては亦樂會（無所議員團）に加入すべければとて俱樂部組織盟約書には署名しなかつた。

三月十二日、大津市交道館に支部臨時總會を開いた。吉田虎之助・山口重祿・藤澤萬九郎・小山義象の四氏を除き、大多數にて支部解散・連袂脱黨を可決し、次いで滋賀縣政友俱樂部組織を議決し、左の決議を行った。

長閑仆レ薩閣起ル 憲政ノ實何ニカ在ル 吾人ハ倍憲政擁護ノ爲メ奮闘努力閥族ヲ掃蕩シ以テ政黨内閣ノ樹立ヲ期ス

脱會か否かは各人の信念により、またその四圍の事情により意見の岐るゝところであるが、河村背水は三月十二日支部評議員に書を寄せて「凡成敗之事ハ迂メ觀ルコトノ難キハ古來之定説ナレハ此ノ去就ニ當テモ其是非ハ未タ俄ニ判然トハ難申候も拙子ニ於てハ松田正久氏トハ曩ニ盟約モ有之故ニ彼ニシテ其約束ニ背カサル限リハ我々之レニ違フハ士之情誼無之と存候間拙子ニ於てハ政友會之殘壘ヲ守リて松田氏ト共ニ進退可致候間左様御承知可被下候 就てハ本日御脱會之御方も可有之ト

推察致候 若果シテ然レハ永年之政友ニ袂別之運ニ逢着之事誠ニ斷腸之至ニ候も離合集散ハ政黨之常ナレハ如何共難致候も亦他日握手可致時節も可有之候間爲國家御自重專一ニ御健戰奉祈候」と云へるのは、政友會支部殘留者共通の感慨を洩らしたものであらう。

中央政界に於ては、桂内閣瓦解以來休會中の議會再會を前にして、桂公の新政黨派は二月二十四日桂公をはじめとし大浦子・後藤男・仲小路・若槻及び代議士等六十九名出席して代議士會を開き、黨の綱領並に政策を發表した。

第三十議會は同二十七日を以て貴衆兩院共再開され、會期は餘ますところ僅かに一ヶ月に過ぎなかつたが、この短時日間に於ける議事を以て議會はよくその協賛の任務を了した。再會後の議會に於て政友會は一部議員の脱黨に依て絶對多數黨たるの地歩を失ひ、これに對して在野各派は皆鋒を揃へて政府に反抗を試み、院外にあつても亦國民黨及び政友俱樂部は相聯合して閥族打破の名の下に各所に演說會を開き、現内閣及び政友會を攻撃したから、衆議院の狀勢は頗る懸念に堪えざるものがあつたが、政友會は依然第一黨たるの地位を占め、よく政府を援けて議事の進行を妨ぐるの甚しきに至らずして無事その局を結んだ。

山本首相は内閣成立當初の言明に従ひ、財政の基礎を鞏固にし、經濟の調節を圖るため、行政及び財政敷理に關し鋭意調査の歩を進めつゝあつたが、愈々調査が結了するに至つたので六月十三日



一括してこれを發表した。又文官任用令改正断行のことも首相が議會に於て言明せしところであつて、政府は爾來銳意調査の結果立案茲に成り八月一日勅令を以てこれを公布した。公布の勅令は「文官任用令」及び「特別任用の件」の兩件で、その内容は縦令未だ不完全の點なきに非ずとするも、兎に角官僚派が多年固守し來つた任用令もその一角はこれに依つて初めて毀たれ、他日の大改正を誘致するに便したるものと謂ふべきである。

當時曩きに政友會を僅々數名を残して殆ど舉縣脱黨し滋賀縣政友俱樂部を組織せる舊黨員中には政友俱樂部に嫌たらず、政府の断行せる制度整理・文官任用令改正の業績に鑑み、且つは政友會本部より派遣せられた小川平吉・奥野市次郎等の復黨勧誘に應じ、翻然復黨の決意を固むるものが現はれた。就中井上敬之助は十月に至り政友俱樂部幹部會開催を請求し、政友會は現内閣を援けて官制改革・制度整理をなせしを以て誠意あるものと認め、復黨せんことを提唱した。依つて同俱樂部に於ては屢々會合を重ね協議したが遂に意見の一致を見るに至らず、已むなく井上敬之助及びその同志は、村田虎次郎・酒井岩造・島田保之助・北村竹次郎・安孫子熊次郎・安孫子一郎・森勘次・園田半五郎・廣瀬嘉三郎・樋上恭太郎・川村藤一郎・野崎源左衛門・猪飼清六等の諸氏を残して大舉復黨するに至つた。顧みれば自由黨未だ興らざる政黨搖籃時代より自由黨・憲政黨・政友會と常に志を同じくし相共に手を携へて憲政有終の美を濟さんがために苦難の路を踏み越へ來つた盟友も

茲に永く袂を分つたの已むなきに至つたことは限なき痛恨事であつた。離合集散は政黨の常とは謂へ、主義に生き主義のために死する政黨員たる現實の嚴しさを思ふと共に、歩む道は異なるとも窮極の目的を同じうするもの、健闘を冀つて、袂別の同志への餞としなくてはならぬ。

十一月一日を以て井上敬之助及びその同志は復黨したが、政友俱樂部は復黨を不可とする意見書を同三日縣下各方面と發送した。兩派の論點の相違を窺ふ一端として意見書を抄出すれば次ぎの如くである。

三月十二日臨時支部總會を開き一二を除く外大多數を以て政友會滋賀縣支部を解散し連袂脱黨の上直ちに滋賀縣政友俱樂部を組織し憲政擁護閥族打破の大旗の下に行動し來りて漸やく八閱月を出でざるに井上敬之助氏等は現内閣が不完全なる文官任用令改正官制改革（陸海軍大臣を文武對等とせしにあらすして單に豫後備大中將を以て大臣となすを得べき一項を加へたる寧ろ改惡に近きもの）制度整理を爲したりとの口實の下に政友會に復黨すべく提唱され屢々會合を重ねたるも吾人は斯の改正整理は西園寺内閣當時の懸案にして其一端を實行せしに過ぎざるのみか閥族桂内閣すら之れ以上の改正整理を断行すべく議會に聲明せしは今尙ほ耳目に新なる處にして吾人の唱道する憲政擁護の見地に於て何等の價値を認めざるなり、而して現内閣既往の施政を觀るに外交上失政を重ねたるの過ちを認むるも民論に鑒み善政を施きたることを認むるに由なし、加之なら



す現内閣は彼長閥が唯一の武器として西園寺内閣を瓦解せしめ民論の大反對を招きたる二個師團増設問題に對し何等言明する處なきのみならず新聞紙上傳ふる處に據れば楠瀬陸相は本増師案を閣議に提出せりと、果して真なりとせば政友會内閣なりと標榜せる現内閣は如何に之を處置せんとするか 吾人國民は刮目して其行動を監視せずんばあるべからず、其他諸般の施設に對し現内閣及其與黨たる政友會に誠意ありや否やは來るべき議會を俟つて知るべきのみ、然るに閣族内閣たりとも實行し得べき文官任用令改正・官制改革・制度整理を以て誠意ありと認むるは早計に失するものと斷言するに躊躇せざるなり、故に吾人は遺憾乍ら井上氏等の復黨に同意を表する能はず爰に袂を別ちて依然政友俱樂部に在つて憲政擁護閥族打破の初一念を貫徹し以て憲政有終の美を濟さんことに努力致候

尙ほ森川源吾は一時脱黨して亦樂會に屬してゐたが、これまた政友會に復黨し、村田虎次郎も後に組織せられた中正會に入會せしも幾ばくもなく復歸し、縣下政界の分野に曾つてなき大變動を惹き起したる脱黨騒ぎも茲に漸く大團圓を告ぐるに至つた。

桂公はこの年二月新政黨組織の宣言を發したが、不幸春來病を得、ために結黨式を擧ぐる能はず、在再日を過ごしてゐたが、十月十日に至り病俄かに革まり遂に薨去に逢ふや黨内忽ちに動搖を生じ、葬儀纒かに終つて一坏の土未だ乾かざるに早くも黨を脱する者相踵ぐに至つた。仲小路廉の如きそ

の最も率先者にして、公の薨後數日を経て黨を去り、次いで更に旬日を出でざるに五常務員の一人たる後藤新平男亦驟然脱黨した。かくて公の薨去により新政黨は大打撃を蒙つたが、その初志を貫徹するに決し、愈々結黨の準備を進めて第三十一議會召集の前日、即ち十二月二十三日築地精養軒に於て結黨式を舉行し、同時に加藤高明男を總理に推戴した。茲に立憲同志會は成立し、當時の所屬議員數は九十二名であつた。

又曩きに政友會よりの脱會者に依つて組織せられた政友俱樂部は復黨者等のため會員を減じて甚しく微弱となり、遂に亦樂會と相合して新に中正會なるものを組織し、尾崎行雄の傘下に加つた。議會召集時の議員は三十九名で、本縣よりは村田虎次郎が一時これに加入した。

愈々十二月二十四日を以て第三十一議會は召集せられた。本議會中世の耳目を聳動せしめ、遂に山本内閣を瓦解せしめるに至つたのは海軍收賄事件、所謂シーメンス事件の突發であつた。新年に入つて議會再會後未だ兩三日を経ざるに意外なる海外電報が突忽として都下の一二新聞に依りて傳へられ、シーメンス會社は注文を取らんがため日本海軍將校に贈賄したる事實を暴露した。この報初めて傳はるや忽ちにして朝野の注意を喚起し、遂に議會の大問題となり、反對黨は奇貨居くべしとなし、質問續出して海軍當局をしてこれが應酬に暇なからしめ、院外に對して煽動到らざる所なく、ために國論沸騰、政界喧囂、遂にまた前年政變の際に於けるが如き光景を呈するに至つた。二



月十日反對黨は一致聯合、相共に政府を彈劾するに決し、不信任決議案を上程した。政友會は山本内閣成立の際多數の脱會者があつたため、一時過半数黨たるの地歩を失つてゐたが、脱會者中その後復歸せる者陸續相踵ぎ、加之新に入會または當選せる議員も少なくなり、本議會召集の頃には所屬議員數二百五名に達し、過半数黨たるの地歩を回復してゐたから、決議案の採決せられるや、本案を可とする者百六十四、否とする者二百五即ち四十一票の差を以て遂に否決し去つた。この日比谷公園に於ては特に該問題の衆議院に上程を豫期して國民大會が開かれ、參集せし數萬の民衆はその散會と共に議院に向つて殺到し、これを包圍して示威運動を試みた。而かも院外に於ける騷擾は尙ほ數日に亘つて繼續し、遂に群集と警官との大衝突を惹き起し、殊に東京日々新聞記者某が警官によつて刃傷せられたる件及び深夜警官が二百餘名の民衆を拘禁せる一事は亦政界の問題となり、反對黨はこの兩事件を捉へて内務大臣彈劾の決議案を提出したが、是亦否決せられた。

當時大正三年度總豫算案は既に衆議院豫算委員會に附せられ、審議を進めつゝあつた際であつたが、反對派は海軍費目の大削減に依つて大いに政府を苦しめんとするの方針を執り、その總額一億五千四百萬圓（十個年繼續）に對し、國民黨は新規要求七千萬圓削減説を主張し、同志會及び中正會は全額削除説を主張したが、結局海軍補充費は三千萬圓の削減を以て貴族院に送附された。貴族院はこの海軍補充費中七千萬圓を削除するに決し、兩院協議會又不調に終つた。三月二十三日、議

會の會期切迫の際に及び、反對黨はさきに不信任決議案・内相彈劾案の共に否決せられたるにも拘はらず、上奏案を提出したが、是又賛成者極めて少數を以て否決された。

この日兩院協議會の結果は兩院とも本會議に於て報告せられ、總豫算は形式上に於ても全く不成立に歸した。當時貴族院は海軍大補充案を以て表面陸海軍の偏倚を來すの虞ありとしてこれに反對したが、實は瀆職問題に就いて責任を明かにするに於ては、衆議院の賛成したる程度まで讓歩するに吝ならずとの意向を暗示した。然るに政府は斷乎としてこれを顧みず、茲に決する所あり、議會は二十三日より三日間（會期の終了まで）停會を命ぜられ、會期終了の翌二十六日閉會式を舉行し、同日閣員總て辭表を捧呈し、山本内閣は事實に於て茲に倒れた。

山縣・大山・松方三元老は後繼内閣の件に關して御諮問を蒙り、凝議の結果貴族院議長徳川家達公を奏薦したが、公はこれを拜辭し、更に清浦奎吾子を奏薦し、御内命同子に降るや、同子は暫く御猶豫を仰ぎ奉り、爾後閣員の人選につき猛然活動するところあり、殆ど詮考を終つたが、端なくも海軍大臣について頓坐を招き、終に拜辭のやむなきに至つた。茲に於て元老會議は大隈伯の出慮を促すに決し、四月十二日諸元老と伯との會見となり、伯の應諾となつて、翌十三日伯は參内して大命を拜受した。かくて四月十七日第二次大隈内閣が成立した。

伯は大命を拜受するや、非政友三派を基礎とする内閣を組織せんとし、先づ加藤同志會總理と折



衝して同志會を與黨たらしめ、尾崎・犬養兩氏と會見、兩氏を入閣せしめて中正・國民の兩派の支持を求め、尾崎は應諾したが、犬養は入閣を拒絶し、閣外に在りて援助すべき旨を約し、茲に大隈伯は同志會を以てその中堅となし、中正會及び國民黨を以てその兩翼となせる内閣を組織したのである。かくて三派は遂に伯の傘下に集つたが、政友會は依然として絶對過半数を衆議院に有し、三派を合するも未だ以て一個の政友會に敵するに足らず、内閣を支持するがためには微弱なる勢力であり、加ふるに三派は渾然融和したのではなく、事あらば輒ち睽離を免れざる不安を藏して新内閣は出發したのである。

この月十二日、明治天皇の皇后として坤徳一世に高かりし昭憲皇太后崩御遊ばされ、大喪費の協賛を目的とせる第三十二回（臨時）議會は大正三年五月六日を以て開かれ、同月二十四日大喪の儀が行はれた。

西園寺總裁は第三次桂内閣當時辭任申出以來黨務を視ず、爾來松田・原兩總務協力して黨務の處理に當つたが、三年三月五日松田總務逝去以後原總務獨り黨務を攝行し來つた。而して西園寺總裁は辭意愈々切なるものがあり、遂に總務原敬を後任に推薦し、三年六月十八日政友會は臨時大會を開いてこれを承認し、新總裁は茲に定まつた。

#### 第四章 原總裁時代

大正三年六月二十日を以て臨時議會が召集せられた。即ち第三十三議會であり、原總裁就任最初の議會である。今回の議會は海軍々備補充費の協賛を求めんがために召集せられたのであつて、海軍々備補充費は曩きに山本内閣が大正三年度總豫算に計上し、第三十一議會に提出したが、同豫算は不成立に終つたゆゑ、既に着手中の造艦事業は工事中止の已むなき苦境にあり、その善後の方策を講ずることは實に當時の急務であつて、これがため臨時議會の召集となつたのである。これに對し、政友會は海軍々備の補充は固より急務なるを認め敢て異議はなかつたが、内閣員中には曩きに第三十一議會に於てその不必要なるを力説して、時の政府に反對した尾崎氏の如きあり、又首相大隈伯の如きはその野に在るや國民負擔の苛重なるを難じて減税の必要を絶叫せし人、然るに今朝に立つやその言動甚だ副はざるものあるを以て、これ等に對して政友會は不問に附するを得ず、大いに質問したが、海軍々備補充の必要はこれを認めるところであるから異議なく追加豫算案を可決し、第三十三議會は無事閉會を告げた。

間もなく世界大戰がその序幕を切つて落した。大正三年六月二十八日埃國皇儲フランツ・フェル



チナンド親王及び同妃がボスニヤ州の首府サラヴエオに於てセルビヤ人のために暗殺せられるや、これを動機として端なくも前古未曾有の大戦が勃發した。即ち同年七月二十八日奥國のセルビヤに對する宣戰を發端とし、獨逸亦兵を動かしてこれに加はり、これに對して露佛の宣戰するあり、尋いで獨軍の白耳義の中立蹂躪を口實とする英國の參戰となり戰雲は忽ち歐洲の全土を掩ふた。帝國また日英同盟と東洋平和のため、八月十六日支那膠州灣に於ける獨逸租借地の武装解除を要求する最後通牒を發し、二十三日宣戰を布告した。開戰に基く所謂軍事議會は九月三日に召集せられ十日を以て終つた。即ち第三十四議會であつて、素より軍事議會のことであるから平穩裡に終了した。

大隈内閣は今次の戦亂に鑑み、愈々二個師團増設の急要を痛感し、是非この問題を解決せんとし、第三十五議會に於てこれが提案をなすに決した。本問題は曩きに西園寺内閣を倒壊せしめたる難件であり、爾後政界多事の間に經過せしを以て一時聲を潜めてゐたが、偶々歐洲戰亂起り我が邦また交戰國の班に加はり、茲に軍國の状態を現出するや、隱忍以て機會を待ちし陸軍側はこれを機會に素志を達せんと欲し、その要請頗る強硬なるものがあり、大隈首相は遂にその議を容れ、而して閣員中に於てはかつて根本的に増師不可論を唱導せし尾崎氏の如き在るに拘らず、同問題は何の異議なく閣議を通過し、大隈内閣はこの問題を掲げて第三十五議會に臨むこととなつたのである。

本問題に對する各政派の方針は、大隈内閣與黨中の中堅たる同志會に於ては政府の提案に同意を

表したるは勿論であつたが、國民黨は反對を表明して憚らず、政友會は議會召集前の定期大會に於ける宣言に於ては「國防問題の如きは時運の趨勢に鑑み考查審究以て至當の處置を採るべきなり」と云へるのみにて、何等可否を言明しなかつたが、黨内に於ては是より先き既に反對論喧しく、東海十一州會・九州會・四國中國會等續々として反對を決議するに至つた。

かくて第三十五議會は大正三年十二月五日を以て召集せられ、豫算案が委員會の審査に附せらるゝや、二個師團増設問題に關しては殊に幾多の質問を重ねたる後、同月二十一日政友會代議士會の議を以て、豫算案中より該費目を削除するに決した。然るにこの當時頗る奇怪なる行動を採る議員が黨中に現はれた。彼等は屢々諸所に密會して何事かを謀議し、豫算案が既に同委員會の査定を了し、二十五日まさに衆議院の本議に附せられんとするや白川友一等十八人は連署して脱黨を宣明した。政友會又除名處分を斷行し、結束して本會議に臨んだ。議會に於ては委員長大岡育造より委員會の結果を議場に報告し、これに對して賛成・反對兩派より交々立つて討論し、最後に岡陸相及び大隈首相登壇して原案維持説を述べ、茲に討論終結の上、記名投票を以て採決し、増師案を可とするもの百四十八、否とするもの二百十三、即ち六十五票の差を以て増師案は茲に葬り去られた。政府は増師案の通過を圖らなため百方手段を弄したが、遂にその目的を達する能はず、衆議院に於て否決せられるや、茲に愈々最後の手段に出で、同日衆議院は解散を命ぜられた。解散に伴ふ臨時



總選舉は翌大正四年三月二十五日を以て舉行する旨、解散の翌日を以てその詔書が公布せられた。

政府はこの選挙に於て政友會を碎き、與黨をして絶對多數を占むるの地歩を得せしめんと欲する意圖の歴然掩ふべからざるものがあり、議會の解散も畢竟この目的より行はれた豫定の行動に外ならず、されば解散について直ちにその目的に向つて活動の準備に着手し、先づ手を下せるは專任内務大臣の決定である。即ち一月七日大隈首相の内務大臣兼官を免じて農商務大臣大浦兼武を内相に任じた。ついでその翌日を以て地方官の更迭を行ひ、更に地方長官會議・檢事正會議或は各府縣警察部長を召集するなど多少なりとも選挙に關係ある官吏に對しては總選挙に關する訓示を與へた。政府がこの選挙に於て所期の目的を達せんがため如何に焦慮せるかを知るべきである。選挙期日の切迫と共に政府の狂奔振りはその比を見ず、總ての閣僚は隨處に官費遊説を逞ふし、殊に大隈首相は八十に垂んとする老齡、而も義足もて纒かに歩行する不具の身を以て、乍ち畿内に現はれ乍ち北陸に出で宛も電光の閃く如く東奔西馳、日も亦足らざる如き有様であつた。又當局者は口に選挙取締の公平を高唱しつゝあるもそのなすところは悉くこれに反し、在野黨に對する干渉は至らざるところなく、或は金力を以てこれを誘致し、或は權威を以てこれを壓迫し、辛辣陰險の限りを盡した。茲に於て政友會候補者の苦戦は眞に名狀すべからざるものがあつたが、その地盤は由來鞏固なるを以て少なくとも百五十名以上の當選者はこれあらんかと豫期せられたに拘らず、開票の結果は意外に

して、各地方よりの報告は落選の不成績を報するもの陸續相踵ぎ、その當選者は僅かに百五名に過ぎず、これに反して同志會の當選者は百五十名を算し、これに中正會及び大隈伯後援會所屬のものを加ふれば、政府の與黨は二百餘名に達し、絶對多數の位置を占むるに至つた。尙ほ國民黨は解散當時の三十二名に比して五名の減少となり、二十七名の當選者を保持した。

滋賀縣に於ける第十二回總選挙の状況は、先づ大津市に於ては同志會より西川太治郎、中正會より村田虎次郎、中立として森久右衛門・石野正弘の諸氏が立候補の呼聲があり、結局西川・村田兩氏の一騎討を豫想せられたが、村田氏は遂に立候補を斷念せるため、西川氏の獨り舞臺となり、悠悠當選した。郡部に於ては中正會より島田保之助立ち、大隈伯後援會より阿部房次郎立候補せんとし、同志會にては松田三郎・谷澤龍藏・松宮尙次郎三氏の立候補説あり、これに對し國民黨にては逸早く柴田源左衛門・藤井善助・人見米次郎の三氏を公認し、更に望月長夫も形勢觀望の有様にて他派の候補者の立ち工合を見て四名公認を揚言せる状態であり、又中立を標榜せるものには西田庄助・西川嘉右衛門があつた。政友會よりは井上敬之助立ち當選確實と豫想せられ、他に西村伊亮・中村喜平等の立候補が噂せられたが共に立たず、結局一名の候補者に止まつた。かくて前記の諸氏の中、或は遂に立候補を斷念せるものもあり、或は中途にて候補を辭退するものもあつたが、頗る亂戦にて形勢混沌たる状態であり、數旬に亘る苦闘の末最後の榮冠を得たるもの、政友會の井上敬



之助、國民黨の藤井善助・望月長夫、中正會の島田保之助、中立の西田庄助の諸氏であつた。新議員は前回の顔觸を一變し、政府の干渉壓迫頗る苛酷なるものがあつたに拘はらず、政友會は鞏固なる地盤の上に立ち、且つ善謀勇戦、縣民多數の輿望を荷つて井上氏の當選を見るを得た。

この選挙の前後に方り我が政府は青島陥落後膠州灣問題の善後策を講ずると共に、關東州租借・南滿洲鐵道その他日支間の諸懸案を解決せんとし、一月十八日駐支公使日置益をして五項二十一箇條の案を支那大總統袁世凱に提示し、爾來外交總長陸徵祥と會商する二十餘回の末、支那側の希望を容れ、四月二十六日我が要求に幾分の修正を加へ支那の同意を求めた。然るに支那政府はこれに應ぜず、我が政府は已むなく斷乎として五月六日を以て最後通牒に及び、支那政府は遂に同八日を以て承諾の回答を齎し來り二十五日には條約調印を了した。かくしてこの交渉事件は茲に局を結んだが、外交折衝中我が政府は屈讓に屈讓を重ね、甚しく帝國の威信を毀損し、且つこれがために支那國民の怨恨を買ふに至つたことは帝國のために痛嘆に堪えざるところである。

臨時總選挙に次いでの特選會即ち第三十六議會は五月十七日を以て召集せられた。政友會慘敗後の衆議院は政府側頗る優勢であつて、六月一日には追加豫算全部を通過せしめ、前議會解散の原因であつた二個師團増設案も百三十一對二百三十二の多數を以て可決した。政友會はこれに屈せず、政府の對支交渉は失政の甚しきものにして斷じて看過する能はずとし、國民黨及び無所屬中の有志

と相謀り、六月三日内閣彈劾決議案を提出し、原總裁先づ登壇して獅子吼をなし、國民黨の犬養氏亦大いに政府を攻撃したが、採決の結果百三十三對二百三十二即ち九十九票の差を以て遂に否決せられるの已むなきに至つた。次いで内相彈劾決議案を提出した。即ち前議會解散に伴ひ行はれた衆議院議員總選挙に於て大浦内相に醜穢なる行爲があり、その事實の一端は偶々高松地方裁判所に於ける白川友一の選挙法違反事件豫審に於て暴露した。茲に政友會は國民黨と共に斷じて看過すべからざる非違として、大浦内相の引責處決を促したのである。この決議案は六月七日を以て上程せられたが、政府與黨は多數を恃み、全然その事實を認めずとして否決し去つた。更に政友會は國民黨と共に、總選挙に際し政府が異常の干渉を行ひしことは掩ふべからざる事實にして、憲政のために將た世道人心のため黙視すべからざるところなりとして内閣不信任案を提出したが、これまた少數にて否決せられた。ついで提出せる議長不信任案も亦同一の運命に陥り、この期議會中政友會は彈劾に次ぐに彈劾を以てしたが、政府與黨のために制せられ、一も奏効するところなくて閉會するに至つた。これに對し政府與黨は何事も意の如くならざるところなき得意の絶頂に立つてゐたが、その得意は豫期せざる問題により忽ち崩るゝに至つた。

政友會總務村野代議士の告發に係る大浦内相の收賄事件の審理進行中、これに關聯して第三十五議會解散の主因たりし二個師團増設問題につき政府が賄賂を用ゐて政友會中の一部議員を誘致せる



一大瀆職事件が暴露するに至り、六月二十八日この事件に關し衆議院議員白川友一及び板倉中等の拘引せられたのを第一着として連坐せるもの十七名に上り、更に七月二十八日を以て林田衆議院書記官長の拘引せられるに及び、政府は錯愕措かず、直ちに臨時閣議を開き、その結果大浦内相は辭表を呈出し、七月三十日各大臣連帶辭職をなすに決し、閣員總て辭表を捧呈した。然るに大隈首相は優渥なる聖旨を拜して留任と決し、唯だ閣員中加藤外相・若槻藏相・八代海相の辭意は固きため、そのなすに委してその補充を行ひ、大隈内閣は依然その地位を存續することゝなつた。

この歳十一月七日 天皇陛下には京都皇宮に移御し給ひ、月の十日を以て御即位の大典を擧げ行はせられ、尋いで大嘗祭を行はせられ、諸般の御式滞りなく濟ませられ、二十八日を以て還幸あらせられた。

第三十七議會は大正四年十一月二十九日を以て召集せられた。同志會は依然第一黨として他の與黨と共に衆議院に絶對多數を占有したから、この期議會は政府の企つるところ一として成らざるなき有様で経過した。唯だ政友會は國民黨並びに無所屬議員と共同し、内閣が曩きに瀆職の獄起るや罪を閣臣の一人に嫁して責任を回避し、口を聖旨に藉りて留任を敢てせるは立憲の大義に反するものであり、その他税政甚だ多く、眞に黙過すべからざるところなりとして内閣彈劾決議案を提出し、原總裁自ら陣頭に立つて閣臣の行動を難じたが、百二十四對二百七の少數を以て否決せられた。

かくて大隈内閣は曲りなりにも第三十七議會を終了し、閉會の後に至つても所謂高遠の理想を事實の上に現はすは今後に在りと云ふが如き口吻を以て、自からは尙ほ大いに爲すあるの概を示し、種々畫策するところがあつたが、一も成績の見るべきものなく、且つ人心漸く倦みたる兆候著しく、四圍の狀勢内閣の存續に愈々非なるものあるを見て、遂に大正五年六月下旬に至り辭意を内奏した。然るに依然その職に留まること五旬餘、十月四日に至り閣議を開き、辭職決心の次第及び後繼者として加藤同志會總理を奏薦せんとするの意を述べ、即日直ちに辭表を捧呈するに至つた。

大隈内閣の辭職するや、山縣・松方・大山の三元老及び西園寺公を會して元老會議が開かれ、その推薦により大正五年十月九日朝鮮總督寺内正毅元帥が内閣を組織した。

この月十日憲政會が成立した。既にこの年六月の末より大隈内閣の與黨三派即ち同志會・中正會及び公友俱樂部（大隈伯後援會所屬の議員を中堅とせし無所屬團の改稱）の合同が策せられ、數次の會合を重ねたる後、十月八日宣言書及び綱領を發表し、翌十日結黨式を築地精養軒に舉行し、加藤子を總裁に推戴した。

尙ほ十一月二十五日、憲政會に合同を肯ぜざりし中正會の殘留組花井卓藏等九名及び公友俱樂部殘留組下岡忠治等二十七名は合併して公正會を組織した。

寺内内閣成立後最初の議會即ち第三十八議會は大正五年十二月二十五日を以て召集せられた。衆